

点検・評価報告書

2023

 上武大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	18
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	55
第7章 学生支援	64
第8章 教育研究等環境	82
第9章 社会連携・社会貢献	90
第10章 大学運営・財務	96
(1)大学運営	96
(2)財務	105
終章	112

序 章

本報告書は、2023 年 5 月 1 日現在の基礎データに基づき、さらに 2023 年度内の活動も一部加味して同年度の点検・評価を報告書としてまとめたものである。

本学は、2010 年度、および 2017 年度に公益財団法人大学基準協会（以下、本報告書では「大学基準協会」、あるいは「同協会」と略す。）による大学評価（認証評価）を受審し、適合認定を受けた。同協会では、2011 年度からの第 2 期の認証評価において、評価の内容が「内部質保証」の体制の整備に主眼が置かれることとなった。これを受けて本学においても内部質保証体制の整備に向けて検討を開始したが、方向性について学内での合意を形成する時期が折あしくコロナ感染症のまん延時期と重なり、その対応に忙殺されることにより「空白の 3 年間」をおくることを余儀なくされた。

このコロナ感染症が、法規的には感染症法の 2 類から 5 類に移行することが定められるなど対応の先行きに見通しが見えてきたことを機に、2022 年度から対応を加速させた。そして、教育と研究双方の質の向上を図るため、同年度内に内部質保証体制の要となる内部質保証会議を設置した。また、それまで置かれていた自己点検推進委員会を拡充・改組した内部質保証委員会をその下部組織として位置づけた。

さらに、それまで事務方管理職の意見交換の場であった事務連絡会議を規定化して運営連絡会議に改称するなど、組織の整備・拡充に努めることとなった。また、内部質保証委員会の役務の一環として、従来の授業アンケートに加え、入学時・卒業時アンケートの実施や、学生満足度調査を改称した学生生活アンケートの実施も精力的に行った。

このような取り組みのもと、認証評価の各基準における課題の抽出および改善計画の策定・実行・検証・改善を有機的に実施し、全学的に内部質保証の実質化を図った結果、新たな体制の下に PDCA サイクルの実効性が高まり、内部質保証についても着実に改善が進んだものと自負している。

なお、本学が 2017 年度に大学評価（認証評価）受審における適合認定を受けた際に、認定時に 1 項目の「改善勧告」および 9 項目の「努力課題」を指摘された。これらについては改善へ向けた方針を策定の上、当該の各部署に指示し、一つひとつ丁寧に改革・改善に取り組み、その対応について 2021 年度に大学基準協会に改善報告書を提出し、改善の実を確認していた。

現在、国内各大学は、それぞれ教育、研究における特性を踏まえた機能強化を進めているが、本学においても、建学の精神および学則に基づく理念・目的の下で更なる個性を発揮し発展し続けるために、教職員一丸となって不断の改善・改革を推進していく所存である。

第 1 章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学はビジネス情報、看護の 2 学部と、両学部の上に置かれた大学院経営管理研究科によって構成されている。そして、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科が置かれている伊勢崎と、同学部国際ビジネス学科、看護学部、大学院が置かれている高崎の 2 つのキャンパスを有している。

各キャンパスには、創立者故三俣貞雄の提唱した建学の精神、「雑草精神（あらくさだまし）」を刻した記念碑（根拠資料 1-1）が建てられている。本学では「雑草精神」は、学園祭（雑草祭）をはじめ、施設・設備の名称（伊勢崎キャンパス雑草会館）や様々な催しなどに冠せられ、教職員・学生の中に定着している。昨今ではスポーツ活動が盛んである本学の特徴を生かし、応援用の横断幕や学生たちに配付される競技時使用のタオルに、筆字で書かれた独特の「雑草精神」の文字がプリントされている。これらは学生たちに一体感をより強く認識させ、競技力向上に向けた意識の高揚にもつながっており、本学の建学の精神を多くの方々に認知していただくことにも役立っている。

この「雑草精神」は「いかなる境遇にも耐えて発展する強靱な精神力・体力・生命力」を表現しているが、創立者は、さらに雑草が広く大地に根を張り続けている様子に着目し、今を生きる若者たちにすべからく教育の根を広げていこうという発想のもと、学びたいという意欲を持つ若者に広く門戸を開き、人間教育に立脚した学生中心の普遍的・専門的教育を施し、いつの時代にあっても、どのような環境におかれても、実社会において即戦力となる幅広い職業人の育成を図ることを志して、この「雑草精神」を建学の精神とした。

創立当初こうした理念の下に入学した学生たちは、共に語らい、共に学ぶという、人と人とのつながりを根幹とした教育方針に共鳴し、啓発され、教職員と一体となって本学発展のため邁進していこうという気概を持つようになった。まさに力強く根を張る雑草のごとく、自立心とチャレンジ精神にあふれた、新しい時代を切り開いていく人間形成の象徴と言えようが、この雑草精神は今日に至るまで本学の教職員や学生たちに服膺されてきたのである。

このような理念の下、学則第1条第1項には「本学は、北関東における学術の一中心として人文・社会・自然の諸科学にわたる幅広い専門的教育と豊かな人間形成の場として、均衡のとれた総合的、学術的・研究・教育を推進すると共に創造力に富み、国際的感覚豊かな積極性のある人材を育成することを目的とし、もって地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与することを使命とする」（根拠資料 1-2）ことがうたわれている。

このことを具現化し教育研究活動を推進させていくため、建学の精神「雑草精神」と相俟って導き出された具体的教育目標は学則第1条第2項第1号から第4号まで、以下の通り定められている。

- 一 学生一人ひとりの個性を尊重した教育
- 二 創造力豊かな人間形成を重視した教育
- 三 理論と実践の融合を目指した教育
- 四 地域社会や国際社会に貢献できる人材教育

なお、学則上には定められていないが、研究目標も同様に以下の通り定めて、大学のホームページ上にて公開している（根拠資料 1-3 【ウェブ】）。

- ・ グローバルな視点に基づく研究の遂行
- ・ 柔軟で斬新な発想に基づく研究の遂行
- ・ 社会還元可能な研究の遂行
- ・ 連携に基づく実学重視の研究の遂行

さらに前述の教育目標のもとに、各学部・大学院では教育目標を個別に掲げ、学則第3条第3項および大学院学則第1条（根拠資料 1-4）にそれぞれ定めている。ビジネス情報学部と大学院を例にとれば、まずビジネス情報学部では「グローバル社会において、ビジネスに関する実用的な知識やスキル、またスポーツと健康に関する理論や実技を身に付け、時代の変化に対応できる柔軟な発想力を備えた幅広い職業人を育成し、社会に寄与することを目的とする。」とし、さらにスポーツ健康マネジメント学科では、「スポーツ・健康への関心が高まっている社会的背景に対応し、スポーツや関連するビジネスの理論や実践を学び、スポーツを通して社会で活躍できる人材を育成する。また、人々の健康の維持・増進に貢献できる人材、あわせて柔道整復師や救急救命士の養成も行う。」、国際ビジネス学科では「グローバル化・デジタル化が進む現代社会において、経営・会計・情報関連の知識を身に付け、即戦力として様々なビジネスシーンで活躍できる人材を育成する。」と定めている。

大学院では「専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を養成する。」と定めており、これらの目標を達成していくことにより、高等教育機関としての固有の役割を担い、多様な人材の創出が求められる現代社会において、本学が果たすべき使命を全うできるものと確信する。それは建学の精神である「雑草精神」のもと、幅広

い職業人の育成を目途とし、地域社会や国際社会において、自己に備わった能力をいかんなく発揮し、多種多様な考え方や職業を持った人びとと共存しながら、ともに社会の発展に貢献する優れた人材を育成することである。

1.1.2. 大学の理念・目的および学部・研究科等の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科または課程ごとに、研究科においては、研究科または専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

本学の理念や学部等における教育目標に関しては本学ホームページに公開しており、同時に『大学案内』（根拠資料 1-5）にも明記している。なお学部の教育目標に関しては 2017 年度の認証評価受審時の指摘を受けて学則を改正し、第 3 条第 3 項に明記した。また本学を志望する高校生等に対しては、オープンキャンパスや各学校等で開催される大学説明会において、前述の『大学案内』などを用いて説明しており、在学生には年度当初に行われる各学年ガイダンスにおいて繰り返し説明している。大学院生についても、年度当初のアカデミック・オリエンテーションにおいて、学長や研究科長が説明を行っている（根拠資料 1-6）。

本学の構成員である教員には、採用面接時に本学での現状説明とともに理念や教育目標を理事長、学長自らが説明し、入職後の本学の教育研究活動への理解促進を行っている。また各学部の FD 活動の一環として、新採用教員にはあらためて建学の精神や教育目標などについてのガイダンスを行うこととした（根拠資料 1-7）。事務職員には、教員同様採用面接時に理事長が直接説明しており、採用後も研修において説明を行っている。

一方、本学の構成員はもとより、本学を取り巻く地域社会の構成員や、広く世間一般の方々にも、本学の代名詞的存在として建学の精神「雑草精神」は認識されている。とりわけスポーツ関連での学生の活躍がめざましく、メディアなどに取り上げられるたびに、大学名とともに精神的拠り所として「雑草精神」という言葉が語られ、その意味するところに関心を持たれる方々も数多くいると思われ、既に社会的認知を得ていると言えよう（根拠資料 1-8）。

また、大学主催の公開講座や学園祭においてもこの「雑草精神」はなじみある名称として認知されており、さらに理事長が自身担当する本学での授業を取りまとめて出版した「雑草精神」と銘打たれた書籍も、各メディアで取り上げられ、社会的話題となった（根拠資料 1-9、1-10、1-11）。

これらの活動の結果として、本学構成員をはじめとする多くの方々に本学が目指す人材育成につき関心を持っていただき、理解促進が図れている（根拠資料 1-12、1-13）。また、こうした理念などを含む本学の基本情報もホームページを通じて広く公開しており、その効果も上がってきていると思われる。以上を踏まえ、本項については概ね良好に推移していると考えている。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点

○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では2022年度から3年にわたる期間で中期計画を策定した。しかしながら様々な将来計画をコロナ禍の下で検討したため、具体的な数値目標までを反映させることが難しい状況であった（根拠資料 1-14）。

そのため、項目的には教育研究活動の更なる活性化を目途として、施設・設備の拡充や学生支援などについて、今後の方針を明示するような内容となっている。そのなかでも施設・設備の拡充に関しては、大規模な改修工事を伴うものが予定されていたため、第2号基本金への組み入れを行うなどの予算措置が講じられている。また毎年度策定される事業計画には、この中期計画を受けて部分的に予算化されているものもあり、学生支援の一環であるキャンパス・アメニティの向上計画はその一例である。具体的にはトイレ改修工事や空調設備、照明設備の刷新などがあげられ、これらは各キャンパス事務室からの要望により実施され、現在も継続中の案件となっている。また、コロナ禍によりオンデマンド型の授業運営が必要となってきたことを受けて全学的なネット環境の見直しを進め、いくつかの講義室に無線LAN設備をほどこしたことも、中期計画上の大学におけるDX化促進のあらわれであると言えよう。

ただし、計画の具体的目標、数値目標等が示されていないことによって計画の進捗管理が滞り、計画自体が曖昧になってしまう恐れもある。そのためこの中期計画を補填するような具体的な事項について、理事長、学長が中心となり大学役職者やそれぞれの部署の責任者に加え、内部質保証会議からの提言なども受けて取りまとめ作業が進められている。

なお2017年度に受審した認証評価の結果については、中間報告時にも対応がなされており、中期計画に組み入れるまでもなく、改善案等に関しては自己点検推進委員会が中心となり審議検討を行い対応した。

1.2. 長所・特色

スポーツ活動を中心とした学生たちの目覚ましい活躍により、建学の精神「雑草精神」という言葉については広く世に浸透してきている。さらには手がき文化研究所が主催する公開講座や理事長自らが編著者として出版してきた書籍等も、本学の建学の精神への理解促進に加え、本学での授業の様子、地域貢献の取り組みの内容、学生たちの日ごろの活動状況などを、多くの方々に知っていただく上で大いに役立っている（根拠資料 1-9、1-10、1-11）。

こうした学生たちのスポーツ活動や、公開講座などの文化的活動に触れて、本学に関心を持ってくださる方々も増えてきている。このように直接的に大学との関連性があまりない、受験生などではない一般の方々にも、本学が行っている教育研究活動への関心が高まりつつあることは、本学独自の特徴と言えよう。

1.3. 問題点

前述のように中期計画については具体的な数値目標等を示し、計画を補填していく必要がある。その際にどのようなプロセスで審議検討を行うのかも重要であり、現在公表されている内部質保証の仕組みが有効に機能しなくてはならない。

そのため 2023 年度から新たに内部質保証の体制整備が進み、内部質保証会議において中期計画のより具体的な目標の提示、予定していた計画の進捗管理・修正を検討するよう発議された。これを受けて内部質保証委員会が作業を進め、それらを取りまとめ内部質保証会議から提示案を常任理事会に上げることとなった（根拠資料 1-15）。

1.4. 全体のまとめ

本学の理念や教育目標等は、学則その他の規程、『履修要項』等にも明文化して掲げており、周知・公表についても本学ホームページや『大学案内』、加えて大学出版の書籍等にも記載している。さらに在学学生には、入学式や学位記授与式において、理事長や学長が自ら建学の精神を語っており、年度当初の各種ガイダンスでも担当教員や教学課配属の職員らが説明している。同様にオープンキャンパスに訪れた高校生やその保護者にも、学部・学科の特徴とともに本学の教育目標等を説明しており、大学を取りまく地域社会にも本学の理念や教育目標は十分に浸透していると思われる。

根拠資料

- 1-1 「雑草精神」を刻した記念碑（撮影画像 2 点）
- 1-2 上武大学学則
- 1-3 本学ホームページ「大学の概要：建学の精神、教育目標、研究目標」

- 1-4 大学院学則
- 1-5 『大学案内』（2023 年度）
- 1-6 例示：『スポーツ健康マネジメント学科履修要項』抜粋
- 1-7 例示：ビジネス情報学部 FD 企画一覧（2023 年度）
- 1-8 「上毛新聞」記事抜粋（2022 年 10 月 16 日）
- 1-9 『絵手紙 雑草精神Ⅰ』（澁谷朋子編著 郵研社、2013 年刊）
- 1-10 『絵手紙 雑草精神Ⅱ』（澁谷朋子編著 郵研社、2021 年刊）
- 1-11 『まるごと絵手紙まるごと小池邦夫 in JOBU』（澁谷朋子編著 郵研社、2022 年刊）
- 1-12 「上毛新聞」記事抜粋（2019 年 12 月 26 日）
- 1-13 「上毛新聞」記事抜粋（2023 年 3 月 16 日）
- 1-14 上武大学「中期計画」（2022 年～27 年度）
- 1-15 内部質保証会議議事録（2023 年 7 月度）

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する本学の基本的な考え方および内部質保証推進のための組織体制は、「上武大学内部質保証方針」および「上武大学における内部質保証推進のための組織図」に示されている（根拠資料 2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。前者では、建学の精神である「雑草精神（あらくさだましい）」のもと、「教育・研究活動等が十分に適切な水準であることを本学自らの責任で保証するため、恒常的・継続的に質の向上を図る」との方針を明確にしている。この方針の策定時には、学内での共有化を図るため、各学部の教授会および大学院の教員会議にて、学部長、研究科長から説明がなされた（根拠資料 2-3）。

また、全学的な内部質保証推進のため、その責任を負う組織として学長を議長とする内部質保証会議を設置している（根拠資料 2-4）。同会議規程第 1 条に、「上武大学における全学的な内部質保証を推進するため、本学に上武大学内部質保証会議を置く」と定めている通り、同会議は常任理事会の下に置かれ、本学ならびに法人の中期計画との連動も視野に入れながら内部質保証を推進している。また同会議規程第 6 条には、内部質保証に関する事項の検討審議を円滑に進めるため、同会議のもとに内部質保証委員会の設置が定められている（根拠資料 2-5）。同委員会は、同委員会規程第 2 条で、「委員会は、次の各号に関する原案等を作成し、内部質保証会議に報告する。」と定めており、同会議が策定する内部質保証推進に関わる指針に基づき、全学的な内部質保証の推進、助言・支援を行うことになっている。

具体的な内部質保証は、内部質保証会議が、恒常的、継続的な点検と評価を推進するため、各年度の課題抽出、実行状況の確認、実行結果の評価を行う PDCA サイクルを実際に動かす役割を担っている。なお、同会議は、各学部・大学院の自己点検・評価活動の推進を促進させるような助言・支援を行っている。また、各学部・大学院の自己点検・評価活動の結果や

成果については、同会議に報告がなされて全学的な観点からの評価が行われ、必要に応じて更なる取り組みの課題などが示されることになっている。

各年度の課題については、各学部・大学院が抱える課題、中期計画に沿った課題、学外有識者（外部評価委員）や大学基準協会等外部評価機関からの提言等から優先度などを十分に検討して決定している。そして、その課題に対する各学部・大学院や各組織の実行状況を随時確認している。年度末には、その実行結果を評価し、次年度に向けた改善すべき課題を検討している。

また、年度末に開催する学内研究会において教職員全員に対して説明するとともに、外部評価結果については本学ホームページで公開している（根拠資料 2-6、2-7【ウェブ】）。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、内部質保証が、本学にとって教育研究活動等の質の維持・向上を実施する上での根本的な取り組みであるという認識のもと、大学基準協会をはじめとする諸機関が提示している定義を理解しつつ、本学の特質に合致した内部質保証システムの構築を図るために努めてきた。

しかしながら、コロナ禍への対応に注力することを余儀なくされ、本格的な取り組み開始は遅れざるを得なかったが、2022 年 7 月に大学基準協会から事務局長を講師として本学にお招きして、「内部質保証の重要性、内部質保証の取り組みのポイントについて」というテーマで本学の全教職員を対象にしたセミナーを開催した。このセミナー開催をキックオフとして、全学的な内部質保証システム構築に着手した。

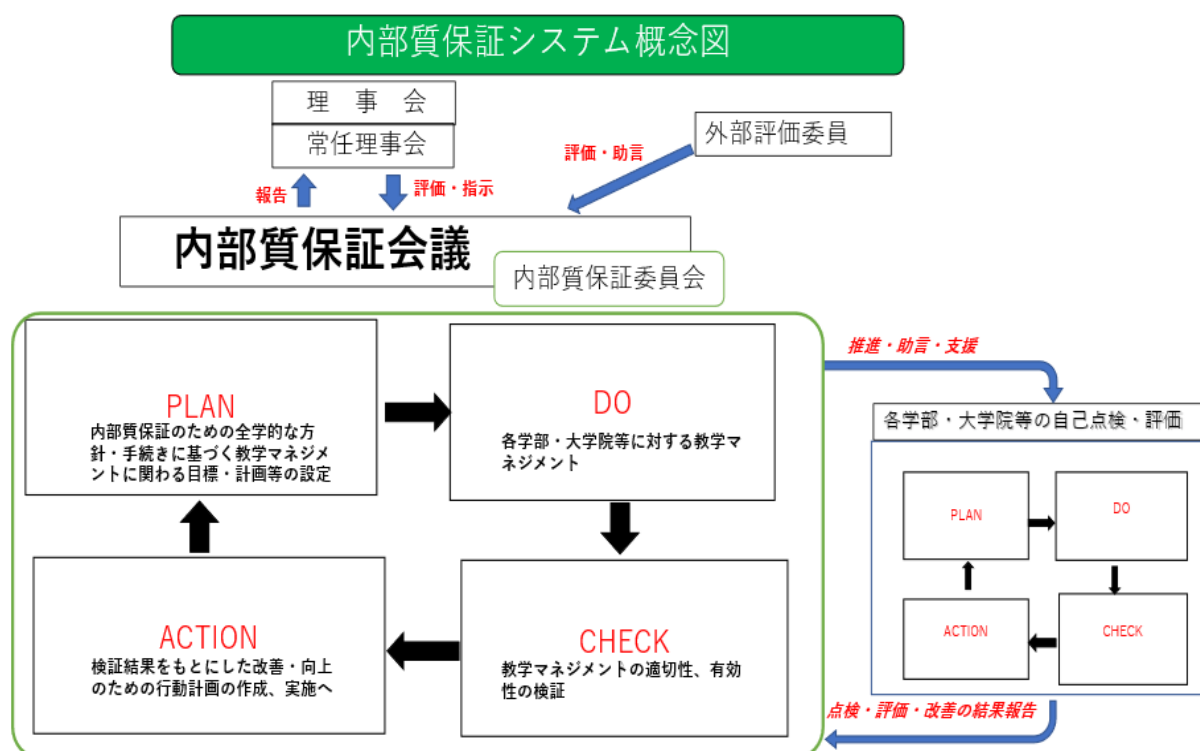
その結果、2022 年度中に、「上武大学内部質保証方針」および「上武大学における内部質保証推進のための組織図」を策定し、内部質保証に関する本学の基本的な考え方および内部質保証推進のための組織体制を整備した。

前述のように、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、内部質保証会議である。同会議は、議長である学長のもとに、図書館長、各学部長、研究科長、総局長、事務局長の 7 名を構成員として、①本学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）に関すること、②認証評価に関すること、③そのほか、本学の管理運営、教育研究の重要事項に関することについて、検討審議することを任としている（根拠資料 2-4、2-8）。

また、同会議の下に置かれた内部質保証委員会は、各学部・大学院の学部長、研究科長、学科長、委員長などの役職についている枢要な教員 6 名および法人本部の企画広報部長、総務部長、財務部長、大学本部総務課員の職員 4 名を構成員として、同会議で定められた方針に従い、全学的な内部質保証の活動に関する事項に取り組んでいる。具体的には、①内部質保証に関する方針および手続、②自己点検・評価の計画、③全学的な観点による自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の支援、④自己点検・評価報告書の作成と結果の公表、⑤外部評価に関する対応などについて案を作成し、内部質保証会議に報告することになっている（根拠資料 2-5）。なお、全学的な内部質保証の活動を実際に取り組むにあたり、4 名の教員と 4 名の事務職員で構成されている教育研究センターが自己点検・評価の実施および内部質保証に関連する事業などの支援を行っている（根拠資料 2-9）。

内部質保証委員会および教育研究センターの構成員は、常任理事会の議を経て理事長が任命している（根拠資料 2-5、2-9）。具体的な内部質保証の体制は、以下の「内部質保証システム概念図」に示された通りである（図 2-1）。なお、内部質保証会議の事務は法人本部が所管し、内部質保証委員会および教育研究センターの事務は大学本部事務局が所管している。

図 2-1 内部質保証システム概念図



2.1.3. 方針および手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針および手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の建学の精神、教育目標に基づき、各学部・大学院で策定されている（根拠資料 2-10【ウェブ】）。

なお、これらの 3 ポリシーについては、学長以下、学部長、学科長、大学院研究科長などが全学的な観点を踏まえて十分な協議を行なった結果策定されたものであるが、策定のための全学的な基本方針は明文化されていないことが内部質保証活動の結果認識された。従って、各学部・大学院からこれらの 3 ポリシーについての見直しの提案がなされた場合には、見直しの必要性の有無について同会議において検討審議することになっているが、その際に基準とすべき 3 ポリシー策定のための全学的な基本方針を明文化する必要がある。可能な限り早期に、3 ポリシーの策定のための全学的な基本方針を定める所存である。具体的には、来年度の内部質保証の取り組むべき改善課題とする予定である。

2022 年度までは、各学部・大学院は、各年度に実施した自己点検・評価の結果を教育研究センターに報告し、同センターにて取りまとめ、必要に応じて協議会等に報告されていたが、内部質保証システムが構築された 2023 年度からは以下のような手続が行われた。

内部質保証委員会では、上武大学内部質保証方針（根拠資料 2-1）や内部質保証会議規程（根拠資料 2-4）に基づき、各年度、各学部・大学院が抱える課題、外部評価委員や大学基準協会等外部評価機関からの提言、中期計画に沿った課題等から、本学が最優先に取り組むべき課題を抽出（ACTION）した。抽出された課題は、内部質保証会議の審議を経て、議長である学長から年度当初に各学部・大学院に対して改善計画策定を指示した。なお、2023 年度は、最優先に取り組むべき大学基準協会からの指摘事項であることや全学的な内部質保証システムの

構築直後であるという事情を鑑み、大学基準協会から 2022 年 3 月に通知された『「改善報告書」の検討結果について（通知）』に基づく事項に取り組むべき改善課題とした（根拠資料 2-11）。

内部質保証会議は、これに対して提出された改善計画（PLAN）や、それに基づく改善活動（DO）の中間報告の提出を求め、進捗状況等を検証してフィードバックした。2023 年度における同会議への中間報告およびフィードバックの具体的なやり方としては、同年度に取り組むべき改善課題に対する改善計画を対象部署から同年 6 月末までに同会議に提出させ、同会議では当該改善計画を評価した上で、その実施に向けた依頼を行い、実施状況および改善結果については、同年 9 月末までに提出するよう求めた（根拠資料 2-12）。同年 9 月末までに提出された実施状況について、10 月および 11 月に進捗状況を同会議に報告し、適切な実施および改善が行われるようにした（根拠資料 2-13）。

このようなフィードバックをもとに、各学部・大学院は必要に応じて改善計画の修正等を行いながら改善活動を継続して、年度末に改善結果を点検・評価（CHECK）し、内部質保証会議に報告した。提出された改善結果は同会議にて検証され、その検証を踏まえて更なる改善・向上の取り組みの可否について検討（ACTION）された。2023 年度においては、2024 年 1 月に提出された改善結果に対して同会議で検討がなされ、内部質保証に関する課題を来年度も継続的な取り組みが必要としつつ、それ以外の課題は適切な改善がなされたという最終評価を行った（根拠資料 2-14）。このようなプロセスで、全学的な PDCA サイクルの継続的運営が今後とも想定されている。

こうした PDCA サイクルにより改善された実際の例をひとつとして、「ビジネス情報学部による FD 活動のより一層の取り組み内容の充実」への改善の取り組みがあげられる。この課題は、2022 年 3 月に大学基準協会から受領した『「改善報告書」の検討結果について（通知）』で指摘されたものであるが、大学基準協会より 2023 年 3 月に公表された「教学マネジメントに関する調査研究報告書」において FD 活動の有効性が言及されていたことも重視して、2023 年度に取り組むべき改善課題とした。

実際には、ビジネス情報学部では、年度当初に FD 委員会を開催し、年度の FD 活動の進め方を検討・協議して、6 回に及ぶ以下の取り組みを実施した（根拠資料 2-14）。具体的には、いずれの回の開催も教授会のなかに組み込み、各担当者が全教員向けに説明した上で随時質疑応答を行う方法がとられた。

- ・ビジネス情報学部新任教員向けの学部ガイダンス
- ・ビジネス情報学部の「3つのポリシー」について全教員向け説明
- ・アドミッション・ポリシー設定の意義と本年度入試概要について全教員向け説明
- ・ゼミ教員ができる 2・3 年生に対する就活サポートについて全教員向けゼミナー
- ・アドミッション・ポリシーを踏まえた面接試験のあり方について全教員向け説明

- ・国際ビジネス学科の特別クラスの内容について全教員向け説明

さらに、年度の終わりには、一連の FD 活動の自己評価を行い、その評価をもとにして、来年度（2024 年度）の FD 活動の計画に着手する予定である。

なお、本取り組みについては前述した通り、適宜、計画内容および実施の進捗状況について内部質保証会議に報告し、その適切性などの確認が行われた。

また、2022 年度までは、各学部・大学院の自己点検の取り組み結果は、年度終了時に教育研究センターに活動報告書として提出されてきた（根拠資料 2-15）が、2023 年度からは、内部質保証会議が、自己点検・評価の実施を各学部・大学院に指示し、自ら問題点や課題を認識し改善・向上に努めるように支援している。加えて、各学部・大学院においては、各教授会や各種委員会などで恒常的に点検・評価活動と、それに基づく改善・向上の取り組みがなされており、そうした活動内容は定期的に内部質保証会議に報告され、全学的な内部質保証の取り組みに反映されるようにしている。例えば、看護学部で作成されたカリキュラムツリー、カリキュラムマップを教学面での望ましい取り組みとして参考にして、ビジネス情報学部でもカリキュラムツリー、カリキュラムマップを作成した（根拠資料 2-16、2-17）。

とりわけ、認証評価機関等からの指摘事項は本学の管理運営や教育研究の重要事項に関することであるため、前述した通り、内部質保証活動の取り組むべき改善課題として最優先に位置づけ、速やかに適切な改善活動に取り組んだ（根拠資料 2-11）。

さらに、学内の内部質保証活動だけで見落とす事項や看過する事項などを点検していただき、内部質保証活動の客観性や妥当性を高めるため、外部評価委員 2 名による外部評価も実施している。この評価結果については貴重な外部からの意見として、改善課題の抽出における参考にするなど今後の内部質保証への取り組みに反映させる予定である。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の取り組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

○公表する情報の正確性、信頼性

○公表する情報の適切な更新

本学は、2017 年度に大学基準協会の第 2 期大学評価を受審し、適合の認定（認定期間は 2018 年 4 月から 2025 年 3 月）を受けており、その評価結果は点検・評価報告書とともに本学ホームページで公表している（根拠資料 2-18【ウェブ】）。

また、2023 年度の内部質保証の活動結果は、2024 年 2 月に開催された学内研究会で全教職

員に対して報告・説明されている（根拠資料 2-6）。さらに、内部質保証活動に対する外部評価委員による外部評価内容もホームページで公表されている（根拠資料 2-7【ウェブ】）。

加えて、教職課程に関する自己点検・評価については、教育職員免許施行規則に基づき、2022 年度より自己点検・評価の実施と結果についてホームページで公表されている（根拠資料 2-19【ウェブ】）。

ところで、本学の教育情報は、ホームページおよび大学ポータル等で情報公開され適宜更新されているが、新たに 2022 年度より、教育活動の質向上などを目指して実施している授業アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケート、ならびに新入時アンケートのそれぞれの結果をホームページ上で公表している（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

また、事業報告および財務状況は、毎年 6 月に前年度実績としてホームページに情報公開している（根拠資料 2-21【ウェブ】）。

なお、前述の内容への問い合わせおよびそれ以外の情報公開の請求に対しては、ホームページ上に案内を示している（根拠資料 2-22【ウェブ】）。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的な内部質評価システムについては、上武大学内部質保証方針に従い、有効に実施されており、PDCA サイクルも適切に運営されている。具体的には、内部質保証の年度計画に従い、PDCA サイクルを機能させ、定期的に内部質保証会議にて確認されている（根拠資料 2-23、2-24）。

2023 年度の内部質保証の年間スケジュールも含めた実際の取り組み状況については、以下の全学的な改善課題対応に関する PDCA サイクル図（図 2-2）および各部署における自己点検・評価に関する PDCA サイクル図（図 2-3）に示した通りである。

図 2-2 全学的な改善課題対応に関する PDCA サイクル図

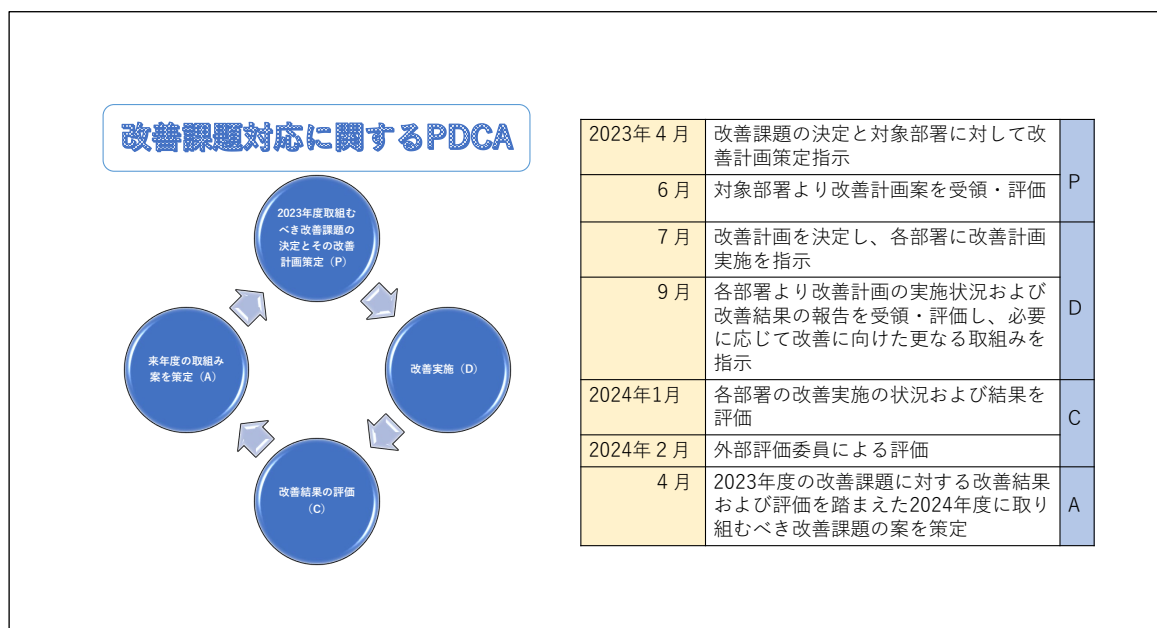
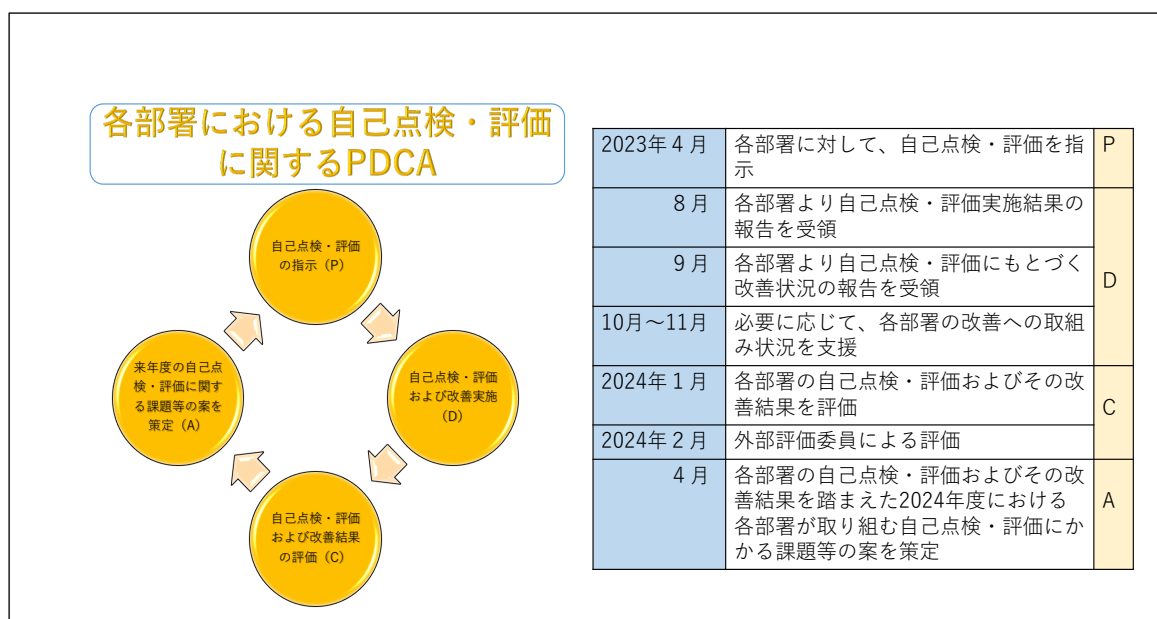


図 2-3 各部署における自己点検・評価に関する PDCA サイクル図



内部質保証システムの適切性については、内部質保証会議規程第 8 条で「保証会議の運営に関し必要な事項は、常任理事会において定める。」と定められている（根拠資料 2-4）。このことから、年度末に開催される常任理事会にて、大学基準協会が定める大学基準のうち基準 2「内部質保証」に基づき点検・評価が行われた（根拠資料 2-25）。

加えて、外部からの客観的な視点による評価を受けるため、大学基準協会に正会員として加盟して、他大学の例や中教審の提言などを参考にしながら本学としての社会的使命を果たすことを目指して内部質保証活動に取り組んでいる。今後も外部からの有益かつ効果的な指摘に対

して真摯に応えつつ、内部質保証システムの定期的な点検・評価を行い、その適切性の改善・向上に努めていく所存である。

2.2. 長所・特色

コロナ禍への対応を余儀なくされ、内部質保証体制の構築・整備は 2022 年度からの取り組みとなったが、それでも迅速に内部質保証に対する本学の姿勢・方針を策定した。また、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を改善につなげる仕組みを整備しつつ、2023 年度において、その仕組みを実際に運営させた。その結果、改善・向上につながる事例も確認できるようになった。今後も恒常的・継続的に内部質保証に取り組んでいく所存である。

2.3. 問題点

- (1)内部質保証の実施の結果に基づき、3 ポリシーの策定のための全学的な基本方針の策定が必要である。
- (2)これまでのところ、内部質保証システムの運営実績は 2023 年度のみであるので、次年度以降も継続的かつ恒常的に取り組み、内部質保証の有効性を高める必要がある。

2.4. 全体のまとめ

内部質保証が、本学にとって教育研究活動等の質の維持・向上を実施する上での根本的な取り組みであるという認識のもと、大学基準協会をはじめとする諸機関が提示している定義を理解しつつ、本学の特質に合致した内部質保証システムの構築を図るために努めてきた。コロナ禍への対応に注力することを余儀なくされ、本格的な取り組み開始は遅れざるを得なかったが、2022 年度中に、「上武大学内部質保証方針」および「上武大学における内部質保証推進のための組織図」を策定し、内部質保証に関する本学の基本的な考え方および内部質保証推進のための組織体制を整備した。

2023 年度に、内部質保証の PDCA サイクルを実際に運営して、問題点や課題への改善対応など一定の成果が得られた。2024 年度以降も内部質保証への取り組みをより一層有効になるように恒常的・継続的に適切に取り組んでいく所存である。

根拠資料

- 2-1 本学ホームページ「大学の概要:情報公開→内部質保証の取り組み→上武大学内部質保証方針」
- 2-2 本学ホームページ「大学の概要:情報公開→内部質保証の取り組み→上武大学における内部質保証推進のための組織図」

- 2-3 ビジネス情報学部教授会・看護学部教授会・大学院教員会議各議事録（2023 年 1 月）
- 2-4 内部質保証会議規程
- 2-5 内部質保証委員会規程
- 2-6 学内研究会次第（2023 年度）
- 2-7 本学ホームページ「大学の概要:情報公開→内部質保証の取り組み→2023 年度内部質保証活動に対する外部評価について」
- 2-8 内部質保証会議・構成員名簿（2023 年 4 月時点）
- 2-9 上武大学教育研究センター規程
- 2-10 本学ホームページ「大学の概要：ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー」
- 2-11 「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善計画の提出依頼について（2023 年 4 月）
- 2-12 「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善計画の実施について（2023 年 7 月）
- 2-13 内部質保証会議次第（2023 年 10 月、2023 年 11 月）
- 2-14 「2023 年度取組むべき改善課題」に対する改善結果（最終報告）
- 2-15 2022 年度活動報告書
- 2-16 ビジネス情報学部のカリキュラムツリー
- 2-17 ビジネス情報学部のカリキュラムマップ
- 2-18 本学ホームページ「大学の概要：認証評価→2017 年度認証評価結果」
- 2-19 本学ホームページ「大学の概要：教員の養成の状況→2022 年度教職課程自己点検評価報告書」
- 2-20 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→学生生活アンケート、卒業時アンケート、授業アンケート、入学時アンケート」
- 2-21 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→令和 4 年度事業報告書・財務情報」
- 2-22 本学ホームページ「お問い合わせ・資料請求」
- 2-23 内部質保証会議議事録（2023 年 4 月）
- 2-24 内部質保証委員会議事録（2023 年 3 月）
- 2-25 常任理事会議事録（2024 年 3 月）

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

○大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成および大学院研究科（研究科または専攻）構成との適合性

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1. 現状の説明

本学では建学の精神に基づき学則第1条第2項に掲げた教育目標を達成するため、以下の学部・学科（2学部3学科）および大学院を設置している。

○ビジネス情報学部 スポーツ健康マネジメント学科
国際ビジネス学科

○看護学部 看護学科

○大学院経営管理研究科（修士課程）

そして本学の各学部・学科においては大学の理念・目的に基づいて、それぞれの人材育成目標を学則第3条第3項において個別に定めている（根拠資料1-2）。大学院においても同様に、大学院学則第1条に「学部教育の上に一層専門的な学術の理論および応用を教授研究し、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の文化の向上と産業社会の発展に寄与する」ことを目的に掲げている（根拠資料1-4）。

なお、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科には医療系の国家試験受験資格を得られるコースとして、柔道整復師コースと救急救命士コースが設置されている。

本学では建学の精神である「雑草精神」から各学部・学科は「幅広い職業人の育成」を目途とし、大学院においては「専門的職業人の育成」を目途に掲げて設置された。大学創立が「商学」を修める商学部から成った経緯からしても、ビジネス社会において即戦力として適応出来る能力を身につけさせ、様々な場所で根を張り活躍していける人材を育てていくことを目的としていた。こうした目的にその時代に応じた社会的要請を加味しつつ、現在の学部学科構成となっている。いずれの学部・学科においても、様々な社会的需要に対応できるカリキュラム

が用意されており、幅広い職業人を育成していくことが可能となっている。特にビジネスとスポーツ・健康を融合した教育、スポーツと医療・地域共生を融合した教育、現代社会における国際性を反映した教育などは、本学の学部・学科の特色となっている。

また、大学院では学部教育の延長上に更なる高等教育を施し、より高度な専門的知識を修得して社会に送り出すことを目的としている。この学部教育の延長上ということに関しては、学部・大学院5年一貫プログラム制がとられており、一定の条件を満たした場合に学部在籍時から大学院の講義を受講し、学部・大学院の通算在籍期間を1年間短縮できるように取り計らっている。そのため学部と大学院の関連性も強くなり、大学院での学習を踏まえ進路選択が可能となっている。特に会計・税務関連の教育においては、大学院修了を視野に入れた税理士資格取得を進路として掲げ入学する学生も増えてきており、税理士資格取得者を毎年一定数輩出できていることも本学の特徴の1つと言えよう。

大学の付置機関としては医学生理学研究所と手がき文化研究所がある。医学生理学研究所は看護学部を主とした医療系の学問分野の研究支援を行っており、所長を兼務する学長の指導のもとで専門的な研究に取り組む場として設置されている。学長自らが先端的研究にも従事しており、国内外の教育研究機関や民間の研究機関等との連携も深めており、研究者の指標としての役割を担っている（大学基礎データ表1、根拠資料3-1）。

手がき文化研究所は公開講座の開催や出版事業などを通して、本学の文化的活動を促進するために設置された。この研究所には「絵手紙ギャラリー&ミュージアム」が置かれ、絵手紙創始者である故小池邦夫氏の作品や学生たちが手掛けた作品などとともに、絵手紙を通じた国際交流の様子なども公開している。この研究所では絵手紙という手がき文化を幅広く地域社会に広げていくため、前述した大学の公開講座を毎年開催し、多くの方々にご参加いただいている。また、本学の授業においても全学共通の教養系科目である「美術」において、絵手紙を取り入れた教育を展開し、学生たちに専門的知識だけではなく、人間性の涵養に必要な幅広い教養を身につけることにも貢献している。こうした活動を取りまとめて出版した書籍等も数冊を数えるようになり、日ごろの大学での教育研究と文化的活動を地域住民の方々にご理解いただくものとして有効に機能している（根拠資料3-2、1-9、1-10、1-11）。

また、本学における自己点検・評価、FDに関わる事業等への支援や産官学連携事業の促進などを所掌する組織として教育研究センターを設置している（根拠資料2-9）。この組織は教育・研究活動の支援を積極的に行うことを使命としており、本学全体としての情報交換や研鑽の機会の提供も行っている。毎年年度末に開催している本学横断的な学内研究会はその一例であり、ここには学部学生や大学院生も加わり意見交換しており、学内の研究活性化への一助となっている。

さらに、本学における留学生への様々な支援や、学内での国際交流活動の促進を図るべく、国際交流センターを置いている（根拠資料3-3）。加えて学内のボランティア活動を取りまとめ、全学共通科目として取り入れた授業「社会貢献実践」の単位認定のための活動の調整を行う部署として、ボランティアセンターを設けている（根拠資料3-4）。

一方、柔道整復師コースの臨床実習をサポートする必要性から置かれたスポーツメディカルサポートセンターと、救急救命士コースの実習をサポートするために置かれた救急救命センターでは、その活動を学外にも広げており、各種スポーツ大会参加者へのコンディショニングケア活動や救急活動支援もその活動の目的として位置づけている（根拠資料3-5、3-6）。これらは単に授業や実習を行う場としてだけではなく、それぞれの学習成果を生かした社会貢献活動も担う組織として機能している。

以上の付置機関やセンターは本学の理念である幅広い職業人の育成を図る上で必要となる支援活動を行っており、本学が行う教育研究活動に国際化し多様化する社会情勢を反映させるべく設置されたものである。

教職課程については組織図にあるように（根拠資料3-7【ウェブ】）、各学部の担当教員らで構成する教員養成連絡会議を開き、この課程に関する諸案件を検討している（根拠資料3-8）。主たる任務としては教職課程担当教員を中心に、各種ガイダンスを授業の中で学年ごとに実施している。具体的には、各学年別の「教職ガイダンス」を年度当初に開催し、教職課程履修に際しての注意事項や履修方法、「履修カルテ」、「教育職員免許状取得希望願」といった書類作成上の留意点や提出時期等について説明している。その他、3年次4月の「教育実習説明会」、同7月の「介護等体験ガイダンス」、4年次4月の「教育実習説明会」、同12月の「免許状申請説明会」等の履修以外の各種ガイダンスを開催すると同時に、教職課程担当教員や所属ゼミ担当教員が年間を通じて個々の学生の要望に応じた履修指導等を実施している。また、各学部で行っている教育の質の向上に関わる取り組みについても、GPAを活用し学習状況を確認しながら学生指導を行うなど、教員間での情報共有も常に行いながら適切な対応が図られている。

なお看護学部の教職課程では履修を希望する学生に対して、2年次前期に選考審査を行っており、2年次前期までに履修すべき科目を修得していることが前提となっている。選考方法は内規において選考し、教授会にて決定している（根拠資料3-9）。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織はカリキュラムとの関連性が強いと、各学部の教学委員会において、開設授業科目と担当者との適合性の観点から毎年検討を行っている。なお、学部・学科改組や新規コースの設置など、従来にはない授業科目を設置する場合には問題となりうるが、昨今においては特にそうした状況は生じていない。そのため主には退職などにより科目担当者が不在となった場合において、近接分野の教員や非常勤講師などにより代替できるか否かなどを検討し、それが難しい場合には学部長が学長に申し入れることにより、新たに公募などが行われ充足が図られることになる。

また、大学付置機関等についてもその構成員は前述の教育職員が担っていることから、まずは授業科目担当者としての適切性が検討され、その上で各研究所やセンター兼務として配置されている。いずれの場合にも現時点での教育研究組織上には特段の支障は生じていない。

なお従来は教育研究センターの下部組織として「自己点検推進委員会」が置かれ、本学全学的な自己点検・評価活動を行っていたが、規程に明記されている組織ではなかった。そのため2017年度の認証評価受審時において指摘を受け改善を図った結果、内部質保証委員会（根拠資料 2-5）が新たに設置され従来の自己点検推進委員会および教育研究センターの一部機能を引き継いでいる。現在は全学的な教育研究上の組織の定期的な点検はこの委員会が担っており、さらに内部質保証会議（根拠資料 2-4）によって更なる点検・評価が行われるよう体制が整備され、今後は規程に則った仕組みが適用されることとなる。

3.2. 長所・特色

現在、医学生理学研究所は学長が所長を務め、先端的研究を進めており、国内外の様々な教育研究機関との共同研究にも取り組んでいる。こうした活動は本学教員の研究指標ともなり、FD 活動への支援にもつながっている。また手がき文化研究所においては、学部・学科関連の専門分野の教育研究を実践しているわけではないが、公開講座開催や展示会などの活動は地域社会の幅広い世代の方々の理解と協力を得られており、大学が地域に根差した活動を展開していることのあらわれであると言えよう。

3.3. 問題点

今まで述べてきたように、本学における教育研究組織は小規模大学としては充実しており、特段の問題があるとは考えていない。しかし、2022年度までの本学の自己点検・評価の仕組みは、規程が整備されないまま教育研究センターの下部組織として位置づけられていた「自己点検推進委員会」が担っていたことから、大学構成員全体に対する説明や連絡調整について、必ずしも十全な対応ができていなかったという点が指摘される。

そのため 2023 年度から設置された内部質保証会議を主として点検評価、検証を行い、それに基づいた改善検討案を同会議から常任理事会に提言していくこととなった。

3.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神と学則に基づく目的および使命を達成するために、大学を取り巻く社会情勢等の変化に応じて、学部・学科および大学院の教育研究内容の検討を行い、組織的な整備も進めながら社会的ニーズに対応してきた。

また、教育研究活動を支援するための付置機関も同様に整備しており、これらも本学の教育理念、目的に適合しており、社会的要請に応じた適切なものになっている。

根拠資料

- 3-1 医学生理学研究所規程
- 3-2 公開講座チラシ「絵手紙公開講座・トークショーのご案内」
- 3-3 国際交流センター規程
- 3-4 ボランティアセンター規程
- 3-5 スポーツメディカルサポートセンター規程
- 3-6 救急救命センター規程
- 3-7 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→教員の養成の状況」
- 3-8 教学連絡会議議事録（2022 年 5 月度）
- 3-9 養護教諭課程に関する資料（2022 年度）

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

本学の学位授与方針は、ディプロマ・ポリシーとして、上武大学学則第3条第3項により定められた学部・学科の人材養成に関する規則、および大学院学則第1条に定められた大学院の人材養成の目的を達成するために、以下のように定められている。これらのディプロマ・ポリシーは、ホームページにて公表するとともに、各学部の『履修要項』および大学院の『概要』に掲載されている（根拠資料 2-10【ウェブ】、4-1、4-2、4-3、4-4）。

ビジネス情報学部のディプロマ・ポリシー

上武大学ビジネス情報学部は、建学の精神（雑草精神（あらくさだましい））に基づき幅広い教養を持ち、下記の専門的知識と能力を有し、かつ卒業要件を満たした学生に対し卒業を認定し、学士（ビジネス情報学）の学位を授与します。

1. スポーツ健康マネジメント学科

- (1)「スポーツマネジメント」「スポーツトレーナー」「柔道整復師」および「救急救命士」の各分野の学習に基づき、スポーツの現場等で活躍できる理論的、実践的な知識を有する。
- (2)様々なビジネスの現場において必要とされる実践的な能力を有する。
- (3)修得した知識・技能をもとに、論理的に考える力やコミュニケーション力を活用することで、社会人としての高い基礎力を有する。

2. 国際ビジネス学科

- (1)「国際ビジネス」「会計ファイナンス」および「経営・経済」の各分野の学習に基づき、国際化・情報化が進む現代社会において、諸問題を解決しうる幅広い知識と国際感覚を有する。
- (2)様々なビジネスの現場において必要とされる実践的な能力を有する。
- (3)修得した知識・技能をもとに、論理的に考える力やコミュニケーション力を活用することで、社会人としての高い基礎力を有する。

護学部ディプロマ・ポリシー

上武大学看護学部は、建学の精神（雑草精神（あらくさだましい））に基づき幅広い教養を持ち、下記の専門的知識と能力を有し、卒業要件を満たした学生に対し卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与します。

1. 生命の尊厳を理解し、倫理観と責任感、幅広い視野を持った心豊かな人間性を有する。
2. 専門的知識と技術を修得し、科学的根拠に基づいた看護を主体的に実践できる能力を有する。
3. 保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、地域の関連領域の人々と連携しうる管理調整能力を有する。
4. 国際的な視野を持って活動できる能力を有する。
5. 自ら研究する姿勢を持ち、看護学および関連する学問領域の発展に貢献できる能力を有する。

大学院ディプロマ・ポリシー

上武大学大学院経営管理研究科は、下記の能力を修得し、かつ卒業要件を満たしたものに対し卒業を認定し、修士（経営学）の学位を授与します。

1. 専攻分野・経営管理学における研究能力、若しくは高度の専門性を要する職業等に必要となる経営学に関わる能力を有し、地域社会の文化と産業経済の発展に寄与し得ること。
2. 組織の経営や財務・会計、スポーツ・健康に関する高度な専門的知識と能力、国際性を身につけ、ビジネス界で活躍できる職業人、税理士・公認会計士、あるいはスポーツ・健康分野で活躍できる専門家や、豊かな学識を備えた研究者となり得ること。
3. 修学年限2年間在籍し、修了に必要な単位を修得し、修士論文の審査に合格すること。ただし、学部修士5年一貫プログラムによる入学者の在籍は1年間である。

なお、2017年度に実施された大学基準協会による大学評価において、「各学部・研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得することが求められる学習成果を示していないので、改善が望まれる。」という指摘を受け、改善報告が求められた。そして、その指摘への対応の実施状況・結果を2021年7月に「改善報告書」に記載して提出した。その後、2022年3月に同協会から『「改善報告書」の検討結果について（通知）』を受領したが、検討結果の概評において、「引き続き改善に向けて取り組むことが望まれる」事項とはならず、更なる対応は求められなかった。

今後も、定期的にディプロマ・ポリシーの適切性について点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていく所存である。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の教育課程の編成・実施の方針は、カリキュラム・ポリシーとして、各学部・大学院のそれぞれのディプロマ・ポリシーに掲げる知識、能力を学生・大学院生が身につけるために、以下のように定められている。これらのカリキュラム・ポリシーは、ホームページにて公表されるとともに、各学部の『履修要項』および大学院の『概要』に掲載されている（根拠資料 2-10【ウェブ】、4-1、4-2、4-3、4-4）。

ビジネス情報学部のカリキュラム・ポリシー

上武大学ビジネス情報学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、能力を身につけるために、下記の方針にしたがって教育課程（カリキュラム）を編成し、実施します。

1. スポーツ健康マネジメント学科

- (1)「スポーツマネジメント」「スポーツトレーナー」「柔道整復師」および「救急救命士」の各分野の専門的能力、およびそれらを融合して活用できる能力を育成するため、教育課程を編成する。
- (2)授業の形態（講義・演習・実習）に対応した効果的な教育方法を用いた授業を実施する。
- (3)幅広い視野に立った教養を修得するための教養科目を配置する。
- (4)「スポーツマネジメント」「スポーツトレーナー」「柔道整復師」および「救急救命士」の各分野についてより高度な専門性を身につけるため、これら 4 つのコースを設置し、専門科目を配置する。
- (5)各学年に少人数で実施するゼミを設定することにより特定領域の研究を深め、4 年次には学習の成果を「卒業研究」として完成させる。
- (6)中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）、および諸種の資格取得に資する科目を配置する。
- (7)柔道整復師および救急救命士の養成を目指す科目を配置する。

2. 国際ビジネス学科

- (1)「国際ビジネス」「会計ファイナンス」および「経営・経済」の各分野の専門的能力、およびそれらを融合して活用できる能力を育成するため、教育課程を編成する。

- (2)授業の形態（講義・演習）に対応した効果的な教育方法を用いた授業を実施する。
- (3)幅広い視野に立った教養を修得するための教養科目を配置する。
- (4)「国際ビジネス」「会計ファイナンス」および「経営・経済」の各分野についてより高度な専門性を身につけるため、これら3つのコースを設置し、専門科目を配置する。
- (5)各学年に少人数で実施するゼミを設定することにより特定領域の研究を深め、4年次には学習の成果を「卒業研究」として完成させる。
- (6)高等学校教諭一種免許状（商業）、および諸種の資格取得に資する科目を配置する。

看護学部のカリキュラム・ポリシー

上武大学看護学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、能力を身につけるために、下記の方針にしたがって教育課程（カリキュラム）を編成し、実施します。

1. 「人としての教養」「看護の対象の理解」「看護提供のあり方」「看護の統合」の各科目群によりカリキュラムを構築する。
2. 「人としての教養」では、看護専門職に不可欠な、幅広い視野と、豊かな人間性を養うことを目標に基礎・教養科目を学習する。
3. 「看護の対象の理解」では、総合的な人間理解に必要な知識・理論を学び、根拠に基づく判断ができる能力を養い、専門教育科目への導入とする。
4. 「看護提供のあり方」では、看護の本質や原理、方法等の看護理論と実践を、看護の領域毎に、講義と演習、臨地実習を通して段階的に学ぶ。
5. 「看護の統合」では、専門科目で学んだ知識・理論・技術のすべてを統合し、看護を創造的に発展させ、看護研究能力や看護実践能力の強化をはかる。
6. 看護師・保健師の資格取得に資する科目を配置する。
7. 養護教諭一種免許状、および諸種の資格取得に資する科目を配置する。

大学院のカリキュラム・ポリシー

上武大学大学院経営管理研究科は、研究成果である修士論文の作成と、高度な専門知識の修得によって、社会人として活躍できる人間性豊かな人材育成を目指し、下記のカリキュラムを編成し、実施します。

1. 演習や特論を通じて高度な専門知識を有し、社会で応用できる能力の修得を目指す。
2. アクティブラーニングを取り入れるなど、問題解決や知的探求に対し、自ら考え、能動的に実践する能力を養う。
3. 社会人が受講しやすいように昼夜開講制を採用する。
4. 研究成果である修論文を作成するために指導教員が2年間の演習で指導する。

5. 修士論文を教員、大学院生が広く検討し、より優れた論文が完成するように中間発表会、最終発表会を開催する。
6. 税理士等の資格取得に資する科目を配置する。

ビジネス情報学部においては、2014年度の学部改組において現行のカリキュラムを策定した後、2019年度にスポーツ健康マネジメント学科に救急救命士コースを設置し、救急救命士養成にふさわしいカリキュラムを配置した（根拠資料 4-5）。

看護学部においては、2022年度に保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則）の改正に伴い、2021年度に学部長を座長とするワーキンググループを中心としてカリキュラム・ポリシーにもとづくカリキュラムの見直しを行い、文部科学省への届け出を行った（根拠資料 4-6）。

大学院においては、研究成果である修士論文の作成と高度な専門知識の修得に資するカリキュラムを設定している。

なお、2017年度に実施された大学基準協会による大学評価において、「各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針において、教育内容・方法に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。」という指摘を受け、改善報告が求められた。そして、その指摘への対応の実施状況・結果を2021年7月に「改善報告書」に記載して提出した。その後、2022年3月に同協会から『「改善報告書」の検討結果について（通知）』を受領したが、検討結果の概評において、「引き続き改善に向けて取り組むことが望まれる」事項とはならず、更なる対応は求められなかった。今後も定期的に、カリキュラム・ポリシーの内容をディプロマ・ポリシーの実現を目指す観点からその適切性を点検・評価して、カリキュラム・ポリシーの改善・向上に向けた取り組みをしていく所存である。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・ 教育課程の編成にあたっての順次性および体系性への配慮
- ・ 授業期間の適切な設定
- ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・ 個々の授業科目の内容および方法
- ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等〈学士課程〉
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置〈学士課程〉
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等〈修士課程〉
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

授業期間については、学則（根拠資料 1-2、1-4）では前期（4 月 1 日～9 月 30 日）および後期（10 月 1 日～翌年 3 月 31 日）を各期間と定めているが、各年度の具体的な授業期間については、学長の許可のもとに設定し、各年度当初に授業暦として学生・大学院生に周知している（根拠資料 4-7、4-8、4-9）。

授業科目の単位の計算方法は、各学部では学則第 27 条により 1 単位の授業単位を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して設定している（根拠資料 1-2）。

大学院においても学部と同様に設定している。なお、学部・大学院ともに、科目のシラバスにおいて各科目の準備学習の内容を具体的に指示し、授業外の学習時間を確保するようにしている。

カリキュラム・ポリシーと教育課程（カリキュラム）との整合性については、全学的な内部質保証および各学部・大学院における自己点検・評価の際に確認している（根拠資料 2-1）。

実際にカリキュラム・ポリシーとカリキュラムとの整合性を図った事例としては、2022 年度に実施した看護学部におけるカリキュラム見直しの際のカリキュラム区分「人としての教養」における科目の新設対応があげられる。

看護学部のカリキュラム・ポリシーにおいて、「人としての教養」では、「看護専門職に不可欠な、幅広い視野と、豊かな人間性を養うことを目標に基礎・教養科目を学修する」とされている。この考え方に従い、専門基礎分野や専門分野の準備教育の位置づけとして、「看護教育入門」、「臨床生化学」、「人体の細胞生物学」の 3 科目を必修科目として新設した。「看護教育入門」は、学士課程で看護を学ぶ姿勢や看護教育制度の理解を促し、本学入学後の早期から看護学生としての自覚と、卒業後のキャリアデザインを意識できるような内容としている。「臨床生化学」は、専門基礎分野である「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」を履修する前に、高校で履修した基礎的な化学の再学習と、人体の生命現象のうち、化学に特化する内容としている。「人体の細胞生物学」も同様に、高校で履修した基礎的な生物の再学習と、生物の最も基本的な構成単位である細胞に特化する内容としている（根拠資料 4-6）。

なお、カリキュラム・ポリシーとカリキュラムの整合性の評価については、看護学部では、2022 年度に指定規則の看護実践能力を強化するという改正趣旨を踏まえ、かつ社会情勢や社会的ニーズを的確に捉えて教育課程の順次性および体系性の見直しを行ったので、完成年度である 2025 年度末をめどに評価し、修正や見直しの必要性について検討する予定である。

カリキュラムの順次性および体系性への配慮については、各学部・大学院において、それぞれのカリキュラムツリーやカリキュラムマップを作成している（根拠資料 2-16、2-17、4-10、4-11、4-12、4-13）。

なお、ビジネス情報学部ならびに大学院のカリキュラムツリー、カリキュラムマップは、2023 年度の内部質保証において作成の必要性を認識して作成されたもので、内部質保証の PDCA サイクルがもたらした改善事例と言えよう。

ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科および国際ビジネス学科では、1 年次には、必修科目として、コンピュータに関する基本的な知識を修得する科目、必修語学である英語を修得する科目、ならびに 2 年次以降の科目履修のために必要な基礎的知識を修得する科目のほか、大学生としての円滑な学習開始をサポートするゼミである「フレッシュャーズゼミ A」（前期開講）と「フレッシュャーズゼミ B」（後期開講）を履修することとしている。

2 年次には、必修科目として、3 年次以降の専門的なゼミ活動の準備として、卒業研究成果物の取り組みに必要とされる知識などを修得するゼミである「教養ゼミ」と学外のビジネスパーソンや著名人の講演を聴講してレポートを作成する能力を身につけることを目指す「トップマネジメント講話」を履修する（根拠資料 4-14）。

3 年次には、卒業成果物を作成させるために必要な専門的な知識を修得する「専門ゼミ A」（前期開講）と「専門ゼミ B」（後期開講）が必修科目とされ、4 年次には、学位授与にふさわしい水準である卒業成果物を作成する「卒業研究」が必修科目とされている。

なお、前述したビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科および国際ビジネス学科のカリキュラムについては、『履修要項』に記載されている科目ナンバリングによっても科目配置の体系が把握できる（根拠資料 4-1、4-2）。

看護学部では、教養科目と専門科目からなる座学講義と、1 年次から 4 年次まで段階的に専門性を増していく臨地実習とで構成される。いずれもカリキュラム・ポリシーに掲げた「人としての教養」「看護の対象の理解」「看護提供のあり方」「看護の統合」の各科目群により構成される。

講義科目では、「人としての教養」では、人間の理解や生活文化・言語を学ぶ科目を 1 年次に配当している。また、「看護の対象の理解」では、人間の正常なメカニズムや疾病の成り立ちと回復、健康な生活と社会制度などの専門科目を配し、「看護提供のあり方」では、看護の基盤や生活基盤と看護、人間の発達と看護を学ぶ専門基礎看護科目を、いずれも 1・2 年次に配当して

いる。3年次には「看護の統合」として社会のニーズと看護の発展に関する科目を配し、4年次の卒業研究へとつなげている。2022年の指定規則改正に伴う新カリキュラムでは、「看護の対象の理解」と「看護提供のあり方」の科目を、体系的に連結して学習できるように「疾患と治療と看護」の科目を新設し、学習内容を再編して順序性を整えた。

臨地実習は、1年次の「看護体験実習」や「地区踏査実習」を皮切りに、2年次の「受け持ち看護実習」、「災害看護実習」から、3年次の看護専門分野の実習へと進み、4年次には看護管理を学ぶ「統合実習」をもって修了となる。

また、看護学部では、看護師教育課程以外に、選抜少数教育による保健師教育課程を併設している。さらに、保健師教育課程との重複を避けて選抜少人数制で履修できる養護教諭一種免許状取得に資する科目を配置している。

なお、前述した看護学部のカリキュラムについては、『履修要項』に記載されている科目ナンバリングによっても科目配置の体系が把握できるようになっている（根拠資料 4-3）。

一方、大学院では、経営管理コース、会計システムコース、スポーツ健康マネジメントコースの3つのコースが設置されている。各コースともに、修士論文の指導教員が担当するコースワークである「特論 A・B」と、リサーチワークである「演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次に「演習Ⅰ」、2年次に「演習Ⅱ」を履修することになっている。このほか、他の教員が担当する「特論 A・B」も18単位以上履修することになっている。

各学部のすべての授業科目の内容や方法はシラバスに明示され、第三者によるチェックも行っている（根拠資料 4-15、4-16）。具体的には、各年度学長よりシラバスチェックを行う教員が複数名任命されて、チェックの対象となる科目を担当する教員以外の教員が第三者としてチェックを行っている。例えば、ビジネス情報学部においては、毎年1月の教授会にて、シラバス作成担当教員以外の第三者によるシラバス記載内容のチェックの実施について、シラバスチェックの項目を示したチェックシートおよびチェックのスケジュールとともに通知し、行われている（根拠資料 4-17、4-18）。

大学院においては、『概要』の第1章の2（2）において、特論および演習の内容や方法が具体的に明記されている（根拠資料 4-4）。また、シラバスにも授業科目の内容や方法が明示されている（根拠資料 4-19【ウェブ】）。

必修科目、選択科目の配分については、各学部・大学院のカリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムの適切性を十分に考慮して設定されている（根拠資料 2-10【ウェブ】）。

ビジネス情報学部では、各学科にとって重要な科目である各学年のゼミ、コンピュータに関する基礎的な科目、必修語学である英語、ならびに各学科の専門的な学習をする上で必要となる知識を修得する科目などを必修科目としている。

看護学部では、専門科目の多くは必修科目である。修得単位数が多いことから選択科目は限られているが、「人としての教養」「看護の対象の理解」「看護の統合」に選択科目を配置している。

大学院では、修士論文の指導教員が担当する「特論 A・B」および「演習 I・II」を必修科目としている。これは、専門分野における優れた修士論文作成を促進させるための措置である。

初年次教育については、本学での学習の取り組み方法等を修得するための科目や専門的な科目を学習するために必要とする基礎力を修得するための科目が配当されている。例えば、ビジネス情報学部では、1 年生対象のゼミ「フレッシュャーズゼミ A」において、履修の仕方や学校施設の活用方法なども含めた指導を行い、本学でのスムーズな学習スタートを支援しているとともに、本学でのあらゆる学習において必須のスキルであるコンピュータの操作方法をはじめとする基本的な IT スキルを修得する科目「コンピュータリテラシ A」を 1 年生対象として設置している。

一方、看護学部では、「看護教育入門」で、レポートの書き方から個人情報保護等までオムニバスで講義している。また、看護専門科目の基盤となる、高校での生物・化学の復習を重視した科目を新設している。

教養教育と専門教育の配置については、各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、幅広い視野と豊かな人間性を修得するために教養教育を行う教養科目が設置されており、卒業要件として一定の教養科目の取得単位が定められている。具体的には、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科のスポーツマネジメントコース・スポーツトレーナーコースでは 10 単位以上、柔道整復師コースでは 5 単位以上、救急救命士コースでは 14 単位以上、ビジネス情報学部国際ビジネス学科では 10 単位以上、看護学部では 16 単位以上の取得がそれぞれ卒業要件とされている（根拠資料 4-1、4-2、4-3）。また、ビジネス情報学部では前年末までに入学手続きを行った入学予定者に対して、看護学部では全入学予定者に対して入学前教育を実施しており、学習の継続性や学習意欲の維持などを図っている（根拠資料 4-20、4-21）。

大学院では、カリキュラム・ポリシーに基づき、研究成果である修士論文の作成と、高度な専門知識の修得と、社会人として活躍できる人間性豊かな人材育成を目指し、コースワークである特論とリサーチワークである演習の組み合わせを適切に行っている。具体的には、大学院生としての基本的能力の向上や社会人として活躍できる人間性豊かな知識を身につけるため、修了要件の 30 単位以上のうち、コースワークである特論を 22 単位以上取得することが修了要件とされている（根拠資料 4-4）。

また、各学部では、各カリキュラムにて学生の社会的、職業的自立を図るために必要な能力を育成するための科目が設定されている。

ビジネス情報学部では、学生が自己分析を通して自らの特徴や価値観、自己資源や能力を認識し、生き方や職業についてのキャリア設計能力を修得させることを目指す科目「キャリアデザイン」が必修科目として設定され、インターシップ参加を促すための科目「インターンシップ」も置かれている。このほか、1年生のゼミおよび2年生のゼミにおいて、社会的、職業的自立を図るための必要な能力を身につけることの動機付けを与えることを主眼にした各種セミナーが適宜開催されている（根拠資料 4-1、4-2）。

看護学部では、各年度当初ガイダンス時に1年生～4年生全員が参加する病院説明会を開催するとともに、就職委員会が中心となって入学時から卒業時の進路希望を確認しつつ、希望する進路・就職先を選択できるように支援している（根拠資料 4-3）。

また、国家資格試験合格を目指すビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース、救急救命士コースおよび看護学部においては、4年次に卒業要件充足に足る学力（柔道整復師、救急救命士、看護師等の国家試験に合格しうる学力）に達しているかを確認する卒業認定試験等を課している（根拠資料 4-1、4-3）。

一方、大学院では、いわゆる昼夜開講制という、昼間は実社会で活躍する社会人が夜間は本大学院で学ぶという制度を設けている。こうして、研究意欲があり大学院で専門知識を得たいという社会人にとって、社会的な立場や職業的なキャリアを継続しながら学習できるようになっている。また、学部卒業後直接入学した大学院生にとっては、社会人の大学院生とともに授業を受講することを通じて、社会的および職業的自立を図るために必要な能力を涵養できる環境となっている（根拠資料 4-4）。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示）および実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容および授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数〈学士課程〉
- ・ 研究指導計画（研究指導の内容および方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施〈修士課程〉
- ・ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

単位の実質化の観点から、各学部では、年間および半期ごとの単位数の上限を設定している。ビジネス情報学部では、年間で44単位、半期で26単位が上限とされており、看護学部では、年間で48単位、半期で26単位が上限とされている。大学院では、1年次配当の演習Ⅰの4単位と2年次配当の演習Ⅱの4単位を除くと特論は半期で14単位、通期で28単位が開講されており、実質的に半期16単位、通期32単位が履修の上限となっている。ただし、学部・修士5年一貫プログラムを利用する学生においては、学部の学習を疎かにしないようにするため、学部4年次在学時に履修できる大学院授業科目は10単位までとしている（根拠資料4-1、4-2、4-3、4-4）。

シラバスについては、卒業認定・学位授与の方針と授業科目の関連を示す科目カテゴリー・科目ナンバリング、科目の概要および学習上における目的、授業の目的、学習の到達目標（身につけるべき能力・知識・技能のレベル）、授業の進め方・授業方法、毎回の授業の内容・テーマを示す授業計画、学習準備（事前・事後）のための指示および必要な時間、課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの方法、成績評価方法および基準等の明示などを記述するように作成要領で定められている。そして、第三者によるチェックも実施された後、ホームページにて公開されている（根拠資料4-15、4-16、4-22、4-23【ウェブ】）。

授業内容、方法等を変更する場合にはシラバス改訂を適切に行い、改訂されたシラバスにおいても第三者によるチェックも実施された後、ホームページにて公開されている。例えば、2020年度前期においてコロナ禍に伴う成績評価の方法・基準の変更の必要性が大半の教科で生じた際、ビジネス情報学部では教授会で全教員に対して、所要のシラバス改訂を依頼し、本学ホームページ上に掲載して学生に周知した（根拠資料4-24）。なお、コロナ禍における教育方法については、語学科目、実技科目、およびゼミについては対面授業を実施したが、多人数の学生を対象にした座学については、Google ClassroomやZoomを用いた遠隔授業を実施した。具体的には、科目ごとに対面授業と遠隔授業の区分を時間割で示すとともに、本学ホームページを通じて学生への周知徹底を行った。

各学部・大学院において、授業への学生の主体的な参加を促すために、工夫をこらした授業を実施している。

例えば、ビジネス情報学部国際ビジネス学科では、必修科目「プレゼンテーション」において、受講生をグループ分けして一定のテーマに従い、互いに検討・議論しながら資料を作成し、プレゼンテーションを行うという方法によるアクティブラーニング型の授業を実施している。ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科救急救命士コースでは、教養選択科目「スポーツ実技（河川救助）」において、夏季休暇中の4日間をかけて実際の河川で水難救助の実地体験をするという実習を行っており、幅広いフィールドで臨機応変に活躍できる即戦力修得を目指す授業を実施している。

また、看護学部では、演習授業が領域ごとにかなり多数あるため、モデル人形を用いたり、必要な機材や看護技術関連の教材を充実させ、自主的に練習する時間を設けたり、授業ではグループワークを多用するなどして、学生の主体的参加を促すように工夫している。

大学院では、「租税法特論 B」において、テキストに掲載されている重要な判例を受講生が順番に発表し、受講生全員がその発表内容について議論を行うアクティブラーニング型の授業を行っている。

一方、幅広い学習の機会を提供する目的から、ビジネス情報学部においては学科の垣根を越えて他の学科の授業科目を4年間で10単位を上限として履修できる制度がある。さらに、他大学等の授業科目の履修制度が設けられており、教育上有益と認められるときは、他大学が開設する授業科目を履修することができる。この場合の単位数は、他学科の授業科目の修得単位数と合わせて30単位までとなっている。この制度の目標は、向学心のある学生に対して幅広い学習の機会を提供することである（根拠資料 4-1、4-2）。

各学部・大学院では、学期末での課題（試験やレポート等）の結果によって、学習の進捗や学生の理解度を確認することを基本としているほか、各教員のオフィスアワーやメールアドレスが公表されており、学習の進捗が遅延している場合や理解度が不足している場合には、各教員にアクセスし相談等ができるような仕組みを整えている（根拠資料 4-23【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。

各学部・大学院において、新入生向けガイダンスの際、履修方法や履修に関する注意点などについて『履修要項』『概要』を使って説明している（根拠資料 4-26、4-27、4-28）。加えて、各学部では、ゼミ担当教員（ビジネス情報学部）やチューター教員や先輩学生（看護学部）によって、学生の個別ニーズに対応して学習のための指導を行っている。

さらに、その最終成果物を学内で発表する場（「卒業研究発表会」「看護研究発表会」）が設定されており、そのなかで優れた最終成果物については、各学部・学科の代表として、学内研究会にて全教職員向けに発表する機会が与えられている。こうしたプロセスを通じて、全学部生がそれぞれの学位に必要とされる水準に達成するようにしている。

各学部では、シラバスに課題に対するフィードバックの方法や準備学習の具体的な内容およびそれに必要な時間を記載することになっており、これらの記載内容に基づき授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示が行われている（根拠資料 4-15、4-16）。

一方、大学院では在籍の大学院生数が限られており、特論、演習ともに受講生が少人数であることから、授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示について各授業で実施している。

ビジネス情報学部では、教育方法・内容から受講人数を制限することになっている。具体的には、コンピュータ教室を利用する科目では、パソコンの設置台数の関係から制限を実施している。また、履修者が多い科目については、複数クラスを設定している（根拠資料 4-1、4-2）。看護学部では看護技術演習や英語、言語表現・情報技術の科目は、必修科目のため分割開講している。（根拠資料 4-29）。

大学院の『概要』第 3 章では、論文作成のスケジュール、論文作成の手引き、論文審査基準、および倫理審査の申請の内容が記載されており、その内容については年度当初のオリエンテーションでも大学院生に説明している。具体的には、1 年次の前半に論文テーマを検討し、1 年次の後半には、データ・資料の収集を行い、2 年次の 4 月には論文テーマを決定し、論文作成をはじめ、10 月の中間報告会までに内容の骨子を作成し、11 月～12 月に指導教員、主査、副査の指導を受け、1 月に論文を提出し、2 月の最終報告会・審査会にて最終評価がなされるというスケジュールが示されている。論文作成の手引きとして、論文テーマの適切性、先行研究、資料、データの扱い方、論理の一貫性、文章作成上の留意点なども明示されている。さらには 12 項目からなる修士論文審査基準および研究における倫理審査の倫理審査委員会への申請方法についても示されている。そして、修士論文の指導教員は、この内容に基づき、適切な指導を実施している（根拠資料 4-4、4-30【ウェブ】）。

さらに、2 年次の 10 月に開催される論文中間報告会における質疑を通じたチェック、その後の論文作成段階における主査・副査の教員による個別チェック、そして最終審査前の最終報告会における質疑を通じたチェックを行っている。こうしたプロセスを経て、学位授与に求められる修士論文の質の維持、向上が図られている。

なお、上武大学内部質保証方針に基づき、内部質保証会議のもとで全学的な観点から効果的な教育のための措置について点検・評価を行い、十分に適切な水準である教育が実施されるために恒常的・継続的な改善・向上を図っている（根拠資料 2-1）。

4.1.5. 成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性・厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・終了要件の明示
- ・ 成績評価および単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制および手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

単位制度の趣旨にもとづく単位認定は、授業科目を履修した学生に対して、その試験に合格した学生に所定の単位を与えることが各学部の『履修要項』および大学院の『概要』で定められている（根拠資料 4-1、4-2、4-3、4-4）。

また、成績評価の方法・基準、準備学習（事前・事後）の具体的な内容およびそれに必要な時間などをシラバスに明示し、本学ホームページで公表している（根拠資料 4-19【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。

各学部において、他学部における授業科目の履修については、学則第 30 条により各学部で定めることにしているが、これまでのところ実績はない。他大学等における授業科目の履修等の取扱いについては学則第 31 条、大学以外の教育施設等における学習の取扱いについては学則第 32 条、入学前の既修得単位等の取扱いについては学則 33 条にそれぞれ定められており、これらの取扱いによって与えられる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとされている。なお、実際に履修を認める際は、各学部教学委員会にて教育内容を精査した上で教授会の審議を経て、履修の許可および単位の付与を行っている（根拠資料 1-2）。

大学院における他大学院の授業科目履修の取扱いについては、大学院学則第 26 条第 1 項で定められ、入学前の既修得単位等の取扱いについては同条第 2 項で定められている。いずれの取扱いについても大学院教員会議で審議したのち 10 単位を限度として単位の付与を行っている（根拠資料 1-4）。

成績評価は、各授業科目のシラバスに明記されている授業における学習の到達目標ならびに成績評価の方法・基準に従い、成績評価がなされている。その成績評価の方法・基準の妥当性については、成績評価修了後に各教員から成績評価の実施内容等を教育研究センターあてに報告させることによって確認されている（根拠資料 4-31）。

成績評価については、学則第 29 条および大学院『概要』第 2 章 5 にて、以下のように定められており、A、B、C を合格とし D を不合格としている。

- A 100 点～80 点
- B 79 点～70 点
- C 69 点～60 点
- D 59 点以下

また、成績評価の客観性を担保するための措置として、GPA 制度を導入しており、学期末に保護者・本人に対して成績評価結果とともに GPA 値を通知している。この GPA 値については、本学ホームページにその算出方法が公開されており、①成績優秀者の選抜の参考、②履修申請単位数の上限の見直しの参考、③教職課程の履修の継続の可否の参考、④学業不振者への対応の際の参考に活用している（根拠資料 4-32【ウェブ】）。

さらに、公正な成績評を確保する観点から、成績評価の疑義に対する学生からの問い合わせに答える制度が整えられている（根拠資料 4-1、4-2、4-3、4-33）。

卒業・修了要件については、各学部・大学院とも『履修要項』や『概要』に明記された上で、本学ホームページでも公表されており、年度当初ガイダンス等においても周知されている（根拠資料 4-1、4-2、4-3、4-4、4-34【ウェブ】）。

また、ディプロマ・ポリシーに基づき、ビジネス情報学部、看護学部では、学習の最終成果物をまとめることを履修目標とする必修科目（「卒業研究」「看護研究」）が設けられている（根拠資料 4-1、4-2、4-3）。

各学部では、卒業論文などの卒業研究成果物の作成の意義や具体的な作成・提出の日程や作成・提出方法や成績評価などについて『履修要項』等に明示している。大学院では、『概要』において修士論文審査基準を具体的に明記している（根拠資料 4-4）。また、大学院では、学位にふさわしい修士論文の質の水準を示すため、年度当初のアカデミック・オリエンテーションの際に過年度の優秀論文を実例にして全大学院生に対して説明している（根拠資料 4-35）。

各学部では、学則第 41 条に従い、教授会で審議した後学長が卒業を認定している。なお、教授会の審議前には、各学部の教学委員会にて卒業要件の充足などについて十分なチェックを行っている（根拠資料 4-36、4-37）。

大学院では、大学院学則第 29 条に従い、在学期間、所定単位の修得、学位論文および最終試験の合否等の認定は、あらかじめ決められた主査 1 名と副査 2 名による協議を経た後、大学院教員会議で審議し、その後学長が終了を認定している（根拠資料 4-38）。

各学部・大学院ともに、学位授与に至る学位審査および修了認定の内容については、新学期のガイダンス、オリエンテーションで説明・周知している。

なお、上武大学内部質保証方針に基づき、内部質保証会議のもとで学位授与に関わる点検・評価を各学部・大学院で行い、十分に適切な学位授与が実施されるために恒常的・継続的な改善・向上を図っている（根拠資料 2-1）。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

○学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

各学部・大学院ともに、各学期末に在學生に GPA 値を通知し自身の学習成果を確認させて、GPA 値を成績向上の指標として活用している。

各学部では、各学年終了時点の取得単位数も成績向上の指標としている。例えばビジネス情報学部では、下記のように単位数が一定水準以下の場合には保護者に通知し、保護者、学生、指導担当教員（各学年のゼミを担当している教員）の三者面談を行う措置をとる場合がある（根拠資料 4-1、4-2）。

1 年次終了時点 25 単位

2 年次終了時点 50 単位

3 年次終了時点 80 単位

また、各学部では、卒業論文などの卒業研究成果物を学部内で行われる卒業研究発表会にて報告する機会が与えられ、自らの卒業研究成果物を他の学生の卒業研究成果物を比較することによって、自らの卒業研究の質の水準把握や卒業後の学習における有益な気づきを得ることを促している。大学院では、修士論文作成に役立てるために中間発表会を実施するとともに、最

終審査会の前に最終発表会を実施しているが、こうした発表会を通じて、各大学院生による修士論文の質の向上への努力を促している。

加えて、各学部・大学院では、それぞれ最も優れた内容の研究成果を挙げた学生・大学院生を選出し、全教職員が参加する「学内研究会」での発表の機会を与えている。これによって、学習成果の質の維持・向上に役立っている。

さらに、それぞれのカリキュラム・ポリシーにも記載されている各種資格の取得については、資格取得を希望する学生にとっては自身による学習成果と評価される。

看護師、保健師、柔道整復師、救急救命士などの国家資格の取得については、いずれの国家資格に対しても、教員による国家試験対策委員会のほか、学長、学部長などで構成されている学長諮問国家試験対策会議によって様々な対策がとられている。例えば、国家試験対策模擬試験を随時実施し、その結果を活かして速やかな指導を行い、受験学生の全員合格を目指した取り組みを行っている（根拠資料 4-39）。

その他の各種資格取得については、社会が求める能力やスキルを身に付け、社会に貢献できる人材になることを目指して、合格した資格に応じて資格取得奨励金を支給する資格取得奨励金制度が設けられ学生の資格取得をサポートしており、一定の成果を挙げている（根拠資料 4-40）。

近年増加している公務員を志望する学生に対しては、公務員試験の受験に向けた課外プログラム（公務員試験合格に向けた図書の推薦、学生からの個別質問への対応、モチベーションアップのための官庁訪問など）を提供する公務員受験サークルに加えて、公務員試験対策の指導で実績のある教員が担当する科目「公務員試験対策ゼミ」や「消防職員採用試験対策講座」が設置されている。その結果、公務員試験の最終合格者数は 2022 年度で 15 名、2023 年度では 50 名と増加している。

学習到達度調査として統一的な方法は現在ないが、アセスメント・テストは、中央教育審議会による教学マネジメント指針に提言されている「学習者目線」で教育を捉え直すためにも有効な学習成果の測定・把握の手段の一つであると認識している。今後は、本学の実情等を踏まえた学習到達度調査について調査を行い、導入に向けて検討を開始する予定である。

看護学部では、看護専門科目においては文部科学省や厚生労働省が示す、「看護実践能力と卒業時到達目標」や「看護師教育の技術項目と卒業時到達度」などのルーブリックを活用して、学生・教員が評価している。その結果をもとに、教授会および臨地実習委員会で改善策を検討している（根拠資料 4-41）。一方、ビジネス情報学部や大学院においては、学習評価の基準や達成水準などを明確化させる目的から、とりわけ定性的な評価や質的評価において効果的であると認識しつつも導入には至っていない。今後は、他大学や他大学院の事例などを参考にしな

がら、その実情等にふさわしいルーブリックの導入と活用に向けて、調査・検討を開始する予定である。

2022 年度後期より、全学的に、4 種類のアンケート（卒業時アンケート、入学時アンケート、授業アンケート、学生生活アンケート）を行い、学習状況とその成果の測定をはじめ学生生活の満足度や目標達成状況などについて本学ホームページ上で公開している。これらのアンケートを今後も継続して実施して、学習成果の効果的な把握およびより一層の教育方法・内容の改善を目指していきたい（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

入学時アンケートおよび卒業時アンケートでは、社会人基礎力の修得状況の認識などを調査し、本学ホームページ上で公開している。このアンケートを今後も継続して実施して、より一層の教育方法・内容の改善を目指していきたい（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

一方、卒業後一定年数経た学生に対してもコンタクトをとり、毎年度、本学に来校していただき、本学の教育水準とより効果的な教育方法・内容への意見・助言を受けている。例えば、ビジネス情報学部では、就職活動に資する情報提供を卒業生から直接受ける在学生向けセミナーなどの際に、来校した卒業生から本学の教育成果や教育方法についての意見を就職委員会がヒアリングしている（根拠資料 4-42）。

看護学部では、毎年 12 月に、3 年生の進路ガイダンスの一環として、「卒業生と進路について語る会」を実施しており、また、毎年 4 月に全学年で実施している病院説明会に、参加施設の説明者として本校卒業生が多く参加している。これらは現場の声や、学習や就職に対してのアドバイスをいただくよい機会となっており、就職委員会が、卒業生や就職先施設担当者から教育成果や教育方法についての意見をヒアリングしている（根拠資料 4-43【ウェブ】）。

大学院では、税理士資格を取得した卒業生が来校する際に、教育成果や教育方法についての意見を指導担当教員がヒアリングしている（根拠資料 4-44）。

なお、上武大学内部質保証方針に基づき、内部質証会議のもとで全学的な観点から学習成果の把握および評価の取り組みに対する点検・評価を行い、それが適切に実施されるために恒常的・継続的な改善・向上を図っている（根拠資料 2-1）。

4.1.7. 教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

カリキュラム・ポリシーにもとづくカリキュラムが設定・運営されているかについて、大学の内部質保証方針で定められている内部質保証に関する基本的方針（以下、「基本方針」と記す。）に基づき、全学的な内部質保証推進組織である内部質保証会議の指示のもと、各学部・大学院において自己点検・評価を実施することになっている。こうした自己点検・評価の結果、カリキュラムに関する問題点や課題についてはそれぞれ改善への取り組みを行い、その改善状況を内部質保証会議に報告し、必要に応じて内部質保証会議から支援を受けている（根拠資料 2-1）。

また、基本的方針に基づき、内部質保証会議のもとで全学的な観点から成績評価および単位認定に関わる点検・評価を行い、十分に適切な水準である教育が実施されるために恒常的・継続的な改善・向上を図っている（根拠資料 2-1）。

現状では、各学部において、授業アンケートなどの学生調査の結果などを踏まえて、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。具体的には、学期末に全科目に対して授業アンケートを行い、その結果を担当教員に伝えて、次年度の授業内容や授業方法の改善・向上について、科目ごとのコメントを提出していただく形としている。そのコメントの内容については、内部質保証委員会にて確認することになっている。

加えて、各学部・大学院のカリキュラム・ポリシーに記載されている資格取得（看護師、保健師、柔道整復師、救急救命士など）の状況を踏まえて、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、資格取得の状況の改善・向上を図っている（根拠資料 4-39）。

さらに、教員の授業方法の改善については、各学部・大学院において FD 活動によって進められている。

なお、全学的な内部質保証会議の指示・支援のもとで、各学部・大学院の自己・点検を実施しており、2023 年度においては、以下のような問題点が把握されて、改善がなされている。

ビジネス情報学部の教学委員会の自己点検・評価活動において、看護学部で作成しているカリキュラムツリーおよびカリキュラムマップを望ましい取り組みとして参考にし、それまでなかったビジネス情報学部のカリキュラムツリーおよびカリキュラムマップの作成を行うことにした。この取り組みは、同学部の点検・評価結果に基づく改善・向上の実例として、教授会に報告され、内部質保証会議にも報告されている。

一方、大学院の自己点検・評価活動において、以下の 4 点への取り組みが必要であると、大学院の点検・評価結果に基づく改善・向上の実例として、大学院教員会議に報告され、内部質保証会議にも報告されている。

- ①授業科目の単位の計算方について明示されたものがなかったので、来年度（2024 年度）の『概要』に追記する。

②GPA 制度の概要について明示されたものがなかったので、来年度（2024 年度）の『概要』に追記する。

③シラバス作成要領が作成されていなかったなので、作成する。

④カリキュラムツリーおよびカリキュラムマップがないので作成する。

4.2. 長所・特色

本学では、学位プログラムごとに 3 つのポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーにもとづいたカリキュラムを編成している。そのカリキュラムの内容については、本学ホームページに公開されているのみならず、年度当初ガイダンス等で詳しく説明し、学部においては各学年のゼミ担当教員やチューター教員によって、日常的に学生に対して指導のフォローがなされている。

また、効果的な教育の実施に寄与するため、シラバスの内容を充実化させた上で、第三者チェックを実施するなど、その適切性を確認している。また、アクティブラーニング型の授業を実施するとともに、実社会で活躍する著名人を講師として招いて講話を行い、その内容をレポートにまとめるなどの学生の学習を活性化させる取り組みにも積極的に取り組んでいる。

さらに、授業アンケートをはじめ、学生生活アンケート、入学時アンケート、卒業時アンケートを定期的かつ継続して実施し、学習者目線での教育の実施を目指している。

4.3. 問題点

学生の学習成果を把握および評価に資するより一層適切で効果的な各種方策の実施について、大学基準協会をはじめとする外部機関からの意見・助言や他大学の先進事例を参考にしながら、鋭意取り組んでいく所存である。

4.4. 全体のまとめ

学位プログラムごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、公表している。更に、カリキュラム・ポリシーに基づき、カリキュラムを体系的に編成するような措置を適切に実施している。

また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行う取り組みについても適切に行っており、成績評価、単位認定および学位授与についても適切に行われている。

今後は、学生の学習成果を適切に把握および評価するための方法の改善・開発について検討を進めていきたい。

根拠資料

- 4-1 『ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科履修要項』（2022 年度）
- 4-2 『ビジネス情報学部国際ビジネス学科履修要項』（2022 年度）
- 4-3 『看護学部履修要項・学生便覧』（2022 年度）
- 4-4 『上武大学大学院修士課程経営管理研究科概要』（2022 年度）
- 4-5 救急救命士新設に関する書類（2018 年 5 月）
- 4-6 看護学部カリキュラム変更に関する提出書類（2022 年 4 月）
- 4-7 ビジネス情報学部授業暦（2022 年度）
- 4-8 看護学部授業暦（2022 年度）
- 4-9 大学院授業暦（2022 年度）
- 4-10 看護学部カリキュラムツリー
- 4-11 看護学部カリキュラムマップ
- 4-12 大学院カリキュラムツリー
- 4-13 大学院カリキュラムマップ
- 4-14 トップマネジメント講話日程・講師一覧（2022 年度）
- 4-15 ビジネス情報学部シラバス作成要領（2022 年度）
- 4-16 看護学部シラバス作成要領（2022 年度）
- 4-17 シラバス記載内容の第三者チェックの実施について（2022 年度）
- 4-18 シラバスチェックシート（2022 年度用）
- 4-19 本学ホームページ「大学院：シラバス」
- 4-20 入学前教育についての資料（ビジネス情報学部新入生送付）（2022 年度）
- 4-21 入学前教育についての資料（看護学部新入生送付）（2022 年度）
- 4-22 大学院シラバス作成要領（2023 年度）
- 4-23 本学ホームページ「学部・学科：シラバス」
- 4-24 ビジネス情報学部教授会議事録（2020 年 6 月）
- 4-25 本学ホームページ「学部・学科：シラバス→オフィスアワー」
- 4-26 ビジネス情報学部のガイダンス資料（2022 年度）
- 4-27 看護学部のガイダンス資料（2022 年度）
- 4-28 大学院のアカデミック・オリエンテーション資料（2022 年度）
- 4-29 看護学部後期時間割（2022 年度）
- 4-30 本学ホームページ「大学院：経営管理研究科→修士論文審査基準」（2023 年 4 月）」
- 4-31 教育研究センター成績評価データ提出フォーマット

- 4-32 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→修学上の情報等→学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準→学習の成果に係る評価」
- 4-33 大学院教員会議資料（2022 年 7 月度）
- 4-34 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→修学上の情報等→学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準→取得可能学位」
- 4-35 大学院アカデミック・オリエンテーションの論文指導に関する資料（2022 年度）
- 4-36 ビジネス情報学部卒業判定資料（2022 年度）
- 4-37 看護学部卒業判定資料（2022 年度）
- 4-38 大学院教員会議議事録（2023 年 2 月度）修士論文最終審査審議を含む
- 4-39 ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科柔道整復師・救急救命士コース、看護学部の国家試験対策会議資料（2023 年 1 月）
- 4-40 年度別資格取得状況（2020 年度～2022 年度）
- 4-41 看護実践能力の技術チェック表
- 4-42 就職ガイダンス「公務員合格者を囲んで」資料（2022 年度）
- 4-43 本学ホームページ「ニュース&トピックス：「模擬面接会」・「病院説明会」が行われました」（2023 年 3 月 20 日）
- 4-44 上武大学広報第 105 号記事「大学院 本学から 4 名が税理士の道に!!」

第 5 章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定
および公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学学部における 3 ポリシーは、2019 年度にビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科に救急救命士コースが新設された際に同学部の従来の 3 ポリシーについての再検討が行われ、併せて看護学部との間で体裁の統一について調整が図られた結果、現行の形に整えられた。一方、大学院については、2016 年度に 3 ポリシーの策定を行い現在に至っている。

このうちアドミッション・ポリシーについては、各学部・大学院のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、さらに文科省の「学力の 3 要素」との連関にも配慮した上で、学則第 3 条（根拠資料 1-2）および同条第 3 項に対応した上武大学学部・学科の人材養成等に関する規則（根拠資料 5-1）、大学院学則（根拠資料 1-4）に基づいて定められ、本学ホームページ（根拠資料 2-10【ウェブ】）や学部、大学院の『学生募集要項』（根拠資料 5-2）にも掲載し公表を行っている。

なお、同ポリシーについては、学部・大学院とも「求める人物像」が受験生にとってイメージしやすいよう具体的な姿を箇条書きの形で示している。

入試における各選抜は、本学の入学者選抜規程（根拠資料 5-3）に則って行われるが、各試験カテゴリーの募集人員、入試方法等については各学部ともそれぞれ『学生募集要項』に詳細に記すとともに、オープンキャンパス、近隣高校からの大学見学等の機会を活かして高校生年代に周知している。大学院についても、オープンキャンパス時に学部受験生とともに来校者の受け入れをおこない、カリキュラムの構成や修士論文の作成行程、審査の手順など、『学生募集要項』をもとに希望に応じて大学院担当教員が詳細な説明を行っている。

また、各試験の出願者数、受験者数、合格者数は、過去 3 年にわたり本学ホームページ上に公開している。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生募集方法および入試制度は、各学部とも学校推薦型、総合型、一般の 3 つのカテゴリーに対応した複数の入試方法を設定し、多様な資質を備えた学生の獲得を目指している。また、留学生（ビジネス情報学部のみ）、社会人・帰国生徒を対象とする特別選抜制度を設けることで、さらに受け入れの間口の拡大を図っている（根拠資料 5-2）。

各学部について、各カテゴリーにおいて獲得を目指す学生像は、学校推薦型選抜では所属学校長に推薦を依頼する形で堅実な高校生活をおくってきた受験生を、総合型選抜ではスポーツ競技に打ち込むなど有意義な高校生活をおくってきた受験生や、自らの将来に対して希望を明確に表明できる受験生を、一般選抜では高い学力を有する受験生となっている。

これに対応して、学校推薦型選抜では出願の際に推薦書、志願理由書、調査書の提出を受けて書類点を算出し、小論文、面接試験の結果と合算して合否の判定を行っている。

総合型選抜では、出願の際に志願理由書、調査書、高等学校クラブ監督推薦書（スポーツ・文化、アスリート・文化入試のみ）の提出を受け書類点を算出し、小論文、面接試験の結果と合算して合否の判定を行っている。

一般選抜は、本学独自の入試問題による全学統一入試と、大学入学共通テストを利用した入試（前・中・後期）の 2 種が行われている。

大学院については前期・後期の 2 回の受験機会が設けられているが、一般入試、外国人留学生入試のほか、昼夜開講という本学大学院の特色もあって、就労しながら学びの機会の確保を目指す社会人入試、また、本学在学学部生のモチベーションアップを図るために学内推薦入試が設定されている。

授業料その他の費用については、詳細をホームページに掲載するとともに『学生募集要項』（根拠資料 5-2）、『大学案内』（根拠資料 1-5）に適切に記載している。また、日本学生支援機構の奨学金、資格取得に伴う奨励金を含む本学独自の奨学金制度の紹介、特待生制度の紹介等も上記のすべてで行っている。一方、オープンキャンパスの際には各キャンパス教学課職員を

配置した奨学金相談コーナーを設け、来校者への対応にあたりとともに、『学生募集要項』から関係記載内容を抽出したチラシを作成して PR に努めている（根拠資料 5-4）。

入試業務について、教員組織では各学部に入試委員会（根拠資料 5-5）、大学院に入試担当教員を置き（根拠資料 5-6）、事務組織では大学本部入試課（根拠資料 5-7、5-8）が対応し、相互に協力する体制を構築している。

学生募集・入試実施計画の策定、作問、合否判定等については 2024 年度入試（2023 年度内に実施。以下、同じ）までは、主管課である入試課が前年度の実績等を踏まえ、各学部入試委員会、大学院入試担当教員の意見を容れて改訂の素案を作成し、それをもとに各学部入試委員会・教授会、大学院教員会議、入試連絡会議で内容を精査し、最終的には協議会で確認の上常任理事会で承認するというプロセスをとってきた。2025 年度入試からは内部質保証会議の発足を受けて、教務関係など他の本学運営部門と有機的なつながりを考えた中で再検討を行う形が整えられ実施に向けて動き出した（根拠資料 5-9）。

一方、入試の作問については各学部で試験ごとに学長名で担当者に依頼を行うとともに、各入試問題の作問者、主務者（第 1 点検者）、副責任者（第 2 点検者）、責任者（最終点検者、原則として学部長）、科目によっては第三者点検（「英語」におけるネイティブスピーカー等）が一堂に会する形で毎年 6 月中旬に作問者への説明会（根拠資料 5-10）を実施し、認識のすり合わせと作問ミスの回避に向けた注意喚起を行っている。大学院は、教員会議において 3 つのコースごとに作問者、主務者（第 1 点検者）を定め、研究科長が最終点検を行っている（根拠資料 5-6）。なお、入試問題作成者の氏名は非公表と定め機密保持に努めている。

また、学部の総合型選抜については、入学者選抜規程（根拠資料 5-3）を策定し、理事長を委員長とする総合型選抜委員会を組織して判定を行っている。

なお、すべての入試について、日程ごとに具体的な実施のための事項を盛り込んだ入学試験実施要項を作成し、当日出勤する教職員への事前配付を行っている（根拠資料 5-11）。

公正な入学者選抜の実施については、当年度の文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」通達を確認後、『学生募集要項』を毎年 6 月に刊行するとともに内容を本学ホームページで公開し、各種入試の選抜方法を記載し、学生募集方法および入試制度を周知している（根拠資料 5-12【ウェブ】）。さらに受験生に対しては、『大学案内』（根拠資料 1-5）、『学生募集要項』（根拠資料 5-2）の配付やオープンキャンパスやミニオープンキャンパス等の学内イベントを開催することで周知を図っている。

入試結果については入試ごとに学長、理事長に報告を行ったのち、学長印押印の文書によって受験生に周知することを基本とするが、一般選抜、特別選抜（留学生）のように、他学との併願を希望する受験生への配慮として、合格発表日当日、合格者受験番号の本学ホームページでの公表を行う形で素早い対応を図っている（根拠資料 5-13）。

公平な入学者選抜の実施について、各学部の学校推薦型選抜、総合型選抜では選考において面接試験、書類審査が課せられているが、前者については 1 名の受験生に対し複数の教員が試験官として対応することで、より客観的な判定がなされるよう図っている。一方後者については、各学部とも内規に基づく一覧表を作成し、受験生の在校時の特筆すべき点（校内活動、資格取得など）を数値化して判定に加えている（根拠資料 5-14）。また、この評価基準については資格認定試験の新設、内容の改訂に合わせて毎年見直しを図っている。

一方、当年度に実施された各入試の問題については、翌年度に『過去問題集』（根拠資料 5-15）として冊子体にまとめ（ビジネス情報学部の総合型選抜については、実施回数が多いため抜粋の形式としている。）、オープンキャンパスの来場者や資料請求があった場合に無料での配付を行っている。

なお、ビジネス情報学部においては、2022 年度よりオープンキャンパス来場者に向けて「小論文・面接対策講座」と銘打って各試験の形態についてパワーポイントを使った説明（根拠資料 5-16）を行っているほか、新採用教員も当年度の面接試験の試験官となる場合が想定されることから、2023 年度には面接が含まれる学校推薦型選抜、総合型選抜が始まる前の 9 月度教授会の際に学部 FD 企画として、同学部における面接試験の位置づけ、質問例、評価方法上の留意点等を入試委員長から説明を行うことで、情報の共有化を図った。

一方看護学部でも、2023 年度からオープンキャンパスで入試対策講座を行い、本学ホームページ内に看護学部ホームページを開設して入試関連の各種情報公開を行った。また、2024 年入試問題のうち総合型選抜・学校推薦型選抜では「論理的思考力を問う」課題文型小論文を中心とし、個人面接は、口頭試問として社会人基礎力の理解を通した自己分析を問う設問に変更を行っている。さらに公正な入学者選抜を実施するために、採点基準のループリックおよび面接マニュアルを作成し、評価上の留意点等を教授会に手説明し、情報の共有化を図った。

新型コロナウイルス感染症がまん延していた期間においては、文部科学省の発した「大学入学者選抜実施要項（文部科学省通知）」に従い、担当する教職員の体温チェック、マスク着用、面談会場の遮蔽アクリル板の設置など感染予防策を講じた上で入試を実施した。

また、受験生に対して「中止、延期となった大会や資格・検定試験等に参加できなかった場合、努力のプロセスを評価する」という文部科学省の方針に対応して、面接時に調査書を元に個々の受験生の状況把握に努める等の配慮を行った。これらの情報については、入試連絡会議、協議会で情報共有を行ったほか、職員による高校訪問、また、本学運動部監督と受験生の在籍する高校の監督との推薦書のやり取りの際に説明を行っており、受験生および在籍高校から問い合わせがあった場合には、随時、電話やメール送信での対応を行い受験生向けに対応策をまとめ、ホームページ等で周知した（根拠資料 5-17）。

一方、障がいを持った学生の受け入れについては「大学入学者選抜実施要項（文部科学省通知）」に留意し、受験時の配慮が必要な場合は事前に連絡するよう『学生募集要項』に記載し、ホームページにおいてもそのことを告知している。また、オープンキャンパスや、個別来校の機会など、事前来校が可能な場合には実際に当該キャンパス内を見ていただくなど受験希望者の個別状況を把握した上で受験時の配慮、併せて合格した場合の入学後の学習上の相談も行い、可能な範囲で配慮を行っている。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率〈学士課程〉
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率〈学士課程〉
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

収容定員の設定と在籍学生数の管理については、大学全体の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率は 1.08 である。学部別では、ビジネス情報学部は学部全体では 1.13 であるが、学科別にみるとスポーツ健康マネジメント学科の 1.18 に対し国際ビジネス学科は 0.99 と、各学科でやや異なる傾向を示している。

一方、看護学部については、定員 80 名に対して 2012 年度から 2016 年度まで定員の約 1.3 倍と、入学者比率の高い状況が続いたことを 2017 年度の認証評価の際に改善点として指摘されたことを承けて、2018 年度に入学定員を 100 名に増やす措置を講じたが、その結果 2018 年度から 2022 年度までの 5 年平均の入学者数比率は 0.89 と 1.00 を下回る状況となった。

大学院については、入学者数比率は 0.51 と低い状況にとどまっている。（大学基礎データ表 2、表 3）

一方、編入学については、国家試験受験を目指す看護学部、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース、救急救命士コースでは、各学年の学習内容の多くが学年指定の必修科目であることから本制度の運用が馴染まないとの判断から除外し、国際ビジネス学科およびスポーツ健康マネジメント学科のスポーツマネジメント・スポーツトレーナーの両コースのみ受け入れを行っている。しかし、本来の分母となる人数が少ないこともあり、定員は定めていない。また、編入学人数も 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間で総計 3 名と、人数も多くない状況である。

定員の未充足に関する対応について、ビジネス情報学部では、国際ビジネス学科について2015年度が82名の入学者、2016年度に119名の入学者と、ともに定員の120名を下回ったのに対して、スポーツ健康マネジメント学科がそれぞれ336名、284名とともに定員の260名を大きく上回る状況となったことから、2018年度に定員の振替を行い、その結果、過去5年平均では学部、各学科ともほぼ定員に近い収容数となっている。また、2019年度には、北関東3県では他学での設置がない救急救命士コースを置くことで、新たな受験者層の開拓を図った。

一方看護学部については、看護系学部の人気の高まりという社会情勢を背景に、本学にとって多くの受験者層が居住する群馬県内、および近隣の長野、新潟、埼玉の各県内で同系統の学部新設、定員増を実施する大学が複数校みられたことにより、前述の状況が一転し、入学者、在籍学生数の減少傾向がみられる。全国的には、看護系学部の収容定員数の総和がすでに同系統学部への入学を希望する受験者数を上回っているという報道もなされているが、中部圏などまだ受験者数が収容定員を上回っている地域も存在することから、指定校制の拡充、ホームページの充実等の手段により広いエリアからの受験者の確保を模索している。

大学院では、学部4年生向けの大学院進学ガイダンスの開催（根拠資料 5-18）等で学内進学者の増加に努め、学外者に対してはオープンキャンパス等を活用した受験前相談を行っている。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のように、2024年度入試まで、各年度末に各学部入試委員会・教授会、大学院教員会議において当該年度の入試結果について総括し、入試連絡会議での調整後、大学全体については協議会において認識を共有してきた（根拠資料 5-19）。一方、各学部・大学院での総括をもとに、最終的には入試課が検討結果を取りまとめ、次年度の学生募集計画や入学者選抜制度の見直しや改善に努めてきた（根拠資料 5-20）。

2022年度の内部質保証会議の発足を受け、2024年度入試ではいまだ準備の条件が整わず実現にいたらなかったものの、2025年度入試関連業務については、同会議においても全学的な観点から点検・評価の対象に加え、教学など他の部門との調整を踏まえ、各学部・大学院、および担当課である入試課に対して改善の方向性を示すことが予定されている（根拠資料 5-21）。

なお、2024年度入試に対して行われた事例であるが、ビジネス情報学部国際ビジネス学科および看護学部の入学者の減少という状況に対して、各学部の入試委員会・教授会での検討、連

絡会議・協議会でのすり合わせを元に、高校生に対するアピール強化策の一環として、従来開催していなかった 3 月のオープンキャンパスの開催を高崎キャンパスにて実施した（根拠資料 5-22）。

また、長引く不況等の社会状況の影響から、受験生の地元大学への進学希望増加の傾向が伺えることから、受験生の便を図って、全学統一選抜、大学入学共通テスト前・中・後期選抜では、同一試験内で両学部の併願を認める制度も発足させた。

5.2. 長所・特色

本学が、全国レベルの実力を有する運動部を複数持ち、それらを「指定強化クラブ」としてバックアップしていることから、特にビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科のスポーツマネジメント・トレーナーコースを志望する高校生には、入学後にこれらの部に入部して活躍することを希望する者が少なくない。そのため、前述の『大学案内』とは別に『JOB CLUB guide book』（根拠資料 5-23）を作成してさらに詳細な情報提供に努めている。

また、オープンキャンパスの際には、スポーツ指導センターの調整のもと、指定強化クラブの部員がブースを設けて、入学後の入部を考えている受験生に対して個別相談を行っている。学業と部活の両立、アルバイト事情、アパートでの生活など学生目線での情報提供が行われることから来場者に好評であるばかりでなく、在校生にとってもプレゼンテーション力を培う有効な機会となっていると言えよう。

一方、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師・救急救命士コース、および看護学部の入学者は、入学後にカリキュラムの中で医療、看護領域の実習を履修することになる。その内容について、オープンキャンパス時に来校者が実際に在學生や担当教員による演示を見ることで、当該領域への親和性を持てるよう取り計らっていることは、受験希望者への積極的なアプローチという観点から評価できよう。また、このことは演示に参加する在學生が、身をもって示し説明を行うという点で、教育理念である「学生の主体性育成」を涵養する機会ともなっている。

5.3. 問題点

5.1.3 に記したように、大学基礎データ表 2 の 5 年間平均の数値を見る限り、学部においてはビジネス情報学部全体では入学定員充足率が 1.13、収容定員充足率は 1.08 と、ともに 1.00 に近い数字となっているが、看護学部では前者が 0.89、後者が 0.94 と 1.0 を下回っている。

さらに、年度ごとの変遷を考えても、看護学部については「入学定員充足率」「収容定員充足率」とともに右肩下がりの状況が続いており、5.1.3 に記した状況が今後も継続するとすれば、さらなる改善を考える時期に来ているとも言えよう。

このことについて対応策の一つとして、2022 年度入試から看護学部でも運動部での実績を活かすことを可能とするスポーツ・文化入試を導入した。さらに、同学部の収用定員充足率低下の抑止策として、学力の 3 要素と学部のアドミッション・ポリシーに基づき、入学選抜方法・基準等を見直し、職業人養成の視点を強化することで中途退学抑止を図る一方、2024 年入学者向けには、入学前教育に市販教材を用いず、入学者のレディネスにあわせたオリジナル教材を作成して対応することとした（根拠資料 5-24）。

また、看護学部がビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース、救急救命士コースとは専門領域に近似性があることから、2024 年度入試から一般入試においては受験科目を共通化することで、両学部の併願を認める制度の改訂を行うこととした（根拠資料 5-2）。

一方、ビジネス情報学部については、学部全体としては定員未充足の状況とはなっていないものの、学科ごとに考えた場合、国際ビジネス学科については定員削減を行ったにも関わらず、右肩下がりが続いていることが問題点として指摘できる。これについて、2024 年度から、従来の入学後の特別選抜クラス制度（IT アドバンス、会計アドバンス）を拡充（データサイエンス、税理士養成）する形で学科の魅力をさらにアピールする方策が採られることとなった（根拠資料 1-5）。

このように、学生の受け入れの適切性については、これまでの各学部の入試委員会、教授会で総括、入試連絡会議、協議会での定期的な点検に加え、内部質保証会議においても検討が行われる体制が整えられた。しかし、入学定員・収容定員（超過・未充足）に関しては改革の緒につき、2023 年度末段階では改善の兆しがうかがえるもののいまだ完遂には至ってはならず、今後さらなる方策を検討する必要があると言えよう。

5.4. 全体のまとめ

学生の受け入れについてはアドミッション・ポリシーを定めた上で、入学者数、収容定員および在学生数等の情報を含め、本学のホームページや『学生募集要項』『大学案内』等により公表している。

入試実施体制はアドミッション・ポリシーに基づき規程等を制定し、適正に整備している。

学生募集方法および入学者選抜制度は、各学部・大学院に入試委員会、担当教員を設置して検討し、多様な学習歴を有する受験生に対応できるよう入学者選抜制度を実施している。

学生の受け入れの適切性は、2022 年度まで年度末に各学部入試委員会・教授会、大学院教員会議で当該年度入試結果についての総括を行い、入試連絡会議、協議会で認識を共有して摺り合わせを行い、次年度の学生募集計画や入学者選抜制度の見直しを図ってきた。2023 年度から

は、これを内部質保証会議の議案としても取り上げることで、他の大学運営の観点と合わせ、本学の内部質保証のトータルな位置づけの一環とすべく模索を始めたところである。

すでに一部の入試では「学力の 3 要素」との関連付けを実施しているが、今後は高大接続システム改革の方向性に則り、アドミッション・ポリシーと各種入試の関連付けや、「学力の 3 要素」の各要素を各種入試においてどのように評価するかについてさらに学内での検討を実施する予定である。

根拠資料

- 5-1 上武大学学部・学科の人材養成等に関する規則
- 5-2 『上武大学入学試験学生募集要項』『別冊 学校推薦型選抜（指定校制）学生募集要項』『別冊 特別選抜（留学生）学生募集要項』『別冊 編入学・転入学学生募集要項』『経営管理研究科学生募集要項』（2023 年度版）
- 5-3 入学者選抜規程
- 5-4 オープンキャンパス実施要項、来校者用配付チラシ（2022 年度）
- 5-5 委員会規程
- 5-6 大学院教員会議資料（2022、2023 年 4 月度）
- 5-7 事務局組織規程
- 5-8 事務分掌規程
- 5-9 2023 年度学内研究会 内部質保証会議議長報告レジュメ「大学内部質保証システムの理解と実施へ向けて」
- 5-10 作問者説明会開催案内および配付資料（2022 年 5 月）
- 5-11 入学試験実施要領（2023 年度）
- 5-12 本学ホームページ「インフォメーション：合格者受験番号」掲載期間終了のため PDF にて提示。
- 5-13 有資格一覧（2023 年度）
- 5-14 『過去問題集』（2022 年度）
- 5-15 小論文・面接対策講座パワーポイント原稿（2022 年度版）
- 5-16 入試連絡会議配付資料（2022 年 6 月度）
- 5-17 大学院入試説明会の案内および配付資料（2022 年度）
- 5-18 入試連絡会議資料（2023 年 3 月度）
- 5-19 入試連絡会議資料（2023 年 4 月度）
- 5-20 入学試験に関する学内組織体制図
- 5-21 「春のオープンキャンパス」案内チラシ（2024 年 3 月）

5-22 『JOB CLUB guide book 2024』

5-23 『看護学部入学前教育学習ワーク』（2023年度版）

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針

（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学として求める教員像に関しては、「教育職員の選考基準に関する規程」（根拠資料 6-1）によって定めており、学内ネットワーク上に掲出し周知を図っている。その内容は職位により異なるが、教授であれば博士の学位、准教授、講師、助教であれば修士以上の学位を保持していることが前提となる。その上で教育研究業績を持つ者を教員として認めている。ただし近年は実務家教員のように社会経験や実務における実績を評価し、それを教育に取り入れることも多くなってきており、学位や教育研究業績に加えて担当する講義に関連した実務・実績を保有していることも求める教員像の中に含まれる。

いずれの場合であっても新たに教員を採用する場合には人事委員会において、応募者の専門分野、習熟度と授業科目との整合性、研究業績などをつぶさに審議・検討し、採否を決定している（根拠資料 6-2）。加えて教育に対する熱意や、本学の教育理念・目的に関する理解などは面談を行いながら確認している。選考基準は規程等に明文化されていないが、採否の最終的な判断を行う常任理事会においては、本学の建学の精神や教育目標等を十分に理解したかを確認した上で、以下の点などを加味しながら審議している（根拠資料 6-3）。

- ①本学固有の個人指導を実践し、本学が掲げる人材育成に応じた教育力と熱意を持つ者
- ②教育力・研究力の向上に励み、その成果を学生および社会に還元できる者
- ③就業規則や社会規範、専門分野における研究倫理を遵守し、他の教職員と協働して大学運営にあたることができる者

また、本学では任期制が採用されているため、任期満了年度において前述した基準等により人物・業績評価が行われ、次年度以降の継続更新が審議される。特段の問題がない限りにおいては継続更新となるが、教員としての資質等について、学部長、学科長などあらゆる面からの評価をもとに最終的には常任理事会が決定している（根拠資料 6-4）。

教員組織の編成に関しては「教育職員組織規程」により、各教員が大学運営上、組織の中でどのようにその役割を果たしていくかを定めている（根拠資料 6-5）。学部単位にあつては学部長や学科長が各委員会構成員の振り分けを行いながら、それぞれの委員会の所掌業務を遂行していくこととなる。専門分野等に関してはカリキュラムとの関係性で教学委員会が主として検討を行い、教育目標を達成していくためのカリキュラムを考える上で必要な人員配置案を検討し、割り振ることになっている。他学部との連携が必要な事案に関しては、他学部の委員会との連絡会議（根拠資料 6-6）でさらに検討し、学長が議長を務める協議会に報告があげられる。学長はこうした事案を常任理事会にて報告し、新たな教員の採用等が必要な場合には理事長と協議の上、公募などにより人員の充足を図っている。

その他教員は、入試、就職、学生指導、国際交流、国家試験対策（看護学部）などの各委員会において必要となる事案を検討審議し、教授会や協議会に報告を上げながら大学運営を円滑に進める協力体制がとられている。こうした教員の教育研究活動上の最終的な審議機関は協議会がその役割を担っている（根拠資料 6-7）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

○大学全体および学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ・ 他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等。）

○教養教育の運営体制

本学での教員配置は各学部・学科ごとの設置基準を満たして組織編成されている。ビジネス情報学部では教授が 30 名、准教授 11 名、講師 12 名で、専任教員一人当たりの学生数は 31 名となっている。看護学部では教授が 10 名、准教授 5 名、講師 4 名、助教 3 名で専任教員一人当たりの学生数は 18 名となっている。また学内外での実習・演習補助などの役割を担う助手等も複数名が採用されている。以上により大学全体では教授が 40 名、准教授 16 名、講師 16 名、助教 3 名で、全体では専任教員一人当たりの学生数は 27 名となる。これらの教員のうち男性は 55 名、女性は 20 名で、その比率は男性 73%、女性が 27%である。

一方、年齢構成については 30 歳～39 歳が 3 名、40 歳～49 歳が 10 名、50 歳～59 歳が 21 名、60 歳以上が 43 名となっている。年齢構成比は 30 歳～39 歳が 3%、40 歳～49 歳が 13%、50 歳～59 歳が 27%、60 歳以上が 57%である。また、外国籍の教員は 2 名である。

本学においてはこれらの教員配置、組織編成は教授・准教授が全体の 7 割以上を占めており、ビジネス情報学部では必修科目等は専任教員の中から教授または准教授が担当し、特に 3・4 年次において履修する専門ゼミと卒業研究はほぼすべて教授が担当している。看護学部では専門領域が明確に分かれており、そのため各領域により必要に応じて助教から教授までを配置し、教育研究指導を行っている。本学では看護学部に加え、ビジネス情報学部の柔道整復師コース、救急救命士コースが医療系の学習課程であるため、それぞれの指定規則に定められている教育課程や専任教員の配置を遵守しながら運営がなされている。最終的には国家試験合格に向けた教育指導を徹底できるよう配慮し教育課程編成を検討しており、さらにその時々々の社会情勢や学生たちの資質や能力等も勘案しながら課程編成を進めている。

大学院については、各学部所属の教員から修士課程の研究指導者としてふさわしい者が大学院担当教員選考規程（根拠資料 6-8）に基づき選考され、兼務的に任命されている。ビジネス情報学部からは教授 12 名、准教授 2 名が、看護学部からは教授 2 名が配置されている。

また、専任教員に関しては授業担当数の上限が決まっており、それを超えて授業を担当する場合には増担当が支給されることになっている（根拠資料 6-9）。なお、基本的には授業を担当しない日時等は定例の会議や大学行事が行われないう限り、各教員が研究時間として活用でき、さらに教員は土・日・祝祭日を除き週 1 日を研修日として使うことも可能となっている（大学基礎データ表 1、表 4、表 5、根拠資料 6-10）。

以上述べたように、組織構成員の年齢的な偏りなどはあるつつも、専任教員数は設置基準を大幅に上回る人員を有しており、これにより少人数教育や個別指導を余裕をもって実践できる体制がとられている。

基幹教員に関しては現在までのところ特にその必要性が生じていないと考えており、具体的な検討は行っておらず、配置もされていない。今後のカリキュラムや授業担当の問題を検討していく中で、必要に応じて審議・検討がされていくことになる。

一方、事務職員は学部所属ではなく、それぞれのキャンパスの事務室に配属されている。また学部・大学院をこえた本学横断的な事項、例えば入試、広報、財務などについては大学本部や法人本部の事務職員が担当している。教員は所属する学部の学部長、学科長が主導しながら、最終的には学長が全体的な指揮を執っており、事務職員は各キャンパス事務室の事務長が主導し、本学全体的には事務局長が、法人全体では総局長が指揮をとる形となっている。

このような指揮命令系統において、大学の管理運営は教員と職員が協働して携わっており、学部・大学院の各種会議においても職員が加わって審議検討がなされている。協議会には各学部の委員会からの事案が連絡会議による報告、提案という形で全学横断的な場で調整がなされ、学長主導によるこの協議会において審議がなされるが、これらの連絡会議においても事務職員が加わっている。ことに入試関連関連業務においては大学本部入試課と各学部の入試委員会が、就職関連業務においては各キャンパスの就職課と各学部の就職委員会が、それぞれ協働して入試や就職に関する様々な案件を審議検討している。

一方、本学において指導補助者を活用するのは主に学内外の演習・実習を行う場合に限られている。対象は看護学部とビジネス情報学部の柔道整復師コース、救急救命士コースの演習・実習であり、それ以外に指導補助者を活用した例はない。今後社会情勢を勘案しつつ教育効果を検証し、授業運営において必要性があると認められるような場合には、各学部の教学委員会、全学的な連絡会議、さらには協議会において検討を進めていくこととなる（根拠資料 6-11）。

なお大学全体の教養教育に関しては、各学部の教学委員会がまず検討を行い、学部間で連絡会議を開いて調整を図っている。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および

手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用・選考に関しては既に述べたように「教育職員の選考基準に関する規程」に則って行われる（根拠資料 6-1）。そこには教授・准教授などの職位に関する原則的な基準を設けているが、実際の教育職員採用や内部での昇任に関しては以下のようなプロセスを経て実施されている。

採用については原則として公募で行い、以下の 2 通りの場合がある。一つは学部や大学院において退職する教員が出たことにより教育課程に支障が生じ、補充を行う必要が生じた場合で

あり、もう一つは社会情勢を受け、従来にはない新たな授業科目を導入する際に担当者を募る場合である。

前述のように採用予定の教員は、専門分野における教育研究業績が現行カリキュラムと密接につながり、学生への教育研究指導が十分に行えるかどうかを学部長や学科長が事前に提出書類によって検討を行い、その上で面接を通じ総合的な判断を加えた後に人事委員会にて審議する手順となっている。教員の採用選考の際には、専門性はもとより、教育に対する熱意や大学運営への協力など、その人となりも詳細な面接を通して把握するように努めており、本学が掲げる教育方針や将来ビジョンなども説明しながら選考を行い、相互理解が得られた場合に採用を決定している。

そのため、着任し教育研究を実践する教員は本学が求める人物像なりを十分に理解していると思われる。このようなプロセスにより、学部・学科からの意見が反映された形で教員の採用が決定している。こうしたプロセスにおいては職位ごとの募集を行う必要性はなく、あくまで授業担当者としての面から採否を決定しており、職位は採用する場合該当の者の持つ実績等を勘案して決めている（根拠資料 6-1、6-12）。

一方、昇任については各学部正教授会（根拠資料 6-13）において審議されたものが上申され、協議会（根拠資料 6-7）にて審議される。ここで承認されると採用の場合と同じく人事委員会に付され、最終的には常任理事会において決定となる。

昇任の場合には採用よりも学部・学科の意見が重要となるが、それは既に教員として本学で教育、研究を行い、大学運営業務への参画・協力の度合いなど、所属する学部・学科において把握できる事柄であり、これに勤続年数などが加味され、審議されることになっている。また、教員は自身の研究に関する計画書と報告書を毎年 1 回学長に提出することになっている（根拠資料 6-14）。この計画書・報告書は学部長にも稟議が回るため、学部長は教員昇任案を作成する際の根拠資料としても活用させている。こうした経緯によりそれぞれの教育現場での意見等が吸い上げられ、教員の昇格に関しても円滑な運用がなされている。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施**
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用**
- 指導補助者に対する研修の実施**

本学における教員の FD 活動については、主として教育力向上に向けた取り組みとして位置づけられており、活動によって得た知見等を各自の教育（授業等）に還元し、より質の高い教育を学生らに実践することを主眼としてきた。これに加えて近年では新採用教員への建学の精神、学部ポリシーなどの説明的研修も行うように取り計らっている。こうした活動は自主的な取り組みとして各学部・大学院にて独自に行っている（根拠資料 6-15、2-14、6-16、6-17）。

またこれに加えて全学的な教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげる取り組みは、教育研究センターが中心となり推進している。その取り組みの 1 つとして学生アンケートを全学的に実施している。これは入学時、学生生活全般、授業関連、卒業時の 4 種があり、それぞれデータを集計し本学のホームページで公開している。これらのデータは全学的な教育の資質向上に向けた取り組みの参考資料として、また教員自身の教育改善の指標として活用している（根拠資料 2-20【ウェブ】）。

また、各学部での研究発表会に加えて全学的な研究発表会「学内研究会」も毎年定期的開催されている。ここでは教員のみならず学生たちの研究発表も同時に行われ、教員にとっては単に自身の研究成果の発表にとどまらず、学生への指導状況も踏まえて発表がなされるため、2 つの点で教員の資質向上に大きな役割を果たしている（根拠資料 6-18）。

また、FD 活動に関しては各学部・大学院ごとに FD 委員会を独自に設置し、教員の資質向上に向けた様々な取り組みを行っている。この FD 委員会での活動報告は各教授会で取り上げられ審議検討を行っている。

看護学部では、近年はコロナ禍の臨地実習方法の検討、新カリキュラム関連の情報共有、看護実践能力向上に向けた調査結果の分析や、実習指導の自己点検評価などを体系的に実施している。特に臨地実習に関する教育においては、実習施設の指導者とともに課題解決に向けて情報交換を行う機会を年 1 回設けている。また、学会発表・報告や外部資金獲得研究の報告も教授会終了後に行っている。これにより他の教員の研究内容や参加学会の詳細が分かり、自分自身の研究の参考となる他、互いの研究内容などを知る機会となり、教員同士の連携を深める取り組みとなっている（根拠資料 6-19）。

さらに学内における研究費申請については、各教員に対して特定の条件を付さない交付部分（一般研究費）と、研究課題・計画を明示し、それに必要な金額を申請する交付部分（特別研究費、三俣記念基金研究費）の二本立ての構成をとっている（根拠資料 6-20、6-21、6-22）。後者の審査にあたっては理事長、学長、各学部長等が出席する審査会で厳正な審査を行って交付金額を決定するが、採択率は極めて高い状態を保っており、教員間での競争を行わせることよりも、むしろ研究の動機づけを行わせることに重点が置かれている。また、書類の記入方式を科学研究費申請の方式とほぼ同一にすることで、外部資金を獲得するための方策を学習する効果も想定されている。科学研究費申請・利用に関する説明会も、学長の指導の下に定期的に

行われており、同時に研究倫理に関してもテーマとして取り上げ、教授会において徹底が図られている（根拠資料 6-23）。

また、FD 研究費制度も設けられており、教員には授業力向上に関わる教材等の購入に際して別枠で研究費が交付されている（根拠資料 6-24）。

以上のような教員の資質向上に向けた様々な取り組みについては、教育研究センター運営委員会で検討を行い、協議会において報告・連絡・指示等がなされながら、大学一体的な取り組みとして実施されている。

なおこの十年ほどの間に、ビジネス情報学部にも柔道整復師コースや救急救命士コースという医療系学問分野のコースが設置されたことで、看護学部との共通的な授業科目や演習などの開設も検討が進んでいる。こうした授業や演習等において、学部・学科の枠をこえた教員らの交流が図られることで、従来の授業や実習方法の改善につながっていくことが期待できる。

教員の研究活動に関して、各教員は年度当初に計画書を、年度末にその結果を報告書として学長に提出している（根拠資料 6-14）。また、顕著な研究活動や社会活動等の場合には、その実績についての資料とともに法人企画広報部に申し出るようになっており、その内容によっては各メディアへの情報発信や本学ホームページなどへの公開が行われる。

指導補助者に対する研修等に関しては、そもそも指導補助者の活用事例が前述のように限定的となっているため、現段階で研修等を全学的に実施する体制は整えられていない。今後医療系の実習を行っている学部・学科、コースでの例を参照としつつ、全学的な取り組みとして検討を行っていく予定である（根拠資料 6-25）。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

これまで、教員組織の適切性を検証する組織や機関等は置かれていなかったため、各学部や大学院による自主的な取り組みの中でその検証がなされてきた。それは退職による教員の補充を図る場合、ゼミ担当教員やチューターの割り振りなど、学部内の教学委員会におけるカリキュラムや時間割の策定を行う際に見直しが進められてきたためである。学生の数の変動に応じて科目受講者の増減が見込まれるような場合も同様であり、さらに新たな科目導入を検討する場合にもその担当者を現員で調整するか、公募などにより補充するかの検討を行ってきた。公

募などが必要な場合には学部長から学長、理事長に申し入れがなされ、新たな教員を採用する手続が踏まれることになっている。

こうした各学部の組織の適切性の検証に加えて、教育研究センターの下部組織として位置づけられていた自己点検推進委員会が中心となり、全学的な検証を進める予定ではあった。しかしながら同委員会は規程に定められている組織ではなかったため、学部における検証の補助を担うにすぎず、全学的な視点や客観性などが希薄ではないかという問題もあった。

こうしたことから 2023 年度には内部質保証委員会と内部質保証会議が新たに置かれることになり、この委員会において具体的な点検評価活動がなされることとなっている。今後教員組織の適切性については、内部質保証会議からの提言を受けて検証されることになる（根拠資料 2-5、2-4）。

6.2. 長所・特色

教員の FD 活動支援の 1 つとして FD 研究費などが設けられていることは、本学固有の特色ある取り組みであると言えよう。また、教育研究センターが主として実施している学内研究会などの活動も、全学的な取り組みであり、さらには学部生・大学院生も交えての発表会となっているため、ここでの学部を越えた研究交流や学部生・大学院生と教員らの交流を通じて、大学の諸活動が活性化すると期待できる。教員は他学部の学生の研究テーマ・内容や学生の様子などを直接観察することができるため、以降の自身の教育研究や所属学部への問題提起も可能と思われる。

6.3. 問題点

教員の年齢比率に関して 60 歳以上の教員が全体の 57% を占めており、50 歳以上では全体の 87% になることから、組織としてはかなり高年齢化の傾向となっている。単に年齢に偏りがあるだけで大学運営上支障があるとは言えないまでも、中期的な観点では将来への計画が不安視されることもあると思われる。今後の募集計画等において、助手も含み助教や講師といった若い人材の積極的採用も視野に入れる必要があると思われる。

6.4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく人材の育成を達成するため、大学設置基準により定められた教員数をもとにして適切な教員組織を構築し教員を配置している。また、教員の募集、採用、昇任についても規程に基づき、審議機関において検討を行いながら公正な手続で透明性を担保している。また、FD 活動については全学的、学部単位のそれぞれで積極的に取り組んでおり

その成果もあらわれている。こうした活動により教員の資質向上および教員組織の改善・向上に努めていると言えよう。

根拠資料

- 6-1 教育職員の選考基準に関する規程
- 6-2 人事委員会議事録（例示：2023 年 3 月度）
- 6-3 教員公募資料（例示：2022 年度）
- 6-4 常任理事会議事録（例示：2023 年 3 月度）
- 6-5 教育職員組織規程
- 6-6 連絡会議議事録（例示：2022 年 12 月度教学連絡会議）
- 6-7 協議会規程
- 6-8 大学院担当教員選考規程
- 6-9 教育職員特別手当規程（上武大学就業規則 別表 11 附表 5）
- 6-10 勤務時間特例（上武大学就業規則 別表 4）
- 6-11 非常勤教育職員規程（上武大学就業規則 別表 1）
- 6-12 人事委員会規程
- 6-13 正教授会規程
- 6-14 一般研究費計画書、実績報告書 例示
- 6-15 ビジネス情報学部 FD 委員会議事録（2023 年 4 月、5 月度）
- 6-16 看護学部 FD・広報委員会活動報告書（2022 年度）
- 6-17 大学院教員会議議事録（2022 年度 6 月、12 月度）
- 6-18 学内研究会次第（2022 年度）
- 6-19 臨地実習研修資料（2022 年度）
- 6-20 一般研究費交付規程
- 6-21 特別研究費交付規程
- 6-22 三俣記念基金研究費規程
- 6-23 科研費説明会案内（2022 年度）
- 6-24 FD・SD 推進費交付規程
- 6-25 実習指導者研修資料（2022 年度）

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では建学の精神および学則に基づく目的・使命をまっとうし、学生一人ひとりの個性を尊重するために、「人間的ふれあいの中で学生一人ひとりが個性を育み、豊かな創造性と高い倫理観を備え、達成感と満足感を持って社会に旅立てるために、学生のキャンパスライフを総体として充実させていく」ことを学生支援の方針として掲げ、以下に示した4つの「到達目標」（根拠資料 7-1【ウェブ】）を定めている。

- 1) 学生生活の経済的基盤を支え、また勉学への意欲を促進させる経済的支援を行う。
- 2) 学生が不安や心配なく学修に励むことができるよう、きめ細かな学修、生活相談を行う。
- 3) 学生が希望する進路に進むことができるよう、就職担当部署からの適切な情報提供、支援を行う。
- 4) 自主性・協調性を養い、豊かな人間性を育てる上で重要な意義を有する課外活動を大学教育の一環として位置づけ、その活性化を図るため十分な支援を行う。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

※本項では上記 1)～4)に対応して本学の学生支援の現状を各説明するため、対応する「評価の視点」を①～④の各項目内に記載する。

前述の方針に基づく学生支援の具体的な体制の整備と学生支援の状況について、学生のキャンパスライフを総体として充実させていくため、根拠資料 7-1 に示した目標に従い、4つの側面を柱とした以下の学生支援の体制を整備している。

- 1) 経済的支援: 奨学金の充実と不測の経済的状況の変化への対応とその窓口の確保

2) 修学・生活支援: 全学年でのゼミ制（ビジネス情報学部）、チューター制（看護学部）の採用による学修と生活状況のきめ細やかなサポート、補習・補充教育の実践、生活・心身の問題などに対する窓口の確保

3) キャリア支援: キャリア育成に必要な教育の実践と進路・就職に関連した情報提供と相談窓口の確保

4) 豊かな人間性の形成支援: 正課外活動のサポート、学生間の交流の場の確保

しかし、1)～4)それぞれの支援体制が準備されていても、支援相互間の連携が円滑になされなければ解決に至らないという問題も生じうる。つまり、学生が必要としている支援の種類、タイミング、量と質が適切であるかといった俯瞰的な判断が学生支援においては重要となる。

本学において、支援間の横断的な連携体制の中核となるのが、ビジネス情報学部のゼミ制と看護学部のチューター制である。前者は、1年次から4年次までのすべての学部生を各学年20名程度のゼミに分け、担当教員が週1コマの授業（ゼミ）を行っている。各学年のゼミの名称は、フレッシュャーズゼミ、教養ゼミ、専門ゼミ、卒業研究となっている。また、所属学生の学習・生活等あらゆる悩みに対応するため、ゼミ担当教員をはじめ、全常勤教員のオフィスアワーを公開している（週2コマ分：根拠資料4-25）。教員は授業前後だけではなく、オフィスアワーを活用することで、学生のプライバシーに配慮しつつ、十分な時間を割いて学生の支援にあたっている。

後者は、専任教員が3名程度のグループを作って、1年生から4年生まで各学年10名程度の学生を担当している。年2回のチューター活動で学生同士のピアサポート、前後期のチューター面談、年2回のチューター会議で学生が抱える諸問題の共有と、対策の検討を行っている。本制度は、学年の枠をこえた縦割りのグループであることが特徴で、学生グループの自主活動と、教員の個別サポートの二つの側面がある。学生グループの自主活動では3年生が中心となっており、新入生の歓迎会や卒業生の送別会など有意義な時間を過ごしている。このような活動は学年をこえた友人作りや、実習や専門科目の情報交換の場にもなっている。教員は新入生の初めての一人暮らしといった学生生活上での悩み、勉学上の悩み、国家試験対策の悩み（焦りや遅れ）などを、講義・実習で接する立場とはやや異なったスタンスで、それぞれの学生のサポートにあたっている。

各サポートの継続性については、ゼミ担当教員、またはチューター教員が学生の日頃の状況を把握しており、学生の修学・生活状況を「学生個人指導記録簿」に記録し（根拠資料7-2）、次学年の指導担当教員に適切に引き継がれている。

1)経済的支援

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援）

前述の 1)～4)の具体的な支援内容については、各学部の学生指導委員会の教員が中心となって支援体制を構築している。相談の窓口については、伊勢崎・高崎キャンパスの各事務室の教学課が窓口となっており、教員と事務職員が協力して日頃の学生相談に応じている。

本学では、まず修学に際して学生生活の基盤を支え、また勉学への意欲を促進させるために必要であるという考えから、奨学金制度の充実を図っている。そのため、日本学生支援機構奨学金制度に加えて、本学独自の多様な奨学金制度と支援策を設けている（根拠資料 7-3【ウェブ】）。これら経済的支援は災害や疾病・事故といった不測の事態による家計の急変などを含めた経済的な理由による奨学金や、学費に関する特別措置、学業やスポーツ成績による奨学金、資格取得者への奨学金、資格取得の経済的支援など、多岐におよぶ。不測の事態への対応の一例として、コロナ禍の 2020 年度においては、全学的に遠隔授業を採用したため、通信環境への配慮の一環として、全学生に対する通信費の補助を学費から差し引くことで支援を行った（根拠資料 7-4）。これら学生に対する経済的支援は、多くの給付実績を残しており、学生生活の安定と保護者の経済的負担を軽減させ、学生の修学意欲の向上の一助となっている。

経済的支援の詳細として、主に経済的理由による奨学金制度では、「日本学生支援機構奨学金制度」に加えて、「あらくさ奨学生制度」（根拠資料 7-5）、外国人留学生に対しては「私費外国人留学生に対する授業料減免制度」（根拠資料 7-6）、経済的に困窮する学生に対しては授業料等の延期等を認め（根拠資料 7-7）、修学困難な多くの学生を対象とした支援がおこなわれている。学業成績による奨学金制度では、「特待生制度」「成績優秀者奨学生制度」「特別プログラム制度」などがあり、成績優秀な学生を対象とした支援が行われている（根拠資料 7-8、7-9）。スポーツ成績による奨学金制度では「スポーツ特待生制度」を設け、学生が学業と課外活動との両立を図るための支援を行っている（根拠資料 7-8、7-10）。

資格取得による奨学金制度では、入学時に適用される「資格取得特待生制度」を設けている。また、入学後に適用される「資格合格奨学金制度（資格取得奨励金）」（根拠資料 7-11）は入学後に将来の具体的な目標設定を促すことにつながり、学生の勉学意欲の向上と学生生活の充実

に役立っていると考えられる。これら学生への経済的支援は、学費等減免審査委員会によって学生の経済状況や学業・スポーツ成績、人物についての判断がなされ、適正に運用されている（根拠資料 7-12）。以上の奨学金制度とおよび支援策は、学生の多様な能力を適切に評価することが可能となるため、学生にとって魅力的な制度である。

大学院については、社会人は入学金の減免（根拠資料 7-13）、留学生は授業料の 60%減免措置が講じられている（根拠資料 7-6）。また、本学在学期間中に税理士試験に 1 科目でも合格できれば、大学院の授業料が全額免除となる特典を付している（根拠資料 7-13）。これは、税理士免許の取得を目指している学生が経済的な不安を感じることなく、修学を支援・保証するためである（大学基礎データ表 7）。

以上に示したように、本学独自の様々な奨学金制度と資格支援（資格取得特待生・資格合格奨学金）の情報提供については、入学前では『大学案内』（根拠資料 1-5）、入学後では『履修要項』『履修要項・学生便覧』（根拠資料 4-1、4-2、4-3、4-4）に詳細を記されており、入学希望者や在学する学生が情報を把握できるように配慮している。特に資格合格奨学金については、資格取得に関する課外の講座を企画することで、資格取得にチャレンジしやすい環境づくりを行っている。

一方、公的な奨学金制度については、募集から採用、返還までの流れを各学部・大学院の『学生募集要項』（根拠資料 5-2）にその詳細を記しているほか、年度当初ガイダンス時にも時間を設け説明を行っている。臨時採用などの期限の短い募集や、留学生を対象とした奨学金については適宜、学内（Web）掲示によって学生に情報を周知するとともに、ゼミ担当教員（ビジネス情報学部）・チューター教員（看護学部）を通じた周知を徹底して行っている。

2) 修学・生活支援

①修学支援

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（授業動画の再視聴機会の確保など）

本学では学生の修学支援と生活支援について、教学委員会と学生指導委員会の教員が中心となって支援体制を構築している。事務サイドでは伊勢崎・高崎キャンパスの教学課が窓口となっており、教員と事務職員が協力して日頃の学生相談に応じている。学生の心身の相談窓口としては、「学生相談室（カウンセリングルーム）」と「保健室」を各キャンパスともに設置、カウンセリングや養護の知識を持つ専門職員を配置しており、学生が気軽に相談できる環境を整備している。

主な修学支援としては、補習教育・補充教育、正課外教育の実施、留学生等の多様な学生・障がいのある学生への修学支援、コロナ禍以降ではオンライン教材の活用などを行っている。

まず補習教育・補充教育については、入学前と入学後に分けて学習に必要な基礎学力の確認と向上を行っている。さらに、スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース・救急救命士コース、および看護学部では将来の国家資格の取得に向けた補習を行っている。その詳細として、入学前ではビジネス情報学部と看護学部ともに学校推薦型選抜や総合型選抜入試など、早い段階で入学が決まった受験生に対する以下の入学前教育を実施している（根拠資料 4-20、4-21）。

ビジネス情報学部では各学科ともに前々年度の一般入試の過去問（国語と英語）を送付、解答を 1 年次の最初のゼミの時間に持参するように指導を行っている。また任意であるが、本学が契約した外部の教育機関を利用した通信講座を受講することを求めている。看護学部では早期の合格者に対して入学前にレポート提出を求めている。入学後、このレポートはチューター教員に渡され、学生の指導に活用されている。さらに入学後の学習において必須となる基礎学力については、本学が契約した外部の教育機関を利用した通信講座の受講を希望者に勧めている。なお、看護学部では 2024 年度入学生からは教員が独自に作成したテキストを用い、入学前教育を行う予定である（根拠資料 5-23）。

入学後については、ビジネス情報学部では高校までに習得すべき基礎学力の向上を意図し、1 年生を対象に補習を実施している。国家試験に向けた対策としては柔道整復師・救急救命コースともに補習講義を行っている。看護学部では入学前教育で十分に賄えなかった部分をピアサポートによって補っている。また、進級時の成績不振者（解剖生理学等、看護技術チェック）には、科目責任者が補習教育と指導を行っている。国家試験に向けた対策として、夏期・秋期に補習講義を行っている。

正課外教育については、学生に対する啓発活動を行うために各学部に置かれた国際交流委員会ならびに国際交流センター、教学課が連携して短期の海外留学や Zoom を利用した国際交流

企画を立案し学生を募っている。これら企画を学生が利用することで、安全に異文化交流や語学習得を目的とした正課外活動を行うことができる（根拠資料 7-14、 7-15）。このほかにも資格取得支援（根拠資料 7-11）、ボランティア活動の支援（根拠資料 3-4）を行い、正課外での学生の学習・活動を奨励している。

本学では国際ビジネス学科に多くの留学生が在籍しているが、彼らに対する修学支援については、はじめに日本語能力の向上と学習上の不安の解消を優先した支援を行っている。留学生と日本人学生との交流の機会は重要であるものの、留学生は慣れない日本での生活環境のなかで学習している。そのため、1年次のフレッシューズゼミ、2年次の教養ゼミは、留学生のみのゼミ編成とし、2年間のゼミ担当教員には、日本語と生活におけるサポートにたけた教員を配置している。一方、スポーツ健康マネジメント学科においても少ないながら留学生が在籍しているが、国際ビジネス学科に準じた対応を行っている。各学科に共通した修学支援として、日常生活をはじめとした学習上の不安や悩みについてはゼミ担当教員が相談を受け、状況に合わせて授業と連携して対応できる体制となっている。

障がいのある学生に対する修学支援としては、施設・設備面では伊勢崎・高崎キャンパスともに学生が利用する全校舎にエレベーター、自動ドア、障がい者用トイレ、手すり、スロープ等を設け、車椅子での通学を可能とした上で障がい者用駐車場を設置している。具体例として、車椅子を利用し、聴覚にも障がいがある学生が入学した折には、専用の障がい者用駐車場を確保し教室内では最前列に専用スペースを設けて授業が受けられるように支援した。教員に対しては、その意識と対応力の向上を目的として、各学部において年度当初の教授会にて、障がいのある学生への適切かつ積極的な支援を促すために作成された資料を配布、具体的に障がいのある学生への対応方法の周知と把握を継続して行なっている（根拠資料 7-16）。2023 年度においては授業を受けるにあたって支援の必要な車椅子の学生が伊勢崎キャンパスに在籍しており、前述した支援を行っている。また、入試については「学生募集要項」に「身体に障がいがあり、受験上および学習上特別な配慮を必要とする者は、個々の障がいの状況に応じてできるだけ配慮を致しますので、出願の際には必ず問い合わせてください。」と明記している。

その他の修学支援のうちキャンパス外の場所で学習する学生に対する支援について、本学は通学制である為、コロナ禍を受けてオンライン教育を実施するための設備・支援体制の対応を2020年度に行った。具体的にはGoogle ClassroomやZoomを用いた遠隔授業などを実施した。これらの機能を学生が使用するにあたり、本学ホームページ上に履修登録までの手順、ソフトウェアの導入方法・使用法に関する資料や解説をアップし、学生が容易、かつ円滑にオンラインツールなどを利用できるように配慮した（根拠資料 7-17【ウェブ】）。これら設備・支援体制はコロナ禍にともなう行動制限が解除され対面授業に戻った現在でも、教員がその一部を授業で活用している。また、教員のメールアドレスは学生に公開され周知も行っている。したがっ

て、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他修学支援としては、各教員が前述のツールやメールによる対応を行っている。

通信環境への配慮については、コロナ禍の 2020 年度においては、全学的に遠隔授業を採用したため、前項の 1) 経済的支援 で説明した通り、全学生に対する通信費の補助を学費から差し引くことで支援を行った（根拠資料 7-4）。コロナ禍の行動制限時には前述した通り各教員が学生の状況を把握した後に教学課と連携して対応できる環境を構築していたが、特に問題は生じていない。コロナ禍以降では、本学は全授業を対面にて実施しているため、オンライン教育を行う場合における通信環境への配慮は不要な状況である。

②生活支援

評価の視点

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者および休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応

学生への生活支援は、まず学生が不安や心配なく学習できるよう、きめ細かな学習や生活の相談を行える環境整備が必要である。この中核となるのがゼミ担当教員制度やチューター制度であり、学生に日頃から接している専任教員が学習や生活相談に応じている。しかしながら、教員には話しづらい相談内容もあり得るため、保健室や学生相談室等でいつでも相談に応じることができる体制を整備している。

ビジネス情報学部 of ゼミ担当教員制度について、年次ごとのゼミ名称は 1 年次からフレッシュヤーズゼミ、教養ゼミ、専門ゼミ、4 年次は卒業研究となっている。スポーツ健康マネジメント学科では、1 年次から 2 年次に進級する際に、指導教員を含めて可能な限り前年度と異なるゼミメンバーとなるよう学生のクラス分けを行っている。これは、運動部に所属する学生がともすると部の仲間とまとまる傾向があることから、ゼミについてはなるべく多様な教員・学生間の交流を企図して「クラス替え」を行うものである。2 年次から 3 年次に上がる際には、学生は所属を希望するゼミにエントリーする方式をとっている。学生は専門知識を習得したい領域のゼミ担当教員に希望理由を明記したエントリー用紙を提出する。教員は希望理由を確認した上で、学生を定員の範囲内で受け入れることでの的確な指導と学生支援が可能となる。このエ

ントリー方式は当該学生の所属が決まるまで 3 次にわたって行われ、ゼミ間の人数の不均衡の解消を図っている。国際ビジネス学科では、所属学生に留学生が少なくないことから信頼関係を強固にすることを企図して、1、2 年次のゼミは「持ち上がり」とし、母国を離れ戸惑うことの多い日本での留学生の生活をサポートしている。3 年次での所属ゼミを決定する方法はスポーツ健康マネジメント学科と同様である。各学科とも、ゼミ担当教員が代わることで指導の一貫性が失われることがないように、所属する一人ひとりの学生個々人の「学生指導記録簿」を作成しており、学年が上がる際に、新しいゼミ担当教員への引き継ぎを行っている（根拠資料 7-2）。

看護学部チューター制度について、同学部では専任教員 3 名程度のグループを作って、1 年生から 4 年生まで各学年 10 名程度の学生を担当するチューター制度をとっている。入学時からこの制度に基づき、学生一人ひとりの学業や進路、生活を送る上で生じる問題などについて、相談・支援を行うために、個別相談体制が構築されている。勉学上の問題をはじめ、健康管理支援、経済的問題、就職支援など、積極的にチューター教員に相談できるよう体制を構築している。具体的な教員側の取り組みとして、年 2 回程度全教員の参加するチューター会議を実施し、チューターの役割等をテーマとした意見交換を行うなど、より効果的な支援ができるようにしている。

学生とのチューター面談は、少なくとも前後期各 1 回実施し、記録化している。面談内容は、学業、生活、健康、友人関係、就職などである。一方、この制度は学生にとっては学年の枠をこえた縦割りのグループになる。学生の自主活動では 3 年生が中心的な役割を担い、新入生の歓迎会や卒業生の送別会など有意義な時間を過ごしている。このような企画は学年をこえた友人作りや、実習や専門科目の情報交換の場にもなっている。教員は修学支援、生活支援、国家試験の受験勉強上での悩みや焦りといった精神的な支援など、学生に寄り添ったサポートをしている。このように、チューター制度は学生グループの自主活動と、教員の個別サポートとして有効に機能していると思われる。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止の体制の整備について、本学では 2005 年 6 月に「ハラスメントの防止等に関する規程」を施行し、各種ハラスメントに対応する態勢が整備された（根拠資料 7-18、 7-19）。学内におけるハラスメントの防止についても、啓発・研修等は学生指導委員会を中心に行われている。本学では学生にハラスメントに関する理解と規程内容の周知を目的として、2009 年度から各学部の『履修要項』に制度の解説を掲載している。なお、本規程は 2009 年 12 月と 2019 年 7 月に改訂され、現在に至っている。本規程では、ハラスメントを定義するとともに、研修等その防止のための取り組み、さらにハラスメントが起こった際の被害者（学生、教職員）の救済、加害者の処分の流れについて述べられている。

ハラスメントが起きた際に、被害者が相談する窓口となるのがハラスメント相談員である。相談員は理事長より任命（任期 1 年。ただし再任を妨げない）され、被害者の相談に応じる（根拠資料 7-18）。2023 年度は 15 名の相談員が任命されており、その所属は各学部の教職員、法人本部の職員、系列の幼稚園の教職員、学生相談員と多岐にわたっている。

この相談員の構成は、被害者が自身の所属する部署の相談員には相談をしにくいという心理を慮った措置である。また、相談員の多くはメールアドレスを公開しており、文書での相談にも対応できる態勢となっている。相談員は、学内の掲示板に貼りだす形で公開されている。ハラスメントに関する相談を受けた場合、相談員は事実関係を確認するとともにそれを対策室長に報告し、対策室長は室員と対策室会議を開き、内容の検討を行う。全学にわたる状況把握の必要性から対策室長は理事長が務め、室員は常任理事会の承認のもとに理事長より任命（任期 1 年。ただし再任を妨げない）される。2023 年度は室長以下 6 名が任命されている（根拠資料 7-18）。ハラスメントに関する相談を受け、その事案は対策室で審議の結果、さらに調査の必要があると判断された場合には、ハラスメント調査委員会が設けられ、その結果に応じて加害者には注意・勧告、あるいは学長に処分が付託されることになる。後者の場合は、学長は協議会にそれを上申し、学則・就業規則に則って処分が行われることになる。一方、被害者に対しては、対策室がその救済策を検討することとなる。

本学が上記の規程を定めたのは、現実に学内にハラスメント問題が生じていたためではなく、報道等で大学におけるハラスメント問題が取り上げられ、社会における認知度が増したことから、予防策を講じる目的があったためである。そのような事情もあって、本学では規程制定後現在に至るまで、対策室会議が開催されるような事案は生じていない。

学生の心身の健康と保健衛生および安全への配慮について、本学では学校保健安全法に従い学生指導委員会と教学課が主体となり年度当初に学生の健康診断を実施している。診断の結果、再検査等が必要な学生に対しては教学課員より個別に連絡して対応している。看護学部では、健康診断結果の管理を学生個人が専用の健康管理手帳を用いて行っている。この手帳の使用方は学生指導委員会で指導している。

臨地実習での必要性から、スポーツ健康マネジメント学科の柔道整復師コース・救急救命士コース、および看護学部では、臨地実習等に際して、学生の健康状態や配慮すべき事項等の情報を教員間で共有し、必要に応じた対応と指導を行っている。心の健康に関してはカウンセリングや養護の知識を持つ専門職員が対応し、その相談内容に応じて必要な人員（教員・職員）と情報を共有して対応を図っている。

不登校となった学生への対応は、基本的にビジネス情報学部ではゼミ担当教員、看護学部ではチューター教員が行っている。各教員は、心身の健康に基づく問題や保健衛生および安全への配慮が必要な状況が生じた場合、学生と保護者に電話、E メール、手紙の送付、場合によっ

ては自宅に訪問するなど、連絡を密にしてきめ細かな対応をとっている。また、学生が希望する場合には学生相談員への紹介も行っている。

以上に説明したように、本学では学生へのきめ細やかな経済的支援や資格取得支援、修学支援、生活支援などを行なっているものの、成績不振等により留年や休・退学となるケースケースは少なからず生じる。ゼミ担当教員やチューター教員が常に学生を把握しているところではあるが、ビジネス情報学部では全科目で出欠席調査を実施し、学習状況の把握を行っている。看護学部でも全科目で出欠席調査を行ない、定期試験の受験条件としている 3 分の 2 以上の出席が危ぶまれた場合には全専任教員に情報を伝達している。該当学生のチューター教員はその状況を学生はもちろんのこと、必要があれば保護者にも連絡のうえ指導している。

このように学生指導を徹底するほか、前期の成績が保護者に送付された後の学園祭（雑草祭）期間（10 月）に合わせて保護者の希望に応じて「教育相談会」を 2 日間にわたり開催してきた。コロナ禍中では、学園祭との同時開催を控えていたが、2022 年度より再開した（根拠資料 7-20【ウェブ】）。同相談会の開催情報はあらかじめ保護者に通知して参加を呼び掛け、それに対応して全専任教員が出勤して面談にあたっている。なお、ビジネス情報学部では、成績不振学生の保護者を対象に特に来校を促す書類を同封している。一方、後期の成績不振学生には後期終了後に「三者面談」等を行ない、教員・学生・保護者の三者にて次年度の取り組みについて検討する場を設けている。

留年、休学、および退学が危ぶまれる学生の状況とその把握については、ゼミ担当教員やチューター教員が教学課と連携し、情報の共有とサポートを行っている。具体的には、必要に応じて学生・保護者と連絡を取り、学生の生活状況、単位取得状況、卒業に向けた修学支援を含めたサポートを適時行っている。

3) キャリア支援

評価の視点

○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

ビジネス情報学部の進路支援活動の企画・運営は、教員による就職委員会と事務組織で設置されている就職課が中心となって行っている。キャリア教育については、正課内外で、地元ハローワーク、ジョブカフェ（群馬県が設置し、若者の就職支援を行う団体）や外部コンサルタントなどの外部団体の協力も適宜得つつ実践している。就職支援については、就職委員会所属

の教員が中心となって支援体制を構築し、事務室の就職課（キャリアサポート室）が学生の就職相談窓口となっており、教員と事務職員が協力して支援している。上記の体制と支援策を図ることで学生のキャリア教育と支援に取り組んでいる。

ビジネス情報学部では、大学生活を充実させキャリアデザインを描き就職に必要な力をつけること、ならびに最後までねばり強く就職活動を続け内定を獲得することの 2 つの目標を掲げている（根拠資料 7-21）。具体的には、学年ごとに着実にステップアップしながら就職活動に向けた準備ができるように指導している。就職や進路への意識を高めることを目的とした正課の中での取り組みとして、1 年次・2 年次には、ゼミの時間などを利用したキャリアガイダンスを両学年とも年数回開催している（根拠資料 7-22）。また、学生にキャリア形成の意識醸成を促すとともに、具体的なキャリアデザイン能力を養うことを目的とし、「キャリアデザイン」を必修科目として設置している。同科目ではキャリア構築の手助けとなるように就職活動に必要な知識やスキルも学習させている。そのため、2021 年度まで 3 年次前期に担当していたが、近年の就職採用活動の早まりを踏まえて 2022 年度より 2 年次後期に担当を変更した。

一方、国際交流委員会による取り組みのひとつとして、経営マネジメントやスポーツ運営にかかわる組織・企業の施設見学プログラムなどを実施しており、これも学生の視野を広げることと役立っている（根拠資料 7-23）。正課以外の取り組みでは、各種の就職ガイダンスや企業研究会を行うことで、実践的な情報収集方法や就職活動におけるマナーなどを学ばせている。

進路として根強い人気がある公務員については、その試験対策のための授業やゼミを公務員試験指導に精通している教員が担当するなどの対策に注力している（根拠資料 7-24、7-25）。公務員への進路と同様、進路希望の学生が一定数見込まれる教員への進路については、志望する学生に対して、1 年次の段階からガイダンス等を通じて個別の支援を行っている（根拠資料 7-26）。

看護学部の進路指導については就職委員会が 1 年次から学年進行に合わせ、就職ガイダンス・指導を随時実施している。正課の中での取り組みとしては、キャリア形成の意識醸成を促すための導入教育を目的として講義科目「看護教育入門」を設置している。正課外での具体的な取り組みとしては、進路希望調査や内定調査の随時実施、病院説明会、卒業生と進路を語る会、病院訪問、願書・履歴書記入指導、面接指導などの取り組みを行っている。

このほか、保健師課程や養護教諭教職課程履修希望者へのガイダンス、選考試験なども実施している。母性看護学領域教員が助産師学校への進路希望者に受験指導などを行っている。さらに看護学部の特徴であるチューター制度を活かし、入学時から各学期に最低 1 回実施するチューター面接により、学業とともに将来の就職についての考えを具体化させるよう促し、就職委員会とともにキャリア教育に取り組んでいる。

進路選択に関わる支援やガイダンスについても、各学部ともに就職委員会と就職課が協力して行っている。各キャンパスに設置されているキャリアサポート室では、職員が学生からのキャリアに関する個別相談、企業の募集情報の紹介、各種就職イベント（企業説明会、インターンシップなど）、資格取得支援などといったキャリアの選択とその育成に関する様々な支援を行っている。

キャリア選択に係わる具体的な支援策として、就職委員会と就職課が協力して就職ガイダンス他の学内行事を企画・運営し、就職関連の広報物の作成・掲示を行っている。さらに就職課は最新の求人情報の収集にあたり、セミナー・会社説明会など学外行事にも積極的に出席し、学内での指導だけでなく、学外でも参加学生の対応にあたっている。3・4年次には、それまでの進路指導の集大成として、模擬面接を個別に実施するとともに、就職説明会に積極的に参加するよう指導を行っている。

ビジネス情報学部ではスポーツ関連の業界のみならず、様々な分野へ卒業生を送り出してきた。就職内定率は 2022 年度が 95%と高い数字を保持しており、業種も多岐にわたっている。課外活動においてスポーツに取り組み、硬式野球や駅伝のような実績を伴いながら、一定の社会的評価を受けているクラブ等に所属している学生が本学部によく在籍していることから、企業等においては「スポーツに携わり心身ともに健全である」という印象を本学の学生に対して抱いていただいております、業種業態を問わず一定の需要は今後も継続してあることが見込まれる。柔道整復師コースは、柔道整復師の資格取得後は自身の接骨院開業も含み、スポーツトレーナーなどの自立的な就業に加え、医療機関、保健福祉施設などへ就職している。救急救命士コースでは、救急救命士の資格取得後は消防を主とした公務員、医療機関、保健福祉施設などへ就職している（根拠資料 7-27）。留学生の進路支援については、留学生特有の就職事情があることを踏まえて、留学生を対象にした就職ガイダンスの開催や各ゼミ担当教員による個別指導（面接を通じたアドバイスなど）が実施されている（根拠資料 7-28）。

看護学部では病院・医院への看護師としての就職のみならず、保健師や養護教諭といったキャリアが開かれている。就職内定率は 2022 年度が 99%と非常に高い数字を保持している（根拠資料 7-29）。看護学部の内定率の高さは看護職に対する社会的要求の高さに加えて、前述した同学部独自のきめ細やかなキャリア指導による効果が大きいものと考えられる。

大学院等への進学については、学生の能力や希望を十分に踏まえながら 4 年次のゼミ担当の指導教員によって適切に指導されており、本学大学院に進学する学生も各年度一定数いる（根拠資料 7-30）。大学院の進路支援は就職委員の教員と高崎キャンパス就職課の事務職員で担当しているが、大学院は専門性が高いため修士論文の指導教員が進路支援に深く関わりながら支援している。特に税理士志望の大学院生が多く、資格取得を目指しながら税理士事務所に就職するケースが多い（根拠資料 7-31）。

4) 豊かな人間性の形成支援

評価の視点

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

○学生の生活に関する適切な支援の実施

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援について、本学では「課外活動は、本学の建学の精神に基づき、諸活動を通じて、体育・文化の向上に寄与するとともに、各所属構成員の人格向上および相互の親睦を図ることを目的とする。」と位置づけ（根拠資料 7-32）、積極的な取り組みを図っている。2023 年度には大学公認サークルだけでも、文化・芸術系 7 団体、スポーツ系 19 団体、合計 26 団体が活動している（根拠資料 7-33）。なかでも、スポーツ活動では大きな成果を挙げており、特にスポーツ健康マネジメント学科については課外活動に所属することを目的に志願する入学者も多い。

スポーツ系のサークルでは、団体・個人ともに全国レベルの活躍をしている部（硬式野球部は全日本大学野球選手権大会優勝、駅伝部は 2018 年度まで 11 年連続箱根駅伝出場、陸上競技部は 200m 走全日本選手権優勝者を輩出など）もあり、毎年レベルが向上している。また、障がい者スポーツへの支援も行っており、水泳部の女子選手が 2021 年開催の東京パラリンピックに出場し、2022 年開催の世界選手権大会では 200m 自由形と個人メドレーで銅メダル獲得と目覚ましい成績を収め今後の益々の活躍が期待される。これらの結果も指導者と学生の努力、および本学の支援が円滑に機能しているためと考えられる。

文化・芸術系をはじめとしたその他のサークルにおいては、ボランティアサークルの活動が地域で評価を受けている。ダンスサークルも「町おこし」の一環としてイベントに招請されるなど活発な活動を行っている。スポーツトレーナー部も各種大会のサポートに参加している。現状として、教員の半数近くが何らかのサークルの顧問の任に当たっており、その意味からも、本学において学生と教員が親しい関係を築き、維持している成果と言えよう。

なお、本学と学生を結ぶ組織として学友会が組織されていたが、恒常的な役員不足が数年間続いたため、継続的かつ安定的な自治運営が困難な状況となった。学生からの支援要望を受け、2012 年度よりその役割を大学本部が引き継ぎ、雑草支援金として課外活動費の代理徴収を行うとともに、学生の自主的な課外活動と教育研究活動の促進を目的として配分を行っている（根拠資料 7-34）。特にスポーツを支援するために大学本部にスポーツ指導センターを設けて、監督・コーチなど指導者を指導・監督し、学生指導を徹底している。一方、学生の主体事業として本学創立当初より続いている学園祭「雑草祭」は現在も学生が実行委員会を組織して毎年開

催され、地域住民や保護者に対して本学の活動報告の役割を担っている。本学としても学生指導委員会や事務職員が指導・助言を行うなど、運営に協力している（根拠資料 7-35、7-36）。

人間関係構築につながる措置としては、ビジネス情報学部では運動部に所属する学生が多くを占めることから、1年次のフレッシュャーズゼミ、2年次の教養ゼミでは、部活動をこえた交流が可能かつ活発となるように、学生の所属部に極端な偏りが生じないように配慮している。看護学部では学年をこえた交流が可能となるよう、ピアサポートの機会（チューター活動）を年2回設けている。これは人間関係の構築だけでなく、学習上で生じた様々な問題の共有とその解決に向けた相互間のサポートの場となっている。全学的な活動のひとつの例としては、国際交流センターが主導し、留学生と学生との交流会を行っている（根拠資料 7-37）。

学生からの要望に対応した学生支援については、附属図書館と連携した各キャンパスでの取り組み、およびビジネス情報学部と看護学部で同様の支援策の一例として、附属図書館では常時学生からの図書購入「リクエスト」を受けつけており、一部図書の購入を学生の要望に基づいて行っている。学部ごとの取り組みの一例としては、ビジネス情報学部では希望学生を募った上でのオンライン選書、看護学部でも同様に希望学生を募り、実際に書店に赴いての選書をそれぞれ、年に1回実施している（根拠資料 7-38、7-39【ウェブ】）。

7.1.3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

これまで、学生支援の適切性についての定期的な点検・評価については、おもに各学部の学生指導委員会が行ってきた（根拠資料 7-40、7-41）。学部間の調整にあたっては、ビジネス情報学部と看護学部間での毎月開催される連絡会議にて情報交換をおこない、大学全体については協議会において認識を共有してきた。各年度末に学生支援に関係する委員会ごとに年度の最終的な点検・評価を行い、その結果を踏まえて翌年度の学生支援の改善を図ってきた。この定期的な点検・評価は学生支援に関係する委員会（例えば教学委員会、就職委員会）においても同様になされてきた。点検・評価による改善・向上の一例として、看護学部では2023年度に新型コロナウイルス感染予防マニュアルをフェーズに合わせ、簡便かつ迅速に教員間で必要な情報を共有することができるよう改訂した。その結果、感染者および濃厚接触者の対応について状況に応じた委員会コメントを伝え、担当チューターも適切に学生指導にあたったため、大学内でのクラスターを発生させることなくコロナ禍を乗り切ったことを報告している（根拠資料 7-41）。

前述のように、本学の学生支援の改善・向上のための点検・評価は適切に機能し、学生支援の適切性については確保されていると考えられる。しかしながら、より効率的かつ客観的な点検・評価による学生支援の改善・向上と全学的な質の保証を目指して 2022 年度に内部質保証会議が発足した。これを受け、まず 2023 年度は入学時アンケート、授業アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケートといった学生支援に関するアンケート調査も踏まえて内部質保証会議が点検・評価する枠組みを構築し、改善の方向を示すこととした。これまでの点検・評価による改善・向上への取り組みと内部質保証会議による全学的な質の保証を一環とすべく、他大学での運営状況を参酌しつつ、模索をはじめたところである。

7.2. 長所・特色

本学の学生支援の中核であり、かつ本学の特徴であるビジネス情報学部ゼミ担当教員制度と看護学部のチューター制度は 4 年間の学生支援に有効に機能しており、学生にとっても相談し易い環境となっている。教員研究室への訪問も自由であり、研究室や学内の所在状況も学生にとって分かり易い状況を築いている。また、事務室もオープンな環境で設置されており、教員が不在な折であっても気軽に相談できる状況を整えている。

また、特にビジネス情報学部では、運動部やサークルに所属している学生が多い。このため、必要に応じてクラブ側（部長・監督・コーチ）と大学側（指導担当教員・教学課）とで情報を共有しており、成績不振の状況に陥った場合には指導できる環境となっている。

7.3. 問題点

伊勢崎・高崎キャンパスともに保健室を設けて学生の体調不良時や怪我などに対応しているものの、保健室の職員は非常勤であり不在の場合もあり得る。これまでのところ、各キャンパスで医療に関連した専任教員や事務職員が対応できる体制がとられており問題は発生していないが、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策等も含めて更なる対応が求められる。

また、各キャンパスに学生相談室を設けて学生の悩みや精神的サポートに対応しているものの、カウンセリングの専門職員は非常勤であり曜日が限定されている。メールや電話などで相談ができる体制が組まれているため学生からの相談には十分に対応できてはいるが、更なる体制作りが求められる。

7.1.3 で説明したように、本学での学生支援体制の点検・評価による改善・向上への取り組みは、これまで適切に機能していたと考えられる一方で、前述のように改善の余地は残されている。本学での内部質評価はまだ模索をはじめた段階であるが、本学ならではの全学的な質の保証を目指したい。

7.4. 全体のまとめ

本学では「人間的ふれあいの中で学生一人ひとりが個性を育み、豊かな創造性と高い倫理観を備え、達成感と満足感を持って社会に旅立てるために、学生のキャンパスライフを総体として充実させていく」ことを学生支援の方針として掲げ、おもに 4 つの側面から学生支援を行っている。

この学生支援の在り方の中核となるのが、ビジネス情報学部のゼミ担当教員制度と看護学部のチューター制度である。両制度によって、本学では専任教員が学生一人ひとりに寄り添って入学時から卒業時まで一貫した修学支援・生活支援・就職支援を行なっている。このため、学生が教員に対して相談しやすい環境が整っている。伊勢崎・高崎キャンパス事務室においても、学生相談の窓口としてオープンな環境となっており、事務職員に対しても同様な環境が整っている。

本学が独自に行っている奨学生制度は、日本学生支援機構奨学金制度と相俟って有効に働いており、長期にわたる新型コロナウイルス感染症のまん延による不況下にあって学費の支弁に苦労されている保護者にとって心強いサポートとなっている。入学前教育もきめ細かな内容となっており、学生への修学支援として機能している。

就職支援は、すでに入学直後の段階から始まり、正課内外を問わずにおこなわれている。伊勢崎・高崎キャンパス事務室の就職課職員による親身な支援と相俟って、良好な就職率を維持しており、就職支援活動は有効に機能している。

ハラスメントについては、それが問題となる事案は今のところ起きていないが、その対応策は十分に講じられている。また、保健室職員と学内カウンセラーの存在は学生に安心感を与えていると言えよう。

これまでの学生支援に関する点検・評価による改善・向上への取り組みも機能しており、学生支援については概ね要件を充足していると考えられる。しかしながら、より効率的かつ客観的な点検・評価による学生支援の改善・向上と、本学ならではの全学的な質の保証を目指した内部質評価による取り組みは模索をはじめた段階である。

根拠資料

- 7-1 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→学生支援に関する本学の方針」
- 7-2 個人指導記録簿フォーマット
- 7-3 本学ホームページ「入試情報：学費等軽減制度」
- 7-4 「インフォメーション：全学生への修学支援金を給付」本学ホームページ（2020 年 4 月 28 日）
- 7-5 あらくさ奨学生規程

- 7-6 私費外国人留学生に対する授業料等の減免に関する規程
- 7-7 経済的に困窮する学生に対する授業料等の延納（分納）に関する規程
- 7-8 奨学生制度規程
- 7-9 学費等減免規程
- 7-10 アスリート入試紹介（2023 年度大学案内 P15）
- 7-11 資格取得奨励金規程
- 7-12 学費等減免審査委員会規程
- 7-13 大学院学費等減免規程
- 7-14 南洋理工大学（NTU）ーJobu 国際交流「絵手紙ワークショップ」（2022 年度）
- 7-15 シンガポール・南洋理工大学（NTU）国際交流イベント（2022 年度）
- 7-16 障がいのある学生に対する支援（教授会配付資料）
- 7-17 本学ホームページ「在学生の方：履修登録」
- 7-18 ハラスメントの防止等に関する規程
- 7-19 ハラスメント防止ガイドライン
- 7-20 本学ホームページ「インフォメーション：雑草祭・教育相談会 2022 年度」
- 7-21 キャリアサポート就職支援方針（2023 年度大学案内 P38-39）
- 7-22 キャリアアップのための指導予定表（1・2 年正課）
- 7-23 本学ホームページ「在校生向け情報：国際交流・海外研修」
- 7-24 公務員試験対策ゼミのシラバス（スポーツ健康マネジメント学科）
- 7-25 公務員試験対策ゼミのシラバス（国際ビジネス学科）
- 7-26 教職課程履修者説明会資料（1 年）（2023 年度）
- 7-27 卒業生の進路状況（ビジネス情報学部）
- 7-28 留学生への就職ガイダンス
- 7-29 卒業生の進路状況（看護学部）
- 7-30 本学大学院に進学する学生数
- 7-31 卒業生の進路状況（大学院）
- 7-32 学生課外活動に関する規程
- 7-33 公認クラブ・クラブ・サークル一覧
- 7-34 雑草支援金規程
- 7-35 雑草祭実行委員会企画報告書（2022 年 5 月：2021 年度開催分）
- 7-36 雑草祭パンフレット（2022 年度）
- 7-37 国際交流センター主導の留学生と日本人学生の交流会（紹介資料：2022 年 12 月開催）
- 7-38 学生 Web 選書実施状況（附属図書館）（2022 年度）

7-39 本学ホームページ「附属図書館：更新情報・お知らせ→学生選書 2023 年度掲載分」

7-40 ビジネス情報学部学生指導委員会活動報告

7-41 看護学部学生指導委員会活動報告

第 8 章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を示しているか

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的のもと教育、研究の目的を達成する上で十分な施設・設備を確保するために、以下の 4 つの目標を定め学生や教職員に周知している（根拠資料 8-1【ウェブ】）。

- ①充実したキャンパスライフの形成
- ②快適な教育研究環境の整備
- ③キャンパスのバリアフリー化
- ④安全・安心な学生生活の確保

これらの目標は、本学が受審した第 2 回の大学認証評価（2017 年度大学基準協会より適合認定取得）後、さらなる改善方策を検討する中で、本学の自己点検推進委員会から提唱、採用されたものである。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

○施設・設備等の整備・管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設・設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

①施設・設備等の整備・管理

本学は伊勢崎キャンパスと高崎キャンパスに分かれているが、前者は 94,353 m²、後者は 56,143 m²、併せて 150,496 m²となり、大学設置基準上必要な面積（20,600 m²）以上の十分な校地を所有している。また、校舎についても伊勢崎キャンパスが 23,718.2 m²、高崎キャンパスが 26,829.7 m²と、ともに設置基準上必要な広さを確保している（大学基礎データ表 1）。

施設・設備に関しては、各キャンパスとも各学部・学科の 1 学年全員を収容できる席数を持つ大講義室から少人数教育に対応するゼミ室までの多様な教室を設置しており、情報処理機器も、コンピュータ教室のほか多くの教室で AV 教材に対応する設備を設けるなど、各キャンパスとも整備がなされている。また、伊勢崎キャンパスには野球・陸上・サッカー・テニス等の競技が可能な全天候型グラウンドが整備されており、各キャンパスに体育館を有するほか、伊勢崎キャンパスにはトレーニング室を併設した新体育館「上武大学アリーナ」も新たに置かれている。

一方、柔道整復師コースの実習施設として機能しているスポーツメディカルサポートセンターには、授業時の実習以外でもスポーツに従事する学生らの心身のケア活動や、設置されている機器備品を利用した研究活動なども展開されている。一方、救急救命士コースの実習等において使用される救急救命センターも 2019 年に開設され、教員や学生らによりメディカルサポートセンターと同様の活動を展開している。看護学部における施設・設備についても同様であるが、加えて同学部については実際の臨床現場を模して作られたナースィングスキル・トレーニングセンター、コミュニティケアセンター、エマージェンシーハイケアセンター等が設置され、ここには新たに Wi-Fi 環境も整備されて優れた教育効果を発揮している。

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制は、伊勢崎キャンパスでは施設車両管理課が、高崎キャンパスでは事務室の総務課と法人本部総務部が主として窓口となり、各学部の学生指導委員会と連携して検討が行われ、快適なキャンパス・アメニティが確立されている。学内のネットワークセキュリティに関しては、法人本部総務部にシステム課が置かれており、大学全体のネットワーク管理を専門の職員が担っている。

各キャンパスともに自然に恵まれた環境の中、学生が静かな環境で勉学に打ち込めるように整備されており、加えて段差の解消、スロープ、手すり、エレベーター、身障者用トイレの設置などを配置し、バリアフリーの考え方に即した配慮がなされている。さらに学生ホールや図書館は夜間 9 時までの利用が可能となっており、通常の学習に加え、国家試験などへの受験学習においても利用できるよう便宜を図っている。

以上のように本学の学部・大学院の目的を達成するよう教育、研究を行う上で、十分な施設・設備が設置され、維持管理も良好な状況が維持できていると判断できる。

なおビジネス情報学部国際ビジネス学科に新たにデータサイエンスクラスを設置することを企図したが、これを受けて 2023 年度からデータサイエンスセンターが置かれ、大学全体的にデータサイエンスに係る基礎的教育を推進していくこととなった。こうした流れに伴い、IT 関係の施設・設備、教育研究機器備品類も拡充・刷新していく必要が生じてくると思われ、データサイエンスセンターが行うこの教育固有の点検評価結果によって、大学の中期計画にも反映させるなどの措置を講じる必要がある。

②教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

学生については年度当初のガイダンスにおいて情報倫理に関する注意喚起を行っており、『履修要項』にも明示している。教職員に関しては法人本部総務部システム課が警察のサイバーセキュリティ課とも連携し、ネットワーク上の不正行為（犯罪なども含み）などが、情報として連絡されてくることになっており、こうした情報を教職員にも開示して注意喚起を図っている（根拠資料 8-2）。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は本館（伊勢崎キャンパス）と分館（高崎キャンパス）の 2 館からなり、蔵書数は本館が 101,647 冊（2023 年 3 月 31 日現在）、分館が 109,668 冊（2023 年 3 月 31 日現在）となっており、司書を配置しこれら図書等の維持管理にあたっている。本館・分館の閲覧座席数は、それぞれ収容定員に応じて必要数が確保できている。

本館・分館とも蔵書は開架式で配架されており、利用者は図書や雑誌を自由に閲覧でき、図書は全てデータ入力されて OPAC で学内外から検索できるシステムとなっている。また、図書の所在を図にした配架マップも表示して利用の便宜を図っている。

図書の選書は各学部教学委員会が中心となって行っているが、学生用図書については各学部・学科の教員にあらかじめ予算を配分し、各教員が専門分野を生かした選書を行うことで、内容を充実させている。また、利用者である学生からのリクエストを常時受け付けているほか学生による Web 選書や選書ツアーを実施するなど、学生の要望にできるだけ応えるよう取り計らっている。

購読雑誌についても各学部の教学委員会において随時見直しを行っている。また、各館とも閲覧席の他に視聴覚コーナーとパソコンコーナーが設置されており、所蔵されている視聴覚資料は計 5,890 点以上にのぼり、教員・学生とも有効に活用している。分館のパソコンコーナーでは、「オンライン・データベース医中誌 Web」、「最新看護索引」等が利用できる。また、国

立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL により他の教育研究機関との間で文献複写・現物貸借等の相互協力を行っており、教員はもとより学生も看護研究等の論文作成の目的で活用している（根拠資料 8-3【ウェブ】）。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

○オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

伊勢崎・高崎キャンパスには学生定員数に応じた施設・設備が施され、教育に支障のないよう維持管理も行っている。伊勢崎キャンパスはスポーツ関連の授業科目が多く、また、柔道整復師コース、救急救命士コースも設置されているため、専用の実習室が設置され、備品類とともに学生の教育研究に利用されている。これらの専用施設は、専門的な研究を行う上でも必要不可欠となっている。一方、実技系の授業をサポートするためのトレーニングルームを伴ったアリーナ（体育館）も置かれており、授業や課外での活動に利用されている。これらの施設は大学における公開講座においても利用すべく整備が進められている（根拠資料 8-4）。

一方、高崎キャンパスでも看護学部があることにより演習室を数多く用意し、学生の実習・演習や授業後の自習活動としても利用されている（根拠資料 8-5）。

教員については全学部とも職位が講師以上の教員には平均で一人一室約 27 m²の広さの研究室が与えられており、書架・研究用机・椅子・電話機に加え、学内 LAN などが整備されており、パソコンを有効活用できる環境が整備されている。また、共有ラウンジにはコピー機などが設置されており、更に共同研究や FD 活動を促進するために、ミーティングルームなども各キャンパスに置かれている。

研究室に関しては大学業務時間外であっても自由に入退室ができ、個別の研究をサポートできる環境が整備されている。また、学問領域によっては専用の実習室・演習室も置かれており、

より実践的な教育研究が行えるよう環境を整えている。加えて教員には週 1 日を研修日として自身の教育研究に従事できる時間が確保されている。

研究活動促進のため本学においては以下のような研究目標を掲げ、本学ホームページなどにより学内外の関係者に明示している。

- ①グローバルな視点に基づく研究の遂行
- ②柔軟で斬新な発想に基づく研究の遂行
- ③社会還元可能な研究の遂行
- ④連携に基づく実学重視の研究の遂行

教員の研究費に関しては一般研究費が学部、職位に関係なく一律 10 万円とし、主に消耗品、印刷、文献複写、通信や学会の会費等の小額の経費に充てるものとし、それ以外の研究に関わるものには、全て特別研究費と三俣記念基金研究費として申請を行い、審査会を経て交付を行うこととしている（根拠資料 6-21、6-22）。この研究費の運用は、与えられた金額の範囲内で単に物品を購入するという研究に対する意識の希薄さを是正し、本来的な研究に必要な経費は自ら獲得するという意識を醸成させながら、研究の活性化を促すための措置として講じられている。従って、特に申請件数の制限は設けず、また、合計金額に上限を設定していないため、熱心に研究を行い有効な研究費の活用を目指す教員には有用な制度として機能している。

一方、この研究費申請の書式は科学研究費申請様式に準拠しており、学内の研究費申請を行うことで、科学研究費申請がスムーズに行えるよう学長の指導のもと取り入れたものである。以来ほとんど申請がなかった科学研究費も今日までの間、毎年多数の申請が行われ、採択者も年々増加している（根拠資料 8-6）。さらにこの科学研究費申請に関しては、採択後の取り扱いなども含めて学長が説明会を開催し、全教員について一律に参加の義務付けを行っている（大学基礎データ表 8、根拠資料 6-22）。

本学においてはティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントは授業運営上特段の必要性が生じていないので現状では置かれていない。ただし大学付置施設である医学生理学研究所に関しては研究員を採用しており、自身の研究活動に加えリサーチ・アシスタント的な役割も担っている。また、医療系の学部やコースにおいては非常勤助手を多数採用しており、学内外の実習・演習の補助活動にあてており、ティーチング・アシスタント的役割を担っている。今後こうした状況がさらに増加してくる可能性はあるため、将来的にはティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントを置くことも検討している。

コロナ禍でも必要とされたオンライン教育への対応に関しては、法人本部システム課の専門の職員とコンピュータセンター（現データサイエンスセンター）の教員らが協力して対応を進めた。基本的にはコロナ禍であっても人数制限などを行いながら多くの科目で対面授業を行いえたため、必要となる設備や機器備品類などの新規購入は最小限の対応で済み、学生への影響

は生じなかった。ただしこれを機に、今後もこうした状況で授業を進めていくこともある程度考えていかなければならないと思われ、大学全体のネットワークシステムの見直しが図られている。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学の研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程には、「公的研究費等の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関する規程」「上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会規程」が策定され、この規程に則った内規、規範も整備され、研究活動を行う上での指針となっている（根拠資料 8-7、8-8）。

この規程のもと学長、事務局長、法人財務部門担当者が年に数回、各学部教授会において研究費利用に関する説明会を開催しており、規程の遵守とともに研究費の取扱いについての注意喚起を行っている（根拠資料 6-23）。

本学では、看護学部が続いてビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科に柔道整復師コース、救急救命士コースが設置されたことにより医学系の研究が盛んに行われることとなり、それを機に倫理に関する前述の規程を策定した。この規程に基づく委員会組織は、高崎キャンパスに医学生理学研究所が設置され研究活動が行われていることもあって、遺伝子組換え実験安全管理規程、ヒト由来資料を用いた研究における倫理規程も順次取り決められ現在に至っている。（根拠資料 8-9、8-10）これらの各委員会には学外有識者も参画して審議を行っており、適切な対応が図られている。

こうした先端的研究指導は学長が牽引して行っており、医学生理学研究所の所長も学長が兼務し、自らも医学系研究者として本学の研究活動にリーダーシップを発揮している。また、教員全体に参加を義務付けている科学研究費の申請説明会において、同時に研究倫理に関する注意喚起も行っている。加えて全教員は Web 上で研究倫理に関する研修・チェックテストを受講することとなっており、研究倫理についての理解の促進を図ることができている（根拠資料 8-11）。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については各キャンパスの総務課と法人本部総務部において随時点検確認を行っている。その結果を受けて予算措置が必要となるもの等については運営連絡会議（根拠資料 8-12）にて検討審議され、さらに常任理事会にて審議される。中期計画にも反映されている看護学部における教育研究機器備品類の整備についても、学部教授会から要望が上がって運営連絡会議において検討がなされている。さらに大学全学的な IT 環境の見直しも課題として取り上げられ、コロナ禍においても活用したオンデマンド型授業に対応した教室の整備や、Wi-Fi 環境の増築工事などが実施され、さらに大学全体的なネットワーク環境の見直しの検討も進められている。また空調設備の改修、照明機器等の LED 化も各キャンパス総務課が主として対応し整備にあたっている。

8.2. 長所・特色

学内の一部施設・設備は老朽化してきているが、それらに対応すべく改修工事等を進めるための予算措置が毎年計上され、補修・改修工事を計画的に実施している。具体的にはトイレ改築、照明の LED 化、空調設備の刷新などであり、キャンパス・アメニティの向上に向け積極的に取り組んでいる。さらに耐震化に向けた予算措置も中期計画に組み入れられ対応が図られている。

図書館の運営においては、昨今の学生たちが読書離れしてきていることを受けて、数年前から学生たちによる図書の選書ツアーを実施している。これにより専門書以外でも学生たちが図書に関心を持ち、学習効果を高めるとともに、図書館利用率の向上にも貢献している。

8.3. 問題点

施設については、担当部署が中心になり法定点検や各種メンテナンス等を行っており、学内での教育研究活動が円滑に行われるよう取り組んでいるため特段の問題は生じていないと思われる。ただ学内には大学設置後相当年数が経過した建物もあり、これらの施設・設備の今後の改修、改築については検討が必要である。

また、現状での教育研究環境の方針に関しては既に数年が経過しており、中期計画などとの関連性も希薄であると言った点が指摘される。2023 年度に設置された内部質保証会議において、

中期計画のより具体的内容を補完するよう内部質保証委員会に指示が出されているので、今後内部質保証委員会において教育研究環境の方針案を検討し、施設・設備の具体的な拡充計画などを内部質保証会議での検証を経て、中期計画に反映させる必要がある。

8.4. 全体のまとめ

本学は、教育研究等環境に関する方針および研究に対する基本的な考え方を定めて運営管理を進めている。これらの方針のもと施設・設備は定期的な補修・改修も行われ、中期計画において学内の耐震化に向けた対応も検討している。また、学生のキャンパス・アメニティ向上に向けて、照明設備やトイレなど一部施設の改築工事も行っており、学生や教職員が安全・安心・快適に教育研究活動に専念できるよう教育研究環境づくりに努めている。

また、教員の研究費の助成や外部資金獲得のための支援を学長の指導の下に積極的に行っている。研究倫理や研究活動の不正防止についても、適宜研修会を開き規程遵守の取り組みを促進させており、大学全体で研究倫理に対する意識の向上を図っている。

以上のことから、本学は大学評価基準に照らして十分な水準であると言える。

根拠資料

- 8-1 本学ホームページ「大学の概要：情報公開→教育・研究目的達成のための施設・設備に関する方針」
- 8-2 例示：『看護学部履修要項・学生便覧』2023 年度掲載 上武大学ネットワークを利用するにあたって
- 8-3 本学ホームページ「附属図書館」
- 8-4 公開講座チラシ「スポーツアカデミー in Jobu」（2022、2023 年度分）
- 8-5 看護学部履修要項・学生便覧抜粋（P88）
- 8-6 科学研究費採択者一覧
- 8-7 公的研究費等の取扱い並びに公正な研究活動の推進に関する規程
- 8-8 上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会規程
- 8-9 遺伝子組換え実験安全管理規程
- 8-10 ヒト由来資料を用いた研究における倫理規程
- 8-11 【上武大学】コンプライアンス理解度テスト
- 8-12 運営連絡会議規程

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

学則第1条第1項には、「地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与することを使命とする」と定め、同条第2項第4号には「地域社会や国際社会に貢献できる人材の育成」を具体的な目標の1つに掲げている（根拠資料 1-2）。また、中期計画においても地域貢献・社会貢献事業等を掲げている（根拠資料 1-14）。さらに、各学部・大学院には国際交流委員会が設置されており、国際的な視野を持ち、国境を越えて相互に理解し合える国際人としての基盤を養うことを目指して、様々な国際交流に資する授業やイベントを企画・運営している（根拠資料 4-1、4-2、4-3、9-1）。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

○学外組織との適切な連携体制

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

○地域交流、国際交流事業への参加

学則および中期計画の定めに従い、上武大学における教育研究活動の支援を行う教育研究センターでは、「産学連携、高大連携その他地域連携の推進に関すること」が執り行う具体的な事業の1つとされている（根拠資料 2-9）。

また、地域との密接な交流を深めるためのボランティア活動の推進およびその支援を図るため、本学にはボランティアセンターが設置され、①本学の学生および職員のボランティア活動の支援、②ボランティアに関する情報の収集、管理および提供、③ボランティア関係機関、関係団体および関係自治体との連絡調整などを行っている（根拠資料 3-4）。

看護学部では、2022年度からの新カリキュラムに「災害看護実習」（必修科目）を取り入れた。この背景には、高崎市と被災者支援に関する「災害時における施設の一時利用に関する協

定」を締結し、本学高崎キャンパスが災害時には一時避難所としての機能を担うことになったことで、2023 年度から新設された新町防災アリーナでの実習や、高崎市の防災訓練にボランティアとしての参加が始まった（根拠資料 9-2）ことがあげられる。学外組織との適切な連携体制は、高崎市のほか伊勢崎市とも、「災害時における避難場所としての使用に関する協定書」を取り交わし、本学の伊勢崎キャンパスを災害時における避難場所として使用する協定を締結している（根拠資料 9-3）。

また、地域社会との交流を図るため、高崎キャンパスの所在地である高崎市新町の新町商店連盟、新町商工会とは本学と包括連携協定を締結しており、ボランティアサークルの学生たちが、新町七夕まつりに参加して七夕飾りの取り付け作業や撤去作業に携わるとともに、毎年開催される新町フェスタにおいて新町商工会青年部と協同で企画・運営を行っている（根拠資料 9-4）。さらに、伊勢崎キャンパスが所在する伊勢崎市とも包括連携協定を締結しており、同キャンパスの学生が、伊勢崎市の魅力や本学の魅力について発信を行うため、伊勢崎市役所へ赴き、市の広報担当者との意見交換等を行っている（根拠資料 9-5、9-6【ウェブ】）。

一方、本学の澁谷学長は、公益財団法人金原一郎記念医学医療振興財団の理事長、国立研究開発法人産業技術総合研究所の生命倫理委員会委員、公益財団法人高松宮妃癌研究基金の学術委員、および公益財団法人佐々木研究所の研究評価委員会委員その他に就任している（根拠資料 9-7）。このほか、相当数の本学教員も伊勢崎市や高崎市等の公共団体などの各種委員を担っている（根拠資料 9-8、9-9）。

社会連携・社会貢献に関する活動を、学生にとって地域社会の課題や問題を知る実践的な教育活動として捉え、ビジネス情報学部各学科の教養選択科目として「社会貢献実践」を設置し、学生が自発的にボランティア活動に取り組み、グループ学習や現地実習、ディスカッション、結果報告会（プレゼンテーション）などを行うというアクティブラーニング型の授業を開講している。この授業のなかで実施された活動としては、高崎キャンパス東の烏川河川敷に飛来する白鳥のために行われた周辺の環境整備活動があげられる（根拠資料 9-10【ウェブ】）。看護学部において災害看護実習が実施されたのは前述の通りであるが、過年度においても、実習施設である病院や幼稚園のクリスマス会や納涼祭への参加の実績がある。

また、2022 年、手がき文化研究所から、本学理事長と絵手紙創始者小池邦夫氏との長年にわたる交流から紐解いた絵手紙の軌跡・ルーツに考察を加え、数々の絵手紙作品とともに解説を加えた書籍「まるごと絵手紙まるごと小池邦夫 in JOBUI」が出版された。その書籍の出版記念として小池氏のトークショーおよび本学卒業生の落語家三遊亭金朝氏と高崎市出身の落語家林家つる子氏を招いて、手紙にまつわる落語を披露するという公開講座を開催した（根拠資料 9-11【ウェブ】、根拠資料 9-12）。さらに、この公開講座が開催された学園祭

（雑草祭）において、「絵手紙 SDGs 展」が開かれ、学生のみならず地域住民の方たちにも SDGs を身近なものとして理解していただくという意義のある取り組みを行った（根拠資料 3-2）。

このほか、伊勢崎市との包括提携に基づき、本学伊勢崎キャンパスにおいて、各年度、「スポーツアカデミーin JOBU」という公開講座も開催している。この公開講座は、本学駅伝部の監督や陸上部コーチらの指導のもと、実技を通じて有効なトレーニング方法を体得していただく内容である（根拠資料 8-4【ウェブ】）。加えて、地元高崎市が主催する産学官連携事例についての発表会「高崎市内私立大学・短期大学連携事例発表会」に、本学学生が毎年度参加して、産学官の連携事例の発表を行っている（根拠資料 9-13【ウェブ】）。以上のほか、医学生理学研究所では産婦人科疾患の克服を目指して、企業（2015 年～2020 年はデンカ生研（株）、2022 年以降はシノテスト（株））との連携研究事業を行っている（根拠資料 9-14【ウェブ】）。

地域交流についても積極的に取り組んでいる。例えば、2022 年度の群馬県民マラソン大会では、救急救命士コースの教員と学生 117 名が運営補助として参画した（根拠資料 9-15【ウェブ】）。また、本学硬式野球部では、毎年度、野球部員たちが地元の伊勢崎市特別支援学校の生徒たちに対して野球教室を開くなどをして、交流を続けている。

国際交流についても、コロナ禍での海外渡航が困難な状況のなかでも工夫をしながら積極的に取り組んでいる。具体的には、2021 年度および 2022 年度において、シンガポールの南洋理工大学の学生たちとリモートでの交流事業を行った。その際、本学での教育の一環で行われている絵手紙を題材に取入れた取り組みを実施し、同大学で開催された「Arts Festival 2023」に、本学学生が「絵手紙ワークショップ」で参加した（根拠資料 7-14）。

以上の本学の社会連携・社会貢献への取り組みについては、全学的な内部質保証の対象とされており、その適切性について、恒常的・継続的に点検・評価し、より良い取り組みになるよう改善を図っている。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、社会連携・社会貢献に関する活動は、地域社会等のニーズに合わせながら毎年度積極的に行っているが、これらの活動内容は、点検・評価を行いながら改善・向上を図ってい

る。具体的には、ボランティアセンターは、センターによる活動状況を年度ごとに振り返り、良かった点や改善すべき点を認識した上で次年度に向けた課題を挙げている。同様に、ビジネス情報学部の国際交流委員会でも、同委員会による活動状況を点検・評価して、次年度に向けた課題も挙げている（根拠資料 9-16、9-17）。

実際に改善・向上に取り組んだ社会連携・社会貢献に関わる実例としては、2020 年の新型コロナウイルス感染症の影響から、今までのような国際交流を行うことが困難になった際、本学では、オンラインによる海外の大学との交流などで学生が国際交流・異文化コミュニケーションを体験できるようにしたことがあげられる。実際に海外に渡航することが困難になっても国際交流の取り組みを継続することを目指して、創意工夫をした取り組みと言えよう（根拠資料 7-23【ウェブ】）。

なお、社会連携・社会貢献の活動状況について、各学部・大学院、教育研究センター、ボランティアセンター、国際交流センターの各部署における各年度に実施する PDCA サイクルで改善・向上を図っている。2022 年度に設置した内部質保証会議では、その状況を把握し、全学的な観点から課題、問題点を確認し、より充実した社会連携・社会貢献活動となるように各部署に指示・助言を行うことになっている。

9.2. 長所・特色

学則および中期計画にも定められている通り、本学は、「地域社会の文化の向上と産業経済の発展に寄与することを使命」として、社会連携・社会貢献に関わる活動に積極的に行っている。

2009 年度より、学生たちに専門的知識だけではなく人間性の涵養に必要と思われる幅広い教養を身に付けてもらうために教養系科目である「美術」に絵手紙を取り入れた。同科目は年々履修学生が増え、本学における名物授業となってきた。そこで、絵手紙という手がき文化を学内だけにとどまらず幅広く地域社会に広めるために手がき文化研究所が設置された。同研究所が主催する地域貢献・社会貢献活動の取り組みの一環としての絵手紙の公開講座は、例年満席となる盛況で、地域住民の満足度は高いと言えよう。また、社会のニーズを取り入れ開催した絵手紙 SDGs 展では、学生のみならず地域住民の SDGs に対する理解促進に貢献した。

学生によるボランティア活動では、日頃から地域住民が抱える課題を目の当たりし、学生はそれらの課題を自らの課題として大学に持ち帰り、社会貢献実践の授業において課題解決について検討し、改善策を地域に提案している。

国際交流では、コロナ禍で現地へ赴くのは厳しい状況においても、オンラインでシンガポールの南洋理工大学と絵手紙を使った交流を図った。また、2024 年 2 月には、パリに赴き絵手紙を使って現地の方との交流を図り、積極的に国際交流に取り組んでいる。

これらのことから、本学の特色を活かした、様々な社会連携・社会貢献活動が実践されていると言えよう。今後も定期的に点検・評価を行いながら、地域・社会・世界の情勢に絶えず目を向け、引き続き社会連携・社会貢献活動を継続的に取り組んでいきたい。

9.3. 問題点

現時点では特段の問題はなく、地域社会や国際社会に貢献できる人材の育成を目指して今後も社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいきたい。

9.4. 全体のまとめ

社会連携・社会貢献に関する活動については、ボランティアセンターや各学部・大学院の国際交流委員会などを中心として、積極的かつ継続的に十分に取り組んでいる。

地元自治体などの学外組織との適切な連携体制はとられており、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動や地域交流、国際交流事業についても、手がき文化研究所を中核とした様々な取り組みを行っており、充実した内容となっている。

根拠資料

- 9-1 大学院教員会議議事録（2022年6月）
- 9-2 災害時における避難場所としての使用に関する協定書（高崎市）
- 9-3 災害時における施設の一時利用に関する協定（伊勢崎市）
- 9-4 高崎市新町地区活性化のための連携・協力に関する協定書
- 9-5 伊勢崎市と上武大学との連携協定に関する協定書
- 9-6 本学ホームページ「ニュース&トピックス：「広報いせさき」で本学学生が記者として記事を執筆しました」（2022年12月1日）
- 9-7 学長受諾の委員委嘱一覧
- 9-8 本学教員の公共の委員委嘱一覧（伊勢崎キャンパス）
- 9-9 本学教員の公共の委員委嘱一覧（高崎キャンパス）
- 9-10 本学ホームページ「在学生の方：シラバス→社会貢献実践シラバス」
- 9-11 本学ホームページ「ニュース&トピックス：絵手紙公開講座・トークショーが行われました」（2022年10月12日）
- 9-12 『上武大学広報』105号
- 9-13 本学ホームページ「ニュース&トピックス：市内私立大学・短期大学連携事例発表会で本学学生が事例発表を行いました」（2023年2月22日）

- 9-14 本学ホームページ「医学生理学研究所：研究・活動報告→企業との共同研究についてのご報告」（2022 年 8 月 4 日）
- 9-15 本学ホームページ「ニュース&トピックス：「ぐんまマラソン」に本学救急救命士コースの学生 117 名が救護ボランティアとして参加しました」（2022 年 11 月 8 日）
- 9-16 ボランティアセンター活動報告書（2022 年度）
- 9-17 ビジネス情報学部国際交流委員会活動報告書（2022 年度）

第 10 章 大学運営・財務

(1) 大学運営

10.(1) 現状説明

10.(1).1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学における管理運営方針については、それぞれの組織（教員では協議会や教授会、事務職員では運営連絡会議）（根拠資料 8-12）を通じて所属する各部署の責任者に伝達されている。教授会においては学部長が各構成員に対して説明し、事務の各部署においては事務局長、事務長、法人の部長等がその役割を担っている。このもととなる基本方針は毎年予算編成を終えての 1 月上旬に、理事長が全体集会の場において説明している。このように、各部門・部署との予算折衝が終了し、次年度の具体的な計画案がある程度見通せる段階において、正式な予算案が決定する前に本学教職員に周知されている（根拠資料 10-1-1）。こうした場において具体的な計画（中期計画や事業計画等）が提示され（根拠資料 1-14、10-1-2）、現状では明文化されたものはないが、大学運営の基本方針についての理解は細部までいきわたっていると言えよう。

基本方針に関して 2023 年当初においては、

- ①3 度目の大学認証評価を控えて、自己点検評価を推進していくとともに、内部質保証体制を早急に構築していく。
- ②中期計画に基づく施設・設備の拡充を図り、新たな入試制度などの検討を行いつつ学生募集を強化していく。
- ③厳しい経営環境のもと、経費節減を目途とした管理運営を行っていく。
- ④現在の学部・学科、コースの定員について見直しを検討し、それぞれの現状に応じた新たな定員管理を実施する。そのため極力退学者を出さないよう個人指導の徹底を図る。

などが提唱された。

このような方針のもと、学部においては学部長から諮問機関である各種委員会に問題提起がなされ、関連する委員会で審議した後に教授会に再度具体的案件として議案が報告される形になっている。また、学部間調整として各委員会の連絡会議も開催されており、調整が行われた

後、学長が議長となる協議会にて審議検討されることになる。こうしたプロセスにより本学での管理運営方針は明確な形となって浸透している。

10.(1).2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法・権限の明示
- ・ 役職者の選任方法・権限の明示
- ・ 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

大学運営に関する基本的事項は大学設置基準その他関係法令に即して執り行われており、寄付行為や学則などの諸規程により運営がなされている（根拠資料 10-1-3、10-1-4）。加えて本学の組織については教育職員組織規程、事務局組織規程に定められている（根拠資料 6-5、5-7）。

また、学長、副学長、学部長、研究科長等はそれぞれの選考規程により選出されている。（根拠資料 10-1-5、10-1-6、10-1-7）。学長、副学長の選考に関しては、「人格見識にすぐれ、秀でた学識および経験が豊富であり私学教育に対するあふれる情熱を持ち、卓越した管理、運営能力を持つ者」という基準を満たした者の中から、人事委員会にて審議された後に、学長は理事会の、副学長は常任理事会の同意を得て理事長が任命し、副学長は常任理事会の同意を得て同じく理事長が任命している。学部長他大学のその他の役職者に関しても同様の基準により、常任理事会の同意を得て理事長が任命することとなっている。

学長は理事会内規Ⅲにより、「学長は学校法人の理事であり、理事長を補佐するものである。理事会は建学の精神を具現化する権限と責任を学長に委任し、学長は本学における教学面の責任者として、建学の精神にのっとり、教育、研究業務の推進をはからねばならない」とうたわれており、同様に学部長、研究科長も「学長並びに副学長を補佐し、学部内および大学院内の権限と責任を有するものである」とうたわれている（根拠資料 10-1-8）。

このことにより学長は本学における教学面の最高責任者として位置づけられており、同時に法人の理事としての役割も担うことが明確となっている（根拠資料 10-1-9）。その責任と権限

において、大学における教育研究議案の審議を行う協議会において議長の役割を担い、意思決定を行っている。また、学部長、研究科長は各学部・大学院内において学長を補佐しながら、学部・大学院における教学上の案件を審議検討する教授会、教員会議の議長を務め、学部・大学院運営を円滑に行うための責任と権限を有することが明確となっている。

本学の教授会は学則第8条の規定により教授会規程（根拠資料 10-1-10）が定められ、その運用が図られている。更に教員の昇任に関する案件や教授会の議を経て行う重要な事項の審議のために、学則第7条に基づく正教授会も規程とともに置かれている（根拠資料 6-13）。

教授会においては教員の組織について定義し、以下に関する事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることとなっている。

- ①学生の入学、卒業に関する事項
- ②学位の授与に関する事項
- ③教育課程の編成に関する事項
- ④成績評価、単位認定、単位互換に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

学生からの意見の聴取に関しては、2023年度は内部質保証委員会の活動として各種アンケートを実施している。その結果は本学構成員に対して周知されるとともに、本学ホームページ上に公開している。また、本学では各学年配当の少人数ゼミやチューター制度を通して、学生からの要望事項などを聞き取りつつ大学運営に反映させている。また、本学学園祭である雑草祭開催準備段階から、この実行委員らと学生指導委員会委員らによる定期的な会議を開いており、授業関係とは異なる場において、学生たちから自由な意見を出してもらっており、こうした意見も委員会から教授会へと報告事項として情報があげられることになっている。

大学における危機管理の体制については現在のところ明文化されたものではなく、組織として編成された部署も置かれていない。しかし、想定される様々なリスクに関しては、医療関連のもの、災害・防災関連のもの、IT関連のもの等につき、それぞれ専門の教員がいるため、これら教員の意見を聴取しつつ対応を図るようにしている。

実際にコロナ禍にあつては医療的な立場からの意見を聴取し、オンデマンド型の教育に切り替える際にはIT系教員の協力を仰ぎつつ、授業も円滑に進めることができた。本学のように構成員が少ない組織では、教員組織と事務組織の協働・連携は欠かせないため、日常的な業務の中でもこうした関係が構築されており、様々なリスクに直面しても今までに積み上げてきた経験から対応が可能となっている。また、大学単独で判断できないような案件についても、例えば近隣市町村との連携調整が必要な場合などにおいて、既に連携協定等を各市町村と締結して

いるため、情報交換を進めながら迅速な対応を図ることができるようになっている（根拠資料 9-4、9-5）。

なお 2023 年度に開かれた内部質保証会議において、危機管理体制に関する整備が指摘されており、2024 年度中に内部質保証委員会において具体案が検討され、規程と体制の整備を図ることとなっている。

10.(1).3. 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性・透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定

予算編成については法人本部財務部が所掌している。例年 11 月末に各部署の責任者が次年度予算案を作成し、理事長、財務部長との予算折衝を行う形で進められる。ただその前に法人の総局長が議長を務める運営連絡会議（根拠資料 8-12）において、次年度への予算措置が必要と思われるものについては議案として審議を行っている。また、教授会や各種委員会からの要望案なども、各キャンパスで取りまとめて事務長が会議にかけている。こうしたプロセスを経て年末での予算折衝を行っており、教育研究上必要と思われる事項が予算案に反映されることになっている。

また予算の執行状況についても、各部署の責任者（予算案作成者）あてに年度途中の四半期に分けて明示しており、各責任者はそれを受けて調整を行っている。執行状況は現在の運営連絡会議での報告・審議案件でもあり、会議構成員が各学部長など教員役職者らとも情報を共有しながら調整を進めることとなっている。

予算編成、執行状況いずれの場合でも一部署だけで情報を保有するわけではなく、各部署の責任者とは各種会議・委員会等を通じて情報を共有しており、その中で全学的な対応が望まれるような案件に関しては追加予算編成などの措置も講じられる。その点で透明性は担保されていると言えよう。また、これらの財務的な情報は大学のホームページにおいて公開している。

内部統制に関しては明文化された指針や規程等はない。しかし、公的研究費の取扱いに関する規程の中で、全学的な責任体制などが明記されており、研究上のコンプライアンスに関する取り組みなども明記されている。これらを援用するような形で新たに本学全体の内部統制指針やコンプライアンスに関する規程など、2024 年度中に検討を進める予定である。

10.(1).4. 法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科がある伊勢崎キャンパス、ビジネス情報学部国際ビジネス学科、看護学部、大学院がある高崎キャンパスの 2 つのキャンパスがあり、それぞれに事務職員を配置している。各キャンパスとも事務職員の組織構成は同じであり、教学課、総務課、就職課があり、これらの事務を統括する事務長が置かれ、それぞれの学部や大学院に関する業務処理を行っている。この他に本学全般に関わる業務処理を行う大学本部が伊勢崎キャンパスにあり、総務課と入試課という部署に加え、教育研究センター、国際交流センター、ボランティアセンターも置かれ、事務局長が本学全般にわたり業務の統括を行っている。これらの事務組織の構成と人員配置はそれぞれの業務量と効率を考慮して適正に配置されている。

また、高崎キャンパスには法人本部があり、企画広報、財務、総務の各部門が置かれ、それぞれ本学の後方支援業務を執り行っている。主には本学の広報活動や学納金処理業務、法人全体の施設・設備に係る業務、IT 化推進や、本学全体のネットワーク関連業務に加え、研究費申請の補助的業務なども執り行っている。また、新たに地域貢献活動などを積極的に展開する場として、高崎キャンパス内に絵手紙ギャラリー&ミュージアムも開設され、大学内で取り組んだ様々な企画作品の展示や公開講座などを定期的に開催している。ここにも専任の職員を配置し、様々な取り組みの準備作業を担うこととなっている（根拠資料 10-1-11）。

キャンパスが 2 つに分かれていることから、業務遂行に関しては情報共有や意思疎通が不可欠であり、これを補うために定期的に運営連絡会議を開いている（根拠資料 8-12）。これはそれぞれの部門責任者（事務局長、事務長等）が参加し、事務処理上問題となることやキャンパスごとの行事、施設・設備の補修や改築など、大学運営を行っていくために必要となるあらゆる事項について、それぞれ共通認識を持ち、また、現在問題となっていることの解決のために、検討審議を行う会議であり、審議結果や報告案件は各部署の責任者からそれぞれの部署構成員に伝達されている。この会議でおよその業務目標なども共有され、それぞれの部門に浸透させていくことで、業務処理が効率的に支障なく行われるようになっている。

こうした事務組織はルーチン化された業務の見直し、改善を行いながら、より効率的な業務の推進を行っていきけるよう努めており、適切な人員配置を行うことで、円滑な大学業務を支援している。さらに定期的な人事異動、人事交流を行い、本学全般に亘る基本的な業務については、職員誰もが経験と知識を共有できるよう取り計らっている。

職員の採用に関しては、申し合わせ事項としての「事務職員採用試験要領」に従って採用を進めている。採用は、従来は退職者の補充を行うために実施していたが、職員の高齢化が進み、年齢バランスが崩れてきているため、中期計画においては「5 か年の間にある程度新卒者を採用し就業者に占める年齢バランスを保ち、より効率的な業務を行えるよう取り計らう」とし、少なくとも年間 2 人程度の採用を行って行くこととしている。これを受け当面中途採用も含めた 20 歳代、30 歳代の採用を継続して行うよう努めている。また、募集に関して 2023 年度には有料募集告知なども活用し募集を強化した（根拠資料 10-1-12）。

職員の昇格に関しては、運営連絡会議において各部門の責任者から候補となる職員が議案としてあげられた場合には、この会議にて検討した結果を総局長から理事長に上申している。また、会議以外においても各部署の責任者と理事長が直接協議して決定する場合もあり、加えて年に 2 回夏季と冬季に各所属長が職員の業務評価を実施して理事長に報告している。こうしたことで日常の業務についての適格性、積極性、協調性などを把握し、経験年数とともに考慮した上で決定している。このことは職員の配置・異動についても同様のプロセスとなっている。

さらには多様化する業務に対応していくために、現状では定期的な職員の人事異動を行い、大学や法人業務全般に対応できる職員を増やしている。同時に専門的知識が求められる IT 系人材などは、教育職員と協働で業務を推進している。

特に教育職員との協働が必要となる業務としては、入試関連業務がある。受験生を獲得するための各地での高校訪問は事務職員が担っており、各高校の進路指導部の情報などはこうした高校訪問の職員から入試課にもたらされる。それらの情報も取り入れながら、入試政策について入試委員会（教員組織）と入試課職員が協働して立案している。

また、学部の各委員会は事務組織の各部署と連繫しており、教学委員会、学生指導委員会は教学課と、就職委員会は就職課というように、事務職員も教員と協働して大学運営を担っている。

10.(1).5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員には意欲・資質の向上を図るために定期的な研修を行っている。学内における研修には法人本部企画広報部主導で行う新任の職員に対して行われる研修と、大学本部入試課主導により主に高校訪問などの学生募集に携わる者を対象として実施する研修、さらに教育研究センターや法人本部企画広報部が主として実施する全職員が参加して行われる研修の 3 つの態様がある。

新任研修は、主に就業規則と学内の諸規程等について説明を行い、規程・法令遵守を心がけるよう指導を行っている。学生募集に関する研修では入試の変更・改正点や大学の新たな魅力、学生支援制度などの周知を図っている。事務職員全体の研修は単に知識を補填するにとどまる内容ではなく、自ら問題発見を行いながら、これからの大学事務職員には何が求められるかなどを考える場として機能させている（根拠資料 10-1-13）。またテーマごとに専門家を招いての研修も開催しており、2022 年、2023 年と 2 年にわたり大学基準協会から講師を派遣いただいて、大学認証評価に向けた取り組みについてご説明いただいた。なお 2022 度は教員との合同研修として実施した。

事務職員の専門性を向上させる取り組みは、現状では部課ごとの業務に即して行われており、主に OJT に依存している。特に専門性が高い部署（法人総務部システム課、財務部経理課）においては、必要に応じて関連する外部の研修会に担当者を派遣し、事務処理能力の向上を図っている。また、効率的な業務を行っていくために定期的開催する運営連絡会議において各部署との連携を図っている。一方、理事長、学長、総局長からの管理運営上の意見伝達などについては会議に理事長に出席を仰ぐなどの方策を講じ、管理運営方針などが各部署にいきわたるよう調整を進めている。

10.(1).6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○監査プロセスの適切性

○点検・評価結果に基づく改善・向上

管理運営方針は明文化されていないが、基本方針は全職員に向けて周知されており、それらに則って大学運営がなされている。この一環として本学では毎年、大学基礎データを作成し、関連各部署において分析等を行った上で、ホームページで情報公開をしている。また、予算・決算については法人本部財務部によって集計・分析されており、次年度の予算編成を策定する上での指標としている。

このうち決算については監事による監査を実施しており、適切性も担保されている（根拠資料 10-1-14）。監査人による監査は、法人財務部との調整により年度当初に実施計画が策定される。その計画に基づき、詳細かつ綿密に監査が行われ、逐次会計指導を受けている。また、年に 1 回監査人と大学役職者らとの意見交換会が開かれ、監査上の指摘事項や改善事項等があれば、直接理事長や学長に申し入れられて、改善案が検討されることになっている。この意見交換会では理事長、学長、事務局長から大学の現況について説明がなされることになっており、単に数字上の問題だけではなく、その裏付けとなる大学での活動実態を把握した上での監査であると言える（根拠資料 10-1-15、10-1-16）。

また、法人の監査室は現金等を扱う各部門の業務監査を実施しており、現金出納を伴う事務処理が適正に行われているかを監査し、その結果を直接理事長に報告している。

以上の点において現状特段の支障が生じることもなく、大学運営が円滑に行われている。

10.(1).2. 長所・特色

組織が中小規模であるため、各部門や部署との連絡調整が速やかに行え、情報の収集や分析も短時間で処理でき、これらの情報がいち早く学長等にあげられる。また、その対応も指示が各部署、各所属長へと伝わるため、緊急時の対応は迅速に行えている。特に IT 化が進んだことによりペーパーレスでの業務が推進され、情報の共有も瞬時に行え、学内ネットワークにより意思伝達・決定の迅速化も進み、業務効率が向上している。そのため日時を決めて会議を開く必要性もなく、仮に自宅に待機していても情報交換や指示確認などの業務を行うことができるため、現状においては特に緊急時への対応は十分に可能であると言える。また、コロナ禍で特に認識できたことは、本学と近隣市町村との情報交換や連携協力体制が長年にわたって構築されてきた信頼関係をもとに円滑に行えたことである。こういった点は地域に根差す大学としての長所と言える。

10.(1).3. 問題点

管理運営については関与する組織や規程などもあるが、全体的な観点では必ずしも充分ではないと思われる。殊に内部統制やコンプライアンスにかかわる問題を扱う際には、学生も含んだ大学構成員に対する研修なり教育も必要となるであろうが、これらについては未着手である。リスクへの対応に関してもどちらかと言えば一過性のもので、一見人的資源を有効に活用して対応はできているようにも思われるが組織的ではなく、明文化された指針等がないだけに、将来的な不安はぬぐい切れない。

10.(1).4. 全体のまとめ

昨今では新型コロナウイルス感染症のような想定外の危機に直面することもあり、予測不能な自然災害も頻繁に起きている。また、国際紛争などによる社会情勢の悪化、さらには DX 化に伴うネットワーク上の内部的な問題や外部からの攻撃など、対応して行かなくてはならない問題は数多くあると思われる。

従来は組織的というよりは人的経験の積み重ねから対応が可能であったかもしれないが、これらの予測不可能な問題に関しては、組織としてどのように対応できるかが課題となってくると思われる。そのような観点からも緊急時のマニュアルの整備や危機管理を担える部署の設置も課題として取り組んでいく必要がある。

大学としての責務を未来に向けて果たしていくためには、その都度の一過性の対応策では不十分であり、予測不能な危機的状況でも柔軟に対応できる管理体制を構築していくことが課題である。

根拠資料

- 10-1-1 教職員配布資料「今後の大学運営に関する基本方針について」（2023 年 1 月 6 日）
- 10-1-2 事業計画（2022 年度）
- 10-1-3 寄附行為
- 10-1-4 規程集
- 10-1-5 学長選任規程
- 10-1-6 副学長選任規程
- 10-1-7 教育職員役職者選任規程
- 10-1-8 理事会内規Ⅲ
- 10-1-9 役員名簿
- 10-1-10 教授会規程
- 10-1-11 絵手紙ギャラリーパンフレット
- 10-1-12 事務職員採用試験要領（申し合わせ事項）
- 10-1-13 「内部質保証の重要性、内部質保証の取り組みのポイントについて」研修案内（2022 年 7 月）
- 10-1-14 監事による監査報告書（6 カ年分）
- 10-1-15 監査人との会合記録「公認会計士とのディスカッションについて」（2022 年 11 月）
- 10-1-16 監査法人又は公認会計士による監査報告書（6 カ年分）

(2) 財務

10.(2)現状説明

10.(2).1. 教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

○大学の将来を見据えた計画等や中・長期の管理運営方針に則した中・長期財政計画の策定

○〈私立大学〉当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

日本私立学校振興・共済事業団発表の2023年度私立大学600校の入学定員充足率は99.59%、入学定員充足率100%未満の学校数は320校でその割合は53.3%であった。本学は、2009年度においては85.2%であったが、以後2022年度まで13年間100%を超える入学定員充足率であった。しかし、2023年度は、86.2%と定員を確保することができなかった。2020年度の117%を頂点として少子化の影響が大きく、入学志願者数・受験者数・合格者数・入学手続者数・入学者数いずれも右肩下がり減少してきた。この結果を重く受け止め、次年度以降の入学定員充足率アップにつなげたいと考えている（根拠資料10-2-1）。

本学は1992年から1999年の間に教育棟、図書館棟、野球場、サッカー場等本学内のほとんどの設備について整備を行った。このことにより、2003年から2010年までの決算において支出超過が続いていたことを受けて帰属収支差額比率の改善に取り組み、2014年度決算においては、目標であった10%台を達成することができた。

安定した学生生徒納付金収入と補助金収入の確保については、収入の柱である学生生徒納付金収入の確保、つまり学生数の確保が最重要課題であり、現在のところ年度によっては入学者数の変動はあるものの、学生生徒納付金比率は、80%台で推移してきている。

支出面では、教育の充実を図るため教育職員の確保と充実に努めてきた。人件費比率はここ数年40%以下で推移しており、2022年度も34.5%と、適正な水準にある。教育研究経費は本学の教育研究目的を達成するための主要な経費であり、経常収入に対し30%台確保を予算計画の基準とし、過度な支出にならないようバランスを考慮した財政運営を心がけてきた。

また、光熱水費削減、特に電気代削減のための新電力業者の相見積もり、デマンドの設置による削減、既存建物の照明器具のLED化、保守契約等の見直し等の徹底した支出の抑制に努め、支出を少なからず抑えることができている。

その結果、2022年度の経常収支差額は、法人全体では、約85,305万円の収入超過となった。教育活動資金収支差額では収入超過（一般的に、教育活動資金収支差額が収入超過であっても、経常収支差額が収入超過でなければ、減価償却分の資金が留保されず、結局運用資産を取り崩すことにつながるため正常状態といい難いと考えている。）となっており、なおかつ借入金が無いため、直ちに運用資産を取り崩す心配はなく法人の経営基盤は安定している。

しかしながら、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保の為に、18 歳人口の減少が大きくなっている中で学生数の確保は言うまでもなく、補助金・寄付金・科学研究費などの外部資金の確保等収入の確保を引き続き重要視していきたい。

今後の見通しとして 2027 年度までの事業活動収支計算書のシミュレーションを作成した（根拠資料 10-2-2）。事業活動収入に関しては、2024 年度から前年度予算の 99%で計算した。2025 年度からも同様に 2027 年度まで計算した。一方、事業活動支出に関しては 2023 年度予算の 101%で計算した。2025 年度からも同様に 2027 年度まで計算した。これにより 2027 年度の翌年度繰越収支差額は約 4 億円を見込んでいる。

ビジネス情報学部スポーツ健康マネジメント学科に所属する学生の多くが運動部に所属しており、そのための施設整備は重要と考えている。野球場、サッカー場（2 面）の人工芝張替え資金も考えておく必要がある。

本学は野球・サッカー以外にも屋内競技であるバスケットボール・ハンドボール部もあり、2015 年 8 月 1 日、上武大学創立 50 周年記念事業として伊勢崎キャンパスに建設された「上武大学アリーナ」の総工費 67,500 万円は、第 2 号基本金に組み入れ対応してきた。今回、2022 年 8 月 22 日の理事会・評議員会において、高崎キャンパス・伊勢崎キャンパスに新たな体育館建設が了承され、2022 年～2025 年まで毎年 4 億円の第 2 号基本金を積み立てる計画が承認された（根拠資料 10-2-3）。現時点では設計・見積もりの段階まで至っていないが、この第 2 号基本金で不足する場合は、特定資産「減価償却引当特定資産」75,000 万円に対応できると考えている。

財務状況の適切性を検討する際の指標としては、収支バランスの指標である「事業活動収支計算書」および「運用資産に関する推移」を重視している。事業活動収支計算書における経常収支差額は、学校会計基準が改正され 2015 度に消費収支計算書から事業活動収支計算書に代わって以降、順調に推移している。2022 年度の経常収入は増えたが経常支出も増えたことで、比率は下降した。教育活動収支差額比率・事業活動収支差額比率も同様である。また、学生生徒納付金で人件費・教育研究経費と管理経費の合計額を賄うことができている（根拠資料 10-2-4）。

長期にわたる大学の活動継続を図るため、各種の特定資産（退職給与引当特定資産・第 2 号基本金引当特定資産・減価償却引当特定資産・第 3 号基本金引当特定資産）を設定しており、2022 年度末現在で合計約 16.4 億円が積み立てられている。

運用資産は年々増えている。2018 年度に有価証券が満期となったこともあり、資産運用収益は減少している。資産運用に対する有価証券比率も同様である。運用資産は 2015 年度の 75.1 億から 2022 年度には 133.4 億円に増加した（根拠資料 10-2-5）。

10.(2).2. 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

○教育研究の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

2022 年度決算における日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標 に基づく経営状態の区分（法人全体）」の結果は、A1 であり判定は「正常状態」である。

【フロー①】「教育活動資金収支差額が3か年のうち2か年以上赤字か」→いいえ

【フロー②】「外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過しているか」→該当せず

【フロー③】「耐久年数による区分（将来10年間ににおける毎年度の資金繰りで運用資産が費消するか）→該当せず

（ア：修業年限未満、イ：修業年限以上10年未満、ウ：10年以上）」

【フロー④】「外部負債を約定年数又は10年以内に返済できない」→いいえ

【フロー⑤】「修正前受金保有率が100%未満か」→いいえ

【フロー⑥】「経常収支差額が3か年のうち2か年以上赤字か」→いいえ

【フロー⑦】「黒字幅が10%未満か」→いいえ

【フロー⑧】「積立率が100%未満か」→いいえ

上記により 2022 年度は A1 正常状態であり、近年の財務状況は安定している（根拠資料 10-2-6）。

日本私立学校振興・共済事業団の「自己診断チェックリスト（大学・短期大学編）2022 年度版」をもとに財務比率等に関する診断を行なった。「財務比率等に関するチェックリスト」では、主な財務比率等（経常収支差額比率、人件費比率、教育研究活動収支差額比率、積立率、流動比率）を「絶対評価」、「趨勢評価」、「相対評価」という、3つの異なった観点から分析する。

「絶対評価」とは、比率ごとに目標値を設定し、その達成度を評価する（10、8、6、4、2の5段階評価）。「趨勢評価」とは、自法人の4年前の数値に比べて、状況が改善しているのか、それとも悪化しているのかを評価する（10、8、6、4、2の5段階評価）。「相対評価」とは、全国の学校法人、または学校と比較して自法人がどこに位置するかなど、母集団の中の階層区分で評価するもので、階層区分を10～1も10段階で示している。いずれの評価も、数値が大きいほど良い状況を表している。

事業活動収支状況（法人全体）の経常収支差額比率、活動区分資金収支状況の教育活動資金

収支差額比率、外部負債状況の流動比率については、絶対評価・趨勢評価・相対評価のいずれも 10 点満点であった（根拠資料 10-2-7）。

事業活動収支状況（法人全体）の経常収支差額比率は、経常収入が増えて経常支出が減少したことでさらに比率が高まった（根拠資料 10-2-8）。

事業活動収支状況（法人全体）の人件費比率は、趨勢評価のみ 8 点であったが、この計算となる 4 年前から目標の 40%を満たしているので問題ないと思われる（根拠資料 10-2-9）。

事業活動収支状況（法人全体）の人件費依存率も、上記同様である（根拠資料 10-2-10）。

学校法人における本業である「教育活動」でキャッシュフローが生み出せているかを測る活動区分資金収支状況の教育活動資金収支差額比率については、安定して推移している（根拠資料 10-2-11）。

運用資産状況を示す積立率に関して、2021 年度までは目標の 100%に達することができなかった。2022 年度には 4 億円の第 2 号基本金を組み入れたが、決算においては、101.3%と目標を達成した。レーダーチャートからもこの問題点は把握できており、ここ数年で絶対評価・相対評価いずれも 10 点になると考えている（根拠資料 10-2-12）。

運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）（根拠資料 10-2-13）、および運用資産対教育資金収支差額比（年）（根拠資料 10-2-14）は、学校法人の本業である教育活動による収支がマイナスの場合なので、本学には該当しない。

外部負債状況を示す流動比率は、流動資産が増えて流動負債が減少したことで高い数値で推移している（根拠資料 10-2-15）。

外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）は、外部負債超過額がマイナスなので、本学には該当しない（根拠資料 10-2-16）。

会計処理については、学校法人会計基準および「学校法人学文館 経理規程」等の規則に基づき正確かつ迅速な事務処理を図り、予算執行に関わる業務全体を把握できるよう、より効率的な業務体系を確立し適切に行っている。毎年度の予算は、評議員会に諮問の上、理事会で決定しており、適正に編成している。また、予算の執行は適切に処理されており、四半期ごとに目的別資金収支予算管理表および目的別前年度対比資金収支表を出力し、各学部担当者にその情報を返し、その時点での予算執行上状況を把握してもらうことで、次年度の予算作成に活かしている。予算作成時には無かった計画による支出および予算と大きな乖離がある場合には補正予算で対応している。

学校法人は、その諸活動の計画について予算を編成し、予算に基づいて運営することが求められており、その予算遵守主義が学校法人の基礎前提と考え予算を作成している。

「財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）総括表」（根拠資料 10-2-7）で重要比率と捉えている「経常収支差額比率・人件費比率・流動比率・積立率」および「教育活動収支差

額比率」については、予算と決算の数値・比率を比較し、その違いの原因が何なのかを究明している（根拠資料 10-2-17、10-2-18、10-2-19、10-2-20、10-2-21）。

内部監査室による監査は、現金・会計処理・外部資金監査および科学研究費監査等を行い、監事による監査と監査人による会計監査を実施することで、定期的な意見交換を行いながら厳正に監査業務を実施している（根拠資料 10-1-14）。

教育研究遂行のためには、基本的な研究環境が整い、今後も必要に応じて拡充する資金は用意できている。

科学研究費助成金など外部研究費の獲得については、学長が教授会において積極的に申請を促しており、毎年複数の教員の申請が採択されている（根拠資料 10-2-22）。ここ数年、受託研究は 2020 年～2022 年まで各 1 件合計 3 件（1,504,480 円）。共同研究は 2018 年～2020 年まで 5 件（2,870,000 円）であった（根拠資料 10-2-23）。

寄付金については、後援会および同窓会を中心にここ数年増加している（根拠資料 10-2-24）。

資産の運用に関しては、「学校法人学文館 資産運用規程」に基づき、安全かつ有効な金融資産の運用を図っている。法人運営の財源はすべて自己資金であり、借入金はない。現在、金融資産の普通預金は決済用普通預金として、減価償却引当特定資産・第 2 号引当特定資産は銀行定期預金で対応している。また、安全性を優先し、満期保有を原則としており国債（10 年）を保持している。為替リスクの伴う取引や株式の売買、信用取引、先物取引などは一切行っていない。今後は国債の利回りが回復していることもあり、新たに 10 年国債の購入を検討している。

10.(2).2. 長所・特色

負債の割合関係を示す負債比率、総負債比率、流動負債構成比率は、2020 年度に大きく減少したが、これは高等教育就学支援金の事務処理を円滑に行なう為に新入生（日本人学生）の入学手続を入学金だけにして、授業料等については入学後の 5 月に変更したためである。固定負債構成比率は、2020 年度から僅かに増加しているが、これは退職給与引当金の増加による。

基本金比率は 100%で、学校法人の財務の健全性を示す重要な指標の一つである純資産構成比率は 98.8%と極めて高い。繰越収支差額構成比率は、毎会計年度の「当年度収支差額」が累積されたもので、学校法人の収支均衡の状態を示す指標であり、この数値が年々減少してきており、2023 年度決算ではプラスに移行すると見込んでいる（根拠資料 10-2-25）。

10.(2).3. 問題点

補助金は学生生徒納付金に次ぐ主要な財源であり、学生生徒納付金比率とゆるやかなトレードオフの関係にある。経常費補助金は、学校法人の教育研究活動や管理運営機能、また、教育

研究に関わる環境の整備等の資金としていただいております、事業活動収入の中で大きな比率を占めている。2022年度の事業活動収入に対する補助金は、11.1%と前年度より減少傾向にある。

「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」の「財務比率等に関するチェックリスト」(学校単位)における、中途退学者率は、退学者の減少に向けて努力しているが3%台で推移している(根拠資料 10-2-26)。また、奨学費割合が高いことについては、本学はスポーツ特待生が多いことが要因で高額となっている(根拠資料 10-2-27)。

10.(2).4. 全体のまとめ

2018年度から2022年度までの「主な資金収支科目推移等」から見ても大きく悪化している科目はなく順調に推移してきていると認識している(根拠資料 10-2-28、10-2-29、10-2-30)。

2022年度決算時点の法人全体の資産総額は219.2億円であり、負債総額の2.5億円を差し引いた正味財産は216.6億円となる。借入金は0円であり現金預金と特定資産および有価証券を含めた運用資産は135億円あることから、現状の本学経営状況から判断すると潤沢といえる資金を確保しており財政基盤の確立は十分である。このことから財務基盤は安定しており、収支のバランスは確保されている(根拠資料 10-2-31、10-2-32、10-2-33、10-1-16、大学基礎データ(表9、表10、表11))。

今後も外部からの借入金に頼らない方針を堅持し、限られた財源を有効に活用して、本学の特色ある教育活動をさらに充実・発展させていきたい(根拠資料 2-21)。

根拠資料

- 10-2-1 入学者数等推移・入学定員充足率
- 10-2-2 事業活動収支計算書シミュレーション
- 10-2-3 中期計画期における予算・収支等の財務計画(第2号基本金組入れに係る計画表)
- 10-2-4 事業活動収支計算書
- 10-2-5 運用資産に関する推移
- 10-2-6 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分 法人全体
- 10-2-7 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)総括表
- 10-2-8 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)1. 経常収支差額比率
- 10-2-9 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)2. 人件費比率
- 10-2-10 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)3. 人件費依存率
- 10-2-11 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)4. 教育活動資金収支差額比率
- 10-2-12 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)5. 積立率
- 10-2-13 財務比率等に関するチェックリスト(法人全体)6. 運用資産超過額対教育活動収支

- 比（年）
- 10-2-14 財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）7. 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）
 - 10-2-15 財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）8. 流動比率
 - 10-2-16 財務比率等に関するチェックリスト（法人全体）9. 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）
 - 10-2-17 経常収支差額比率推移 予算 VS 決算
 - 10-2-18 人件費比率推移 予算 VS 決算
 - 10-2-19 流動比率推移 予算 VS 決算
 - 10-2-20 積立率推移 予算 VS 決算
 - 10-2-21 教育活動収支差額比率 予算 VS 決算
 - 10-2-22 科学研究費配分金額推移
 - 10-2-23 受託研究収入・共同研究収入の推移
 - 10-2-24 一般寄付金・特別寄付金の推移
 - 10-2-25 主な貸借対照表比率推移（負債・純資産）
 - 10-2-26 財務比率等に関するチェックリスト（学校単位）9. 中途退学者率
 - 10-2-27 財務比率等に関するチェックリスト（学校単位）10. 奨学費割合
 - 10-2-28 主な資金収支科目推移、事業活動収入・事業活動収支の推移
 - 10-2-29 主な事業活動収支科目推移、事業活動収支計算書関係比率の推移
 - 10-2-30 貸借対照表科目の推移、貸借対照表構成割合
 - 10-2-31 財務計算書類（6カ年分）
 - 10-2-32 財産目録
 - 10-2-33 5カ年連続財務計算書（様式 7-1）

終章

本報告書の作成にあたっては、大学基準協会第 3 期認証評価の基準に基づき、点検・評価にあたった。各基準について、建学の精神および学則に基づく理念・目的に基づく方針に沿った諸活動に取り組んだ結果、概ね第 2 期認証評価受審時より改善が進んだものと自負している。特に内部質保証体制については、教学マネジメント推進へ向けた方針の明示や、内部質保証会議をはじめとする組織等の整備を進めることができたと考えている。

内部質保証にあたっては、点検によって抽出された課題や、同協会からの指摘事項を、PDCA サイクルを回しながら、一つひとつ丁寧に改善していく必要がある。本学の PDCA サイクルにおいて、取り組むべき課題が多数あるが、そのなかでも優先的に解決の必要があるものを以下に提示する。

1. 「3 つのポリシーの策定のための全学的な基本方針」の決定に向けての検討。
2. 内部質保証システムを継続的かつ恒常的に運営し、その有効性の向上に努める。
3. 学位授与方針に示した学習成果を多角的かつ適切に把握および評価する方法の開発。
4. ビジネス情報・看護学部、大学院の収容定員に対する在籍学生・大学院生数比率の未充足の解消。

認証評価第 3 期では、内部質保証体制を整備し「内部質保証会議規程」を制定して内部質保証会議を設置し、その下に、内部質保証委員会を配置した。今後はこの体制の下、第 4 期に向けて内部質保証に関わる諸活動をより活発に実行し、さらに教学マネジメントの充実を通じて教育および研究水準の向上を図っていく所存である。

最後に、本報告書は多くの教職員の協力を得ることで完成することができたものであり、各位に心から感謝を申し上げ、まとめの言葉とさせていただくこととする。